

機に乗じ只管主人の利を計らんとするの觀あり。然るに彼の英領事エンヌリー氏は、其原因の在る所を詳らかに察せず、只皮想の見を以てして輕々我内商を目して不徳となす、之れ大なる謬見と云ふべし。若しエンヌリー氏にして能く其實況を詳かにすることを得ば、必ず外商等をして無謀の競争を止め、我内商に向ひ、取引上正當なる待遇と、規律正しき約定（手付金授受の如きは其一部なり）を爲すべき様の注意を與ふることあるべしと信す。然るに事茲に出でずして、單に我内商をのみ責むるは、寸毫も其效益なくして、徒勞に屬するを憾む而已。如斯今日の惡弊たる、外商等相互の競争に因り之を誘導し、自ら其損害を蒙るものなるが故に、各外商中に激烈なる競争の絶えざる限りは、我より進んで之を矯正するの必要なが如しと雖も、是は只我國居留の外商に對してのみ行はるゝ事にして、若し彼の規律正しき歐米の商業社會に於て是等の所業を爲さば、決して辭せざるのみならず、只單に其所業を疑ふのみにても、忽ち其社會より之を擯斥すべし。抑も此惡弊たる、常に善良なる内商の安全を害し、施て我國民全體の品位、信用を損するのみならず、將來我が貿易事業の擴張に大なる障礙を及ぼすべきを以て、速かに之が矯正策を施さるべからず。輸出品賣込商の狀態。世は往々外商を指して、專横なり狡猾なりと責むる者、多くは引取上にあらずして賣込上にあり。而して其唱導する所を探究するに、中には利のある所、敢て不義傲慢を憚らざる者われども、概して云へば其喋々苦情を唱ふる程の事には非ざるが如し。夫の世人が唱道

する荷物引入後破談の事たるや、細に其事情を察すれば、單に外商をのみ責むべからざるが如し。例へば外商が或る物品を買入んとするに方り、一通り數量、代價、受け渡し期限等を引合ひ、本國の引取商人へ電信を以て照會を爲し、其返信に接し、愈買入を爲さんとするに際し、我賣込商忽ち其足元を見、代價を左右することあり（時としては、曾て外商に示したる見本品にして、後日注文を受くるも、相場の変動より、最初見本を示したる當時の直段にては調達し能はざる場合もあり）、又は其品既に常商の買占むる所となり、曾に電信料を徒費するのみならず、其本國引取商人に對し、信用を失ふに至るが故、豫じめ其危険を避けんが爲め、一應買入の約定を爲し、其物品を引入れ置き、而る後電信を以て本國引取商人に引合ひ、其返信買取を諾すれば、直に其検査を爲し、速に受渡しを結了するも、若し買入を諾せざるか、又は本國の相場豫想に相違するときは、其見本と物品との間に於ける差違を發見し、之を口實として忽ち破談と爲し、或は減價を請求す、之れが爲め時として好買客あるも、本品は既に外商に押へ居らるゝを以て、時機を失ふこと尠ならず。之れ其所爲實に惡むべしと雖も、能く其實際を察すれば、其原と却つて我に在るもの、如し。全體我賣込商は、豫め自分方に於て、品質の精粗、差違を細に取調べ、夫れ／＼類別を爲し、見本と差違ならしめ置き、而して後外商館に持ち込み、萬が一にも見本違の品ある時は、速かに正品と引換渡さば、外商をして口實を見本違に托し、前に述べたるが如き奸策を逞らし能はざらしむべし。然るに我

賣込商は、豫め精密に是等の手数を爲さずして、輕々之を持ち込み商館に於て精密なる調査を爲すに及んで、自分も初めて其精査上差違を發見し、大に之に當惑するが如きことあり。此際に方り直に他の正品を以て引替へ能はざるが故、遂に口を見本違に藉り、或は破約、或は減價の談を爲さしむるに至る。尤も我輸出品は、機械製のものにあらざりて手製品のもの多し、加るに此手製品たる、大製作所に於て一定の指揮の下に爲さずして、職工各自區々に製作を爲し、之を一括して一口に賣買を爲すが故に、實は見本と他の多くの物品を、寸毫差違なからしめんとするは出來難き事情もあるべし。斯の如き物品に就ては、豫め後日紛議を防ぐべき、物品相應の約定をなし、充分注意して取極め置かば、斯る紛議を生ずること尠なるべし。然るに我賣込商は、今日迄更に精密なる手数と注意を施さざるもの、如し。且我商工業者は、資本の大ならざると一致結合の氣力に乏しきが故、彼の專横に對し、強硬主義を貫き得ず、各自競ふて賣込に汲々たるを以て、只管彼れの甘心を買はんが爲め、其專横に屈從するの事情あり、誠に歎息の至りなり。又雜貨商等の中には、常に自ら多分の物品を仕入置かすして、専ら荷主の委託販賣により營業せんとするものあり、此輩は僅かに其店に見本を備へ置き、偶々外商より多數の注文あるときは、充分其調否、請渡期限等を確めず、輕々之を約定し、而して後夫れく産地へ注文を爲し、幸にして其品の間合へば格別不都合なきも、若し之れなきときは、速に其製造を促すが爲め、或は粗製、或は見本違を生じ、或は約定期限通り

物品の受渡しを爲す能はず、爲に内外の信用を失ふものあり。如斯賣込上に於ては、前項に述べたる引取上の状態と正反對にして、我内商が充分なる手数と注意を施さずして、爲めに外商をして狼に見本違の口實を興ふるの事情あり、單に外商のみの罪に歸すべからず。

矯正策。前に述ぶるが如く、既往現在とも、貿易上引取、賣込孰れに於ても弊害尠ならず。其之を致せし所以のものは、畢竟彼我相俟つて之を醸生し、自ら其損害を受けつゝあるものなり。且是等の事たる、多くは商略、即ち取引上の掛引きに屬し、不徳義を以て目するは妥當ならずと雖も、苟も將來海外市場と直接の取引を爲し、大に商業の發達を圖らんと欲せば、速に矯正法を講せざるべからず。併しながら素と商業の本性たるや、利を以て主眼と爲し、利のある所水の卑きに走るが如く、四方探ふ處なきが故に、今遽に彼我共に此惡弊を矯めんとするは容易の業にあらざるべしと雖も、爰に我商業會議所と、居留地商業會議所との熟議を得て双方より委員を出し、仲裁法を設け内外干渉の紛議葛藤をして、或は陽に、或は陰に、隨意之に頼つて判断を求めしめ、又務めて和解仲裁の勞を取り、苟くも不義、不實の行爲あれば容易に此私裁を受くるの習慣を養成せば、漸次此惡弊を矯正するの效を奏すべし。而して其仲裁法は兩會議所協議の上、從來の實績と、實際の事實とを研究し、公平不偏の法を規定せば、賣買兩者をして各々遺憾なからしむること、敢て難事にあらざるべしと信す。

○第百五十三節、惡弊は卑屈心より來る、對外強硬氣風の發生。然れば内商一般の氣風は、益々不徳義破廉耻の方向に趨けるにあらざして、内商中に卑屈心を脱せざる者多く、已に卑屈なるが故に自信なし、自信なきが故に名譽の念薄し、名譽の念薄きが故に信用を輕んず、信用を輕んずるが故に不正を容認す、不正容認の心は横着心となり、彼れも不正を爲せり、我も亦不正を憚るに及ばずと爲すに至る。斯かる心術を抱けるものを、多數の商人中に絶無ならしむるは容易に望むこと能はずして、真正なる實業家をして嘆息せしむる惡弊は、多く此の輩醸成する所なり。而して其弊害の發するや、批難は常に實業家全體の上に落るなり。明治二十四年四月陶器貿易商の組織せる協和會員が、代金不支拂の故を以て、英八十五番「ミルン、エンド、アレン」商會に賣込拒絶を爲すや、其背後には忽ち金吾中納言を出し、陶器商の結合一致ならざるを嗤笑せしめたり。同く六月茶業組合員は、賣込の際に於けるはたゞ一條に就て、英三十四番「モリアン、ハイマン」商會へ對し賣込拒絶を爲し、表面上にはばたゞ廢止の目的を達し、粉引五斤の制限を立て、凱戦したりと雖も、其實際に於ては此制限は有名無實なりしと云ふ。内商中斯の如き裏切、若くは卑屈なる容認を爲せる者を出せるは、各種の紛議に於て常に伴ふ所なり。

(補)此はたゞ一條とは、從來製茶取引に於て、賣込の場合に臨み、笑先引を爲すの習慣あり、之が爲めに斤量を減すること非常なりとす。此に於て内外茶商協議の上、此はたゞ一條を廢止し、粉引百斤に付五斤を定めたりき。然るに清國商人錫飽なる者金主なりと噂させる英三十四番、此廢止のばたゞ一條を再興實施せしより、茶業組合員中島胤房、其不當を詰れども従はせず、依て此趣を組合事務所に報告し、組合員は出席三十名中、二十二名の多數を以て賣込拒絶を評決せり。外商は最初に於て以爲く、賣込拒絶は、内商遂に荷當みに堪むざらんと。然るに内商の決心固きを以て、遂にはたゞ一條を廢止せり、斯くて和解後に至り現品持込に際し、復た粉引五斤の制限をば、七斤とせよ、八斤とせよと強求するの弊風を生ぜり、而かも内商は之を否など云はゞ、外商の感情を失せんと氣遣ひ、唯々として應ずる者多し。人あり、其卑屈を詰れば、乃ち曰く、少數者假令強硬主義を固守するも、多數の同業者然らざるを以て、強硬主義を固守するは是れ自家の利益を犠牲に供するものなり、寧ろ滄浪の水濁らば以て我足を濯ぶべきのみと。

斯の如き有様なれば、政界に對外強硬論の沸騰したる時勢とて、實業家に對する卑屈罵詈の聲が明治二十三年の頃、頗る高さを致したるも理りなり。而して此頃より有力なる實業家は、既に商權の讓歩すべからざるを感じ、卑屈の誹謗に刺激され、從來唯々として屈從したる外商の言行に向て、容易に服從せざるに至る。

(補)明治二十三年に方り、内商の卑屈を責むる聲高かりし一證とも見るべきは、其當時發行の商業協會雜誌の紙上に左の如き一文の掲載さるゝを見たり。

僅々たる少数出稼人の外商は、此大日本に來り、治外法權を堅城と頼み、自國の殖民地かの如くに思惟しつゝ住し、我外國貿易を左右し、我商權を蹂躪するも、内商の一致團結力薄弱にして、未だ恢復に至らず。加之、商館番頭口錢、藏番料及びかんく料の如き弊だも除去の運に達せずして、内商が商品を買取るの際に於て、其實情を知らざるものは、彼の輩に與ふる口錢の多少に依て、其商品を番頭の爲めに左右され、以て計らざる損失を來す、是れ畢竟館主と直接賣買を爲すの勇氣なきなり。

蓋し商館番頭の弊害に就ては、是より先き既に批難の聲高かりしなり。然れども此頃尙は其弊害の攻撃よりは、先づ内商を叱咤するの聲高く、二十四年九月の神戸商業會議所月報の紙上にも、今や商業社會の革命は、大旱の雲霓を望むに比すべきものあり。此時に當て改革者の任に當るもの、夫れ果して何人ぞ。彼の舊商業地に居住して、祖先傳來の資産に依頼する者の如きは、自から奮て改革者たらんことは甚だ難しと云ふべし。然らば則ち時勢の變遷に乗じ、三十年來に勃興したる新開港地に來り、自家の才力を以て一家を經營するに至りたる、神戸商人の如きは實に改革の適任者と云はざるべからず(略)。夫れ我國各開港場に於ける内外人取引の實情を知るものは、誰か其内商の卑屈にして、外商の亂暴なるに驚かざるものあらんや。特に神戸外人居留地に於ける取引に至ては、殆んど日本人として之を聽き、之を見るに忍びざるなり。

是れ神戸に於て對外強硬主義の政見を持せる、法學士櫻井一久の憤慨なりき。神戸貿易雜誌記者は、内商の卑屈に原因せりとて『廢すべきもの二あり大將の號と屋敷の稱』と題し左の如く記せり、居留地商館の主人を指して大將と號し、商館を屋敷と稱す云々。夫れ大將と云ひ、屋敷と云ひ、我國に於ては共に是れ尊稱なり、彼れ外商及商館を呼ぶに此尊稱を以てす、吾人は此語を用ひ創めし徒輩に對して不滿なるは勿論、今日猶此語を繼承使用するは甚だ非なり。已に其子弟に命じて『屋敷へ行け』『大將に面談せよ』と云ふ、子弟より用語の起原を知らず云々。故なく外商崇拜の習慣に染ひ、是をこれ卑屈と謂はざるべけんや云々。又外商にして新に來りし者は、唯さへ日本を目し劣等なりと合點し、頭から日本を呑んでかゝり居るに、是等の者に對し、大將とか、屋敷とか稱する時は、彼は増々傲慢となり、靴もて見本をわしらうに至るべし云々。

明治二十五年に至り、實業界の憤慨巡禮者たる前田正名は、神戸に來りて左の如く演説せり。開港以來、貿易商人の爲す所を見よ、決して世界普通の商業と云へるものにあらず、其賣るや、頭を低くし腰を卑くして他の鼻息を窺ひ、其買ふや又之れに同じ、今其一二の例を擧げて其現狀を描寫せん。糸、茶は我物産の首位を占め、我國の命脈之に繫れり。而して其商人等は、銘々孤立の營業を爲し、會て協同一致の體なく、之を賣らんとするや、若し居留外商の購ふ所となるにあらざれば、他に又販路なきが如く、異様の風體を爲せる手代輩、居留地の城門に蟬集し、恰も

雇人請宿に、婢僕の群集せるが如く、互に相排し相争ふて其賣捌を急げり。而して外商は悠然として城内に安座し、天氣惡し、更に明日を期せん。曰く所用あり、後刻再び來れど。傲然之を城外に逐ふ、其甚だしきに至ては、犬を吠して之を追逐するに至る。此の如くにして再び三びし、漸く賣買の約成るや金錢授受の期に至れば、糸は不揃なり、茶は葉粉を混せり、雜貨は標品に違へりと稱し、價格の割引を命ず、於是乎甲は拾錢を九錢とし、乙は又八錢とし、丙は又七錢とす、競争賣して終に自ら正當の價格を崩せり云々。

言少しく矯激に失せりと雖も、而かも商人の對外強硬心を鞭撻すること斯の如き者あり。當時兵神兩港の商人中には、尙ほ未だ舊風を脱せざる者大多數を占め、特に兵庫商人は保守退嬰の氣風ありて、世界的商業に就ては、其耳を塞ぎ其眼を閉ぢ、革新の實業界に勇進する者極めて尠なし。神戸商業會議所議員横田孝史は、當時の兵神商人を評して曰く、

一般に其氣質依然舊日本の商人にして、其商賣の遣り口に於て亦全く舊來の姿を改めざるもの、如く、退守、因循、姑息の評は到底免かるべし、能はざるもの、如し、且尤も威服し難き風習は、資財家は其資本を商業上に卸すよりも、寧ろ固定資本として据る置き安心せんとする是れなり、此風習は、中等以上一般商人の間に行はれ、少しく資産出來れば、先づ土地家屋の類を購ひ、以て安怡の生活を營まんとするなり。故に概括して言へば、金の有る商人は多商賣に不熱心にして、

商賣に熱心なる商人は、未だ金の出來ざる證左なるが如き奇觀あり。

又海外輸入品の取引に於ても、大阪は内地商業の中心點に位する便宜ありとは云ひながら、大抵同地商人の手に左右せられ、神戸商人は、其眼前に外船の碇泊し居るを目撃しつゝ、其品物は大阪へ持行かれ、更に大阪の間屋より之を受けて小賣を爲すに過ぎず。

前項は重に兵庫商人を諷し、後項は神戸商人がほんの才取貿易商たるを詰れるなり。會議所會員にして、斯かる無遠慮の論評を憚らざるに至る、氣風一轉の世運たりしを知るべし。

○第五十四節、内外取引紛議の實例、賣込引取の慣例。是を以て明治二十四年以後、内外商間の取引に於て、紛議の續發すること漸く増加し、紛議の發する毎に、内商の智見は益々開く。今紛議の例證を舉示せば、二十四年十月兵庫の米商三宅角三郎と、「モルフ」商會との間に委託販賣上の争ありき。三宅はモルフに精米七十噸の販賣を托せり、其約に、輸出船積迄の諸入費は委託者の支辨となし、其後の諸費は受托者の負擔とせり。而して其委託物は佛國馬耳塞に於て賣捌かれたる後、計算上受托者の支拂はんとする金額は、委託者の請取らんとする所と大差あり。然れどもモルフの提出せる販賣仕切狀と、輸出諸費とを對照すれば敢て不正の點は之れなきに似たり。三宅は輸出に精通する者に之を質すに及び、輸出當時の普通運賃は一噸十二弗半の相場なりしを、商會は十八弗の割合を以て算出せし者たるを發見したりき。即ち當事者間の不明と狡智との衝突なりしなり。又同年同商會と鹽崎

久兵衛との紛議を生ぜり、最初久兵衛は金巾地縫屏風買込を爲し、其後復たび同品買込を爲したるに、前回買込品中に汚點を生ずるものあり、商會は之が爲めに損害を蒙りたれば、後回注文の支拂金中より、其損害を償はしめんとせり、久兵衛之を不當として組合に報告し、組合は池田清右衛門を擧げて商會に談判せしむ。然るに商會番頭日本人某は、池田に對して、今にして強硬なる談判を開かば、將來鹽崎の不利たるべきを説き、且製品に汚點を生じて損害を招きたるは事實にして、乾燥不充分的粗製品たりしこと明かなりと告ぐ。此に於て内商は將來の取引を思ひ、一步を譲りて和解したり又「アリアンス」商會と陶器買込業者の確執ありき、其確執の原因は、内外取引の習慣上、物品買込の場合に於ては、授受の手續きを結了せば、其後は一切内商の關係を離るゝ者たるに拘はらず、佛六十九番商會は、荷造費を賣込人に負擔せしむるの習慣あり、此に於て伊萬里燒取扱商五名、九谷燒取扱商三名、尾州燒取扱商二名は、之を以て賣込上の悪例として反抗す。商會の主張する所は、賣込代金中に荷造費を加算せば、敢て苦情を唱ふるに及ばざるべしと云ふにわれども、之を賣込商より云はゞ、物品代價は物品代價のみ、荷造費を賣込商の負擔と爲すが如きは、普通の商取引に於てあるべからざる勝手の取極めなり、今にして斯の如き慣例を作らば、遂には他の貿易品に其例を及ぼすも知るべからずと云ふに在りき。

(補)貿易品買込慣例。慣例なる者は、素より一朝一夕にして成る者ならざるは明かにして、其

違因は貿易開始の當時より發し、遂に牢乎として抜くべからざるに至る。今明治二十五年の頃神戸港に於ける内外重要商品買込の慣例一斑を左に列舉せん。

(一)製茶。最初見本茶を以て賣買價格及び數量等を約定し、荷物を居留地商館へ持込たる上、見本合せと稱して品質検査をなし、其見本と相當するときは代金の八九歩を受取り、更に斤數及び粉引と稱し、含有物の多少を勘査決算するを例とす。而して殘金は大抵一ヶ月後にあらざれば支拂を受くるを得ず。

(二)燐寸。専ら清國に輸出するものなるを以て、内地製造家は見本に代價を付せずして居留地清商館に差出し、清商は之を本國に送り、本國商人より買入代價を定めて注文し來るを俟ち、此に初めて内商に注文さる。内商は此注文を稱して「返事が來た」と云ふ、内商此注文を受くるや、直ちに製造に着手し、燐寸輸出検査所に於て製品の検査を受け、然る後之を仲買商たる清商に引渡し、現品引換へに代金を受領するものとす。但同時に賣價壹圓に付き金五厘の割を以て店入費と稱し、之を清商館に拂ひ渡すを例とす。

(三)雜貨。種類夥多なるを以て賣込手續にも亦各異同われども、概ね先づ注文を聞くを例とす。商館は稀に見込買をなす事あれども、十の七八迄は本國よりの注文を俟つて購入するもの如し。賣買實價は申込價格より一二割方低減するを例とす。居留地商館が雜貨を購入するや、有合せ品を

買入ると、見本によりて注文するとの二様あり。注文品は必らず期日を定めて約定する例にて、注文を受けたる内商は、代價及び日限を記載して商館に指出すあり、又た口約に止まるもあり。去れど總て期限内に調進する能はざる時は、破談となるか若くは別段に直引を爲さしめらるゝこと幾んど慣例なるが如し。而して外商館は或る商品を注文するに際し、眞實三百個の入用あるものを六百個と注文し、他日内商が物品を調進して持ち運ぶに及び、六百個中より三百個を精撰抽出し、餘は不良品なりとして引取らざるものあり。商品を居留商館へ持ち込みたる時は、先づ倉庫に積込み、拜見と稱して物品の検査をなし、不都合なきに於ては判取帳に捺印するを例とす。而して代金仕拂は、土曜日、水曜日等の日を以てするあり、又は毎週若しくは毎月十五日、三十日等を以てする等、各商館便宜の規定に一任せり。又或る商館の如きは、端錢切り捨と稱し、圓位以下の端數は支拂はざる例あり、此事は漸次に其跡を絶たんとす。

(四)米穀。是れ亦見本によりて約定する事、他の商品に異ならず。商談全く整ふときは、互に約定金を取換はし、其見本品も亦互に之を備へ置きて、異日品質上紛議を生じたる時は、其是非曲直を判定するの證左となす。其荷造をなすに及んでは、必ず双方立會にて、見本に違ざるや否やを検覈す、故に袋詰をなしたる以上は、全く受渡を完了したるものとし、該品に對する危険の責任は買受人に歸着し、賣主は直ちに代價を收受するものとす。尤も請取金の五厘を以て店口錢とし、商館

へ拂渡すを例とせり。右の如く袋詰をなしたる後、買受人若し引取をなし能はざる事故ある時は、賣渡人は特に其商品を預り、盜難、鼠害、雨濕等損害の責に任す。其庫敷保險等は素より買受人に於て、負擔するものとす。且賣渡人に於て、特に其商品を本船へ積載の取扱もなす事あるも、一切の責任は買受人の負擔なり。日本人間に於ける買渡は、其買入をなすに方り、見本に據りて代價を定め、物品の受渡金錢の仕拂等の如き、凡て賣込手續と大同小異なり。

(五)屏風。先づ見本を製し、價格を定め、是を外商人に附托し、其注文に従ふて期限を定め、始めて製造に着手し、代價は現品と共に授受するものにして、現品にして見本と違ひ、若しくは約定期限を後るゝが如き支障あるときは、忽ち一割又は二割を引去らるゝを普通の慣例とせり。

(六)花筵。此賣込取引は、見本を示したる後凡そ六ヶ月を過ぎざれば其注文あるや否やは知るべからず、果して注文を受けたるときは、期限及び代價等を約し、互に證書を交附するあり。或は口頭契約に止ることありて、從來一定の例規なし。代價は品物授受の即日若しくは翌日に於て大抵入歩金を收受し、其期限を誤るが如きことあれば種々の口實を唱へて直引を迫られ、殊に二十三年頃より物品受渡の後、乾燥費用として、筵一本に付金參錢五厘を徴せらるゝ新例を開きぬ。

(七)材木。他の商品と異なる事なし、若し物品受渡に數日を要する場合に於ては、期日を確定し、賣主より契約書を渡し、買主は手附金買入として、賣買代價の一割内外を拂ふを例とす。而して買

主若しくは取引上違約ありたる時は、賣主は其手附金を没收し、買主違約したる時は其手附金を二倍して之を償はしむ。尤も相互信用を厚める場合は右等の煩なく、普通の買買に止る事あり。右の如く凡三段の區別なりと雖も、初め見本を示して價格を定め、其後物品を渡して代金を領する順序は皆同一なりとす。

(七)石炭。 賣込の手續は先づ見本を示し、價格と數量とを定め、互に契約書を交附し、或は口頭契約を結び、現品授受を了し、代價を收授するを通例とす。或は又船舶積載の時に於て代價の八歩を領し、他の二歩は指定港着の上支拂の約をなすあり、或は買買約定年月を重ねる時の如きは、豫め歩合を定め、相當の信認金を我銀行へ預け入るゝの約をなすあり、或は別に信認金を積立て置き、約定の仕拂を怠る時は、直ちに之を没收するの訂約をなすもの等ありて、種々一様ならず。其委託販賣をなすに方りては、先づ現品積載の時に於て幾分の爲替を受け、殘餘の金額は販賣を了れる後精算を遂ぐるを常とせり。

(八)生糸。 賣込の初め見本を示して買買價格を約し、商館は直に電報を本國に發し、其回報を待ち始めて受渡をなすを例とす。尤も買買約束の後に於て、相場に如何なる變動を生ずるも、必ず最初の約束を實行し、直押、破約等の事なく取引を結了するの慣例なり。蓋し此好慣例は、獨り生糸商にのみ存するものゝ如し。

(九)燐寸軸木。 品物を汽船に積込みたる後、代金の支拂を受くるを常とす。但積込の際、運搬に係る費用は、神戸税關に至る迄を製造者に於て負擔するものとす。賣込商の委託販賣手数料として、荷主より收むる所は、百圓に付四圓也、藏敷其他の費用は荷主持ちとす。

貿易品引取慣例。 我商人が、外商館より輸入品を買付る時は、或は五十個、又は百個、又時として二百、三百位一時に買付約定をなすも、必ずしも一時に悉皆引取るものにあらず、其内或は二個、三個、十五個若しくは二十個、三十個と入用丈を引取るものとす。而して其引取を爲さんとする時は、其引取らんとする個數に對する代金を持參して、之を商館へ拂込み、之と引換へに藏出切手なるものを請取り、之を藏番に渡し、現品を請取るの例なり。横濱に於ては、兼て買付の際引取は二十日明日、又は三十日明日の約束を爲すことあり。此明日と云ふは、即ち二十日明日に係るものは其翌日、即ち二十一日目迄に買付の全數を悉皆引取るべしとの意味なり。是れは彼の荷爲替等の猶豫日(常例三日とす、即ち六十日拂の手形なれば、承諾記名の日より六十三日目に仕拂ふもの)の例に倣ふたるものにはあらざるかと思はる。神戸に於ては此の如き約束を爲さずと雖も、大概一二ヶ月間位には引取ることとなり居るものゝ如し。借右の引取に對しては、大概は銀行振出手形を以てし、而して物品引取は運送問屋に依頼し、運送問屋の手代がその手形を持參し、又は支拂ひは商人自から之を爲し、物品引取丈を扱ふ向もあり、而して運送問屋は其報酬として、幾分かの手數料を領

收す。但し神戸には一人も引取商人の店を構へたるはなく、皆大阪に在りて、日々手代或は自身に神戸に下り、各商館を廻るものとす。故に引取品は運送問屋に托し、又は大阪に送らしめ、又は引取商人より賣付たる内地へ輸送せしむるものとす。前述の如く神戸には引取商人なきが故に、商館番頭は日曜日毎に大阪に上り、各引取商人の店を廻り、商況を探り、其他の商談を爲す（商業協會雜誌）。

○第百五十五節、市の川鐵山と「モルツ」商會の紛議。同年亦一種特異の大紛議は、市の川鐵山事務所と八十二番「モルツ」商會との間に起りぬ。市の川鐵山重役工藤善次、秋葉豊平の兩人は、安賀母尼六百噸の手合せを十二番「イリス」商會に試みたり、然るに同商會は、商談頗る冷淡なりしかば、兩人は去て八十二番商會に商談し、百斤に付金六圓五拾錢賣買の談に入る、モルツは即ち之を本國に打電して需用の有無を照會せり、已にして往きに冷淡なりし「イリス」商會は、工藤等の旅館に就て買受の談を試み、工藤等應せず。然るに當時市の川安賀母尼は、販賣を住友銀行神戸支店に託し、同支店は其現品を保管して資金の融通を興へ居たり。此に於て「イリス」商會は同支店支配人香川文之助に向て買入を爲さんと欲す、香川乃ち自から市の川鐵山に出張し、重役岡崎高厚等を議する所あり、遂に「イリス」商會と賣買の約定を結ぶに至りき。然るに十月二十日「モルツ」商會は約束履行を申込み、此際始めて「イリス」商會に賣約したる事實を探知し、約定履行を以て市の川鐵山に迫る、而して市の川鐵山は、翌日「モルツ」商會と約せし所の、電報待假契約なりしを知らざるなり、今履行を迫らるゝに

及び、契約の覺なしと稱して之に應せず。「モルツ」商會は内外商買賣の慣例に於て、電報待假約定を根據となし、大阪組合代人尾形兵太郎を以て、現品差押、約定履行の訴狀を神戸地方裁判所へ提出し、壹萬五千圓の供託金を納れて差押を執行するや、住友銀行支店に於ては、神戸組合代人太田保太郎を以て、倉庫封鎖、物品占有解除を反訴せり。已にして其間に調停を試むる者ありて、原告商會は内山廣雪、被告市の川鐵山は砂川雄峻を代人と定め、英國領事エンスリーの私裁を仰ぐに決す。是れ二十五年六月に至てなりき。斯くて領事は決裁を興へたりと雖も、被告は其決裁に服せず、依て原告商會は二十六年三月に至り、神戸地方裁判所に向て私裁執行の訴を爲す。抑も私裁執行訴訟なる者は、從來神戸に於て其例なきを以て、裁判所の判定奈何んとは世人の注目する所なりしが、神戸地方裁判所は、原告の訴願を是認せり。被告は飽まで假契約を認めずと固執し、更に進んで上級裁判所に是非を争はんと欲したりと雖も、電報待假契約は、各種賣込商人の從來認むる所にして、結局市の川鐵山事務所の敗訴たるべきを氣遣ふ者多く、且つ紛議の久きに互る時は、訴訟入費亦尠なしとせず。遂に市の川は、私裁の條項に服従する事となり、四萬餘圓の損失を以て此紛議は落着を告げぬ。此紛議たる、實業家の氣風に關するにあらず、且つ自から思慮の足らざるに起因せし紛議なりしと雖も、而かも内商が自信を貫かんとの自重心盛んなるに至りしを見るに足る。

○第百五十六節、かんく料仕拂の拒絶。明治二十五年に至り、材木商組合はかんく料仕拂拒

絶の議を發せり。從來兵神の材木商より、支那商人へ材木を賣込むに當り、其取引高百圓に付金五拾錢を、かんく料として仕拂ふの習慣あり。然るに同組合は之を以て理由なき仕拂と決し、拒絶の談判委員として、中口勝次郎、前田徳左衛門、柳谷平四郎、野村久祐、北國安次郎、吉尾利八を選出せり。蓋し其理由とする所は、元來一般の物品を外商と取引するに、其買約定の成立せし上は、荷物を外商の倉庫に送り込み、荷物に對する萬端の取締は外商に於て之を爲せるより、是等の手數に對しかんく料或は手數料と唱へて、賣買金高に應じ、幾分の金圓を内商より差出すの例を馴致したりと雖も、是れ多少の理由ありとして恕すべし。然れども材木の如きは之に反して、倉庫へ送り込みを爲すものにわらず、内商の材木置場に於て荷造等を爲すものなれば、かんく料を内商より仕拂ふの理由を存せずと云ふに在りき。即ち對外硬主義は、此の如く條理の有無を以て、是非を抗爭する氣風を發せしめたるを見る。加之、同業相戒むるの制裁も亦嚴重にして、此年森家徳松が、組合規約第六條に所謂「狼りに一己の便利を謀らん爲め、製茶を高價に買受け、外商館又は其他へ向け、格外安價に投資なす者云々を犯して、英三十四番」モリアン、ハイマン」商會と取引するや、茶業組合員は斷然徳松と取引を拒絶し、七月に至り、其悔悟の實跡あるに至て、始めて嘆願を容れて取引拒絶を解除せり。

○第五十七節、賣込拒絶の大紛争。明治二十六年には、強硬なる賣込拒絶の大紛争を生ず。二十二番「サミュエル」商會と、六十四番「セイレ」商會とに對する、貿易雜貨商組合の「ボーイコ

ツチング」是れ也。初め神戸輸出屏風製造業組合員は、同年八月二十四日を以て臨時總會を開き、前記の兩商會が、約定品持込授受の際、減價を強ふの悪弊あり、殊に二十二番商會の買入掛員は、商品を取扱ふこと頗る亂暴にして、内商の損害を蒙ること少なからず。然れども從來の經驗に徴するに、此悪弊を矯正せんには、尋常一様の穩和手段を以て、到底目的を達すべきにあらざるを知る。是を以て同組合員は、斷然強硬の手段に訴へ、賣込拒絶に決議せり。而して其決意の堅實なる、組合員にして此決議に違犯の所爲ある時は、信認金參百圓を沒收し、組合員外の者にして、組合員中の違犯者を密告せば、沒收の金額を二分にして、其一半を贈るべく、又兩商會へ見張番人を附して、密告者を監視する等、充分周到なる攻撃方法を議定し、直ちに決議の翌日より斷行せり。然るに同組合は、製造業組合にして、雜貨組合の一部なれば、賣込拒絶を實行せんと欲せば、貿易雜貨賣込商組合の決議を経ざるべからずとの議あり、依て九月七日雜貨組合の役員會議は開かれたり、取引拒絶の必要は議決せられたり、即ち屏風賣込拒絶は一變して、雜貨賣込の拒絶となる。局部の戦争は、雜貨全體の戦争となりたるなり。此に於て商會は、神戸雜貨貿易商を棄て、京阪地方の商人と取引するの方向に出でんとす。然れども機會は既に後れたり、京阪商人は、既に神戸貿易商と進撃同盟を爲せしなり。已にして十月となるや、此大戦を傍觀せる後藤勝藏、播磨幸七、飯田勇記等は、其中間に立て調停を試みんと欲し、後藤は二十二番館主エヌ、ゼー、ハーデンに交渉し、從來の弊風を洗滌し、荷扱掛シラン及

びアロンの兩人を解雇して和解すべきを勸告せり。館主は尙ほ横濱同店館主と協議の上、不日回答すべきを以てす。後藤は其回答を待つこと數日、十月二十五日再び二十二番商會に赴き、前日約せし回答を促せり。時にハーデンは、内商が同商會に對して弊風とする所の條々を聴かんと望む、後藤は乃ち持込品請取の判取記入を拒む事、日曜日の船積に際し、賣込人より開倉料五圓を徴收する事、賣込品を竹杖等にて打破し、而かも破談の時、其損害を辨償せずして突戻す事等の十三條を指摘せり。然るにハーデンは、他にも仲裁の申込みあり、依て三日間の熟考猶豫を請ふと。既にして彼れは確答せり、曰く、指數の十三條は之を改めん、獨りアロン解雇の一條は頗る迷惑の事情あり、アロンは倫敦本店の縁家某家の男にして、東洋貿易見習として渡來せる者なり、此處分に就ては今尙ほ横濱同店と協議中なれば、尙ほ數日の猶豫を請はんと欲すと。而して此時に當ては、此賣込拒絶に同盟する者續々増加し、熟皮、襪履、樟腦、茶葉、蠶絲、米穀の各組合若くは會社、大阪白蠟商、京都扇子組合の如きも賛同し、尙ほ岡山縣十三ヶ所、佐賀縣二ヶ所、熊本縣一ヶ所、大分縣三ヶ所、廣島縣一ヶ所、高知縣二ヶ所の花産製造、其他の應援ありて、内外商買の對戦に於て、斯の如き聯合大軍を起したるは實に未聞の出來事たり、此戦にして内商破れんか、日本商人の面目は何れの日か全きを得ん。是を以て決心愈々、商會の舉動に注意すること愈々密なり。十八番商會ロビソンの如きも、二十二番の手先さなりとして排斥し、五十三番の商業も、二十二番の營業なりと斷定して、京阪商人に取引せざらんことを警告せり。對陣已に久しく、勝敗容易く決すべからざるの狀なりしかば、世評は云ふ、倫敦なる「サミュエルサムエル」商會長は、同地の市長を勤むる有力の名士たり、故に名譽上に於ても、支店をして日本商人に降服せしむるが如き事なからん、然らば此對戦は、果して何れの日か和解の局を結ぶべきかと。已にして明治二十七年三月、對戦の曠日彌久なるは、獨り他商會をして漁夫の利を得せしむる者なることは、彼れ商館の覺る所となり、此に於て「サミュエルサムエル」商會は、ハーデンを横濱に轉任せしめ、以て退讓の端を開きたり。此機に乗じて仲裁者は、對陣の中間に立ちて調停講和の效を奏し、諏訪山常盤に講和對面の祝宴を開く、實に明治二十七年四月二十六日なりき。開港以來、稀有なる此大紛擾は、斯の如くして内商の凱歌を奏するを見き。

(補)此事件は、横濱組合も聯合し、横濱「サミュエルサムエル」商會へ取引拒絶を執行す、故に兩港商人が、外商と死活を争ふの大紛擾にして、横濱に於ては之が爲めに、知事攻撃となり、密賣詰問となり、悶着一方ならざりし也。最初「サミュエルサムエル」商會は、内商の團結を蔑視したれども、兩港商人日を経るに従て決心益々堅きを見て、後には意外の感を發せしが如し。横濱にては、洋系織物商組合より仲裁を申込み、神戸に於ては、後藤勝造、安部彦太郎等幹施し、神戸雜貨組合の仲裁應接委員は、米光源之介、島津藤介、原幸次郎等之に當る。而して結局商會に於て、爾今實行を約せし條件は左の如くなりき。

- 一從來分擔の掛員を更正すべし、内外人にして最も弊害ありと認めたる者を解雇又は更正すべし事。
- 一買買取引は總て親切と丁寧を主眼とすべし事。
- 一買買約定を確實ならしむる爲め双方定約書を爲し取換置くべき事。
- 一約定物品入庫の際は必ず判取帳に捺印の上入庫の證明を爲すべし事。
- 一約定物品入庫の際は速かに受庫するは勿論入庫後一週間以内に見定を結了すべし、但倉庫狹隘の都合により入庫すること能はざるときは夫れが爲め約定期限経過するも其責は買者に於て負擔すべし尤も此場合と雖も十日以内を超ゆべからず。
- 一物品代價は見定結了と同時に支拂ふべし、但し商館に於て支拂期日を定めたるときは豫め其時日を組合事務所に報告し置べし。
- 一不用品並にベケ品は直ちに返戻すべし。
- 一入庫物品にして見定中過失より生じたる物品に對しては相當の辨償を爲すべし、但し解荷以前の損否は不判然に付き解荷以前の破損は其實に任せず。
- 一火災の爲め焼失したる物品に對しては其價格の證明あるときは相當の辨償を爲すべし。

- 一扣見本と稱する物品の代價は其時々支拂ふべし但新規参考見本は双方の示談に任す。
- 一見本と本品と差違ある場合其他双方紛議を生じたる時は双方より一名宛の判定者を出し其裁定に服すべし而して兩名にて裁定付ざる時は更に今一名宛を選定し双方の曲否を明定すべし。
- 一斯く内商の團結漸次起るや、外商も亦往々共同して自利の保護に勉むるに至り、明治二十七年四五月の頃、居留地輸入品取扱商は一致して左の決議を爲せり。
- 一爲替相場の下落は底止する所を知らず、此相場を以て支拂を爲す時は、輸入品に對する價格に影響せざるを得ず、然るに物價は其割合に騰貴せざれば、此際相當の價格を現はす迄は、輸入品を賣却ゆる事。
- 一内商引取期日の約を履行せざる時は、其違約期日に係る利子を徴し、又歳敷料を拂はざる時、斷然引渡を拒絶する事。

○第百五十八節、内商の團結漸く奏效を見る。尙明治二十六年末に於ては、英三十八番商會に對し、拜見を濫に爲すと代金支拂遲滞との批難起り、九十一番商會の花蔭代金不支拂の紛議を生じ、同二十七年一月には、九十三番商會と雜貨賣込商の葛藤を生じ、其五月東條兼作と、九十番「エブラム」商會の紛議を生ず。最初東條は二月三十日契約して曰く、豊後花蔭一千二百本、代金七千參百八拾圓、五月三十日限り約定品悉皆の引渡を完了すべしと。斯くて漸次現品の引渡を實行しつゝ、ありし

に三月三十日に至り、商會は突然花筵の引取を拒み、四月二十日米國市場不況に付、解約せんと申出でたり。然れども東條は、既に契約當初より引渡品製造に従事し、今に於て解約されなば、其蒙る所の損害は鮮少なからず、乃ち破約不當の理由を組合に申報するや、組合は委員二名を選びて商會に交渉せしめ、現品引取又は損害弁償の其一を撰ばんことを迫る。商會之に應せず。此に於て組合は五月十日神戶商業會議所に向て取調を請ひ、同會議所は更に居留地商業會議所に向て事實取調を照會せしに、會頭ブラオンは、關係者相互共に所員ならざるを以て、會議所は證據蒐集又は仲裁の權能なき旨を以て謝絶し來れり。然るに此破約の二條は、獨り東條に對するのみならず、他に亦三四名の同一申込を受れる者あり、遂に内商は、將に決する所あらんとするに至りたり。然るに往きの「サミュエル」事件は、一般外商をして内商團結の侮り難きと、確執の結果は負傷の輕微ならざるを經驗せしめられたれば、遂に六月に至り、外商は内商の請求を承諾せり。同二十八年一月には、「ギル」商會に對する竹材商組合の賣込拒絶あり。同二十九年二月には、堺級通業組合と「デラカン」商會の紛議あり。此他紛議葛藤と見るべき、内外取引上の交渉事件は、決して少なきにあらざるなり。

(補)斯の如く神戸實業界の氣風は大に自重自信の感念を増せりと雖も、一方に於ては貿易の進歩と共に當業者の數を増加し、往々不正の徒をして實業界の惡弊を醸出せしめ、實業家の面目を損する事件なきにあらざりし。

一商會に物品賣込の約定を結び、未だ其約を果さずして他商會と同一物品の賣約を爲し、後約者の約定の高價なりし故を以て、先約者を置て物品を後約者に引渡し、先約者より商機を誤れりとの苦情を受けて、組合より減價を請すべしとの所割を受けし雜貨商もありき(明治二十四年五月)、擬物支那陶器を以て外商を欺瞞し、外商の爲めに組合へ告訴せられ、代金返戻を命せられたる陶器商もありき(同年七月)、地方荷主へ渡すべき爲替金を私消し、組合の取引を拒絶されたる簿資不信用の貿易商もありき(明治二十五年一月)、取引拒絶實施中なる清商に材木を密賣し、組合へ謝狀を入れて除名を免かれたる者もありき(同二十八年一月)、他人の賣約を結べるを窺ふて、密に其約定同一品を商館に持參し、約定者たるを裝ふて代金を請取りたる破廉耻漢も出でたりき。

特に明治二十七年四月中、會根忠兵衛代理店濱田某が、「オットライリス」商會へ日本樟腦なりと稱し、四十六弗の價を以て、臺灣樟腦混合物五十担を依込みたるが如きは、日本貿易商の面目を汚瀆する所爲なりしなり。此事件は、濱田に於ても其不正品なりしことを自白して、物品の引戻を爲したれども、十數個の居留地商館は、此事を神戸商業會議所に報告するに、日本商人の詐偽を戒め、日本商品の聲價を落すべきを言ひ、日本商人の膽を抉ぐるが如き婉曲の辭を爲したりき。去れば日本樟腦業者は「臺灣樟腦を輸入し又は購入せし同業者と取引を爲さず、臺灣樟腦の集散に注意して購入を拒絶し、各港同業者及び商館へも、臺灣樟腦の集散に就ては一々報道する所あるべし」との

決議を爲し、以て信用と面目とを保持せんと欲する所ありき。

○第五十九節、雜貨組合と華商の紛議。對外思想の發達と共に、獨立自由の思想も亦發達し、動もすれば兩思想の衝突を免かれず。明治二十六年に於ける雜貨商組合と、華商組合との紛議の如きは、確かに此兩思想の衝突なりき。明治二十三年神戸雜貨商組合の創設あるや、各種の雜貨商を吸合したり、然るに同一組合中に在ては、雜貨商中往々利害の異なる者ありて、動もすれば歩調を齊らし能はざるものなきにわらず。例せば一種の雜貨商の、外商に對し取引拒絶等を斷行せんと欲するも、一種同業者の決議を以て之を斷行すること能はず、必ず雜貨商組合全般の決議を経ざるべからず。然るに全般の決議を以て、取引拒絶等を斷行せんことは、其利害の全般に波及する者あるを以て、利害の厚薄は、時に一種の商業者の希望を斥けざるを得ざるものあり。斯れば貿易發達の程度、既に獨立に堪ゆるに至れる商業が、分離獨立の思想を發するは自然の勢ひなり。同年七月神戸華商は、從來の雜貨組合を脱し、別に組合組織の議を生じ、規約認可の出願に及びたり。然るに他の雜貨商より之を見れば、華商者の脱會は、常に組合維持役に影響あるのみならず、組合中に於て勢力ある一種の雜貨業者より云は、雜貨中獨立の組合を生ずるは、神戸雜貨組合の權力を輕からしむる者あり。此に於てか花商脱會を承認すべからずとの反對意見を唱ふる者あり、其口實としては對外上分離は不利なりと云ふに在り。斯くて數回の交渉を試むと雖も、而かも華商は斷乎として分離の意を翻へ

さしりき。已にして花商組合規約の、縣知事の認可する所となるや、非分離派の氣焰は之が爲めに愈々激昂し、雜貨商組合の意見を踏はずして、分離の花商に組合設立を認可せしは、縣知事の處置甚だ不當なりと批難し、屢雜貨商組合臨時總會を開き、非分離説の勢力を張らんが爲めに、運動委員を選挙して各地の雜貨商に賛同を求め、大阪貿易協會、神戸貿易俱樂部、兵神自由俱樂部等の同意を得しかば、運動益々盛んにして飽まで華商組合の認可を取消せしめんと勉む。其當時雜貨商組合より、世に發表したる非分離意見は、即ち左の如くなりき。

華商分離に對する意見書

神戸雜貨商組合は明治二十三年六月にありて時の兵庫縣知事林武氏の認可を得たるものにして、陶器、銅器、竹器、漆器、華商等取引習慣同じき雜貨商の組織する處なり。而して其目的は、内に産業の發達を奨励し、外に貿易の擴張を計策し、以て大に我國權を振作せんとするにあり。故に神戸雜貨商組合は、内地の同業組合と大に其趣を異にし、常に營業上の弊害を除去し、利益を増進するを以て足れりとせず、不潔外人に對して組合の威信を呵護せざる可からず。然るに神戸華商十余名が、本年七月突然神戸雜貨商組合を分離し、華商組合を新設せしは何故ぞ、又今の兵庫縣知事周布公平氏が、曩きに華商と共に設立したる神戸雜貨商組合に對し、其分離を認可したるは如何、是れ實に雜貨商組合の疑ふ處なるのみならず、世間貿易に従事するものに於て許るべき限りなりとす。蓋し華商は、近年非常に其輸出額を増加し、雜貨商中第一位を占むるが爲めに獨立したりとせん。然れども是れ神戸雜貨商組合の組織を忘れたるものと謂はざるべからず、何んとなれば神戸雜貨商組合は、素と獨立する能はざる雜貨商が、相集つて獨立し得るまでを期して團結したるにあらざればなり。然れども彼は

又云は、華産は雜貨中一種特別の商品にして、他の雜貨と大に其品質を異にす。然り華産は他の雜貨と大に其品質を異にす。雖も、品質を異にするもの獨り華産のみならず、陶器の如き、漆器の如き、銅器の如き、竹器の如き皆然り、然るに品質同じからざるの故を以て分離す。せば、寧ろ雜貨商組合を解散して、個々別々の組合を組織すべきなり、何んぞ獨り華産のみ分離するの要あらん。

抑神戸雜貨商組合が、品質同じからざるに拘らず、各種の雜貨商を合同せしめたる所以のものは、其取引習慣同じきが爲めなり。唯其取引習慣の同じきが爲めのみならず、雜貨商中特種の營業を爲すもの夥く、各種販賣のもの多きが爲めなり。外人に對して組合の威信を呵護し、其勢力を強大にせんが爲めなり。現に華産商が、神戸雜貨商組合の組織に加はり、是迄提携し來りたる所以も亦實に是故にあらざるや。

然るに今華産商の如く、其品質同じからざるが爲めに分離せんとせんか、數多き雜貨商は個々別々の小組合を組織せざるべからず、其案に堪へざらん、首に其案に堪へざるのみならず、各種販賣者の多き今日にあつては、負擔重複して意外の冗費を要せん。意外の冗費は之を忍ぶべしとするも、雜貨商の支離分裂は、我商權を振作する能はざるを如何。商權彼れにあり、我未だ之を回復する能はざる時に當り、寧ろ此の如きは我貿易の爲め廢れんとせんや。

華産は近年若しく其輸出額を増加し、神戸雜貨の首位を占めたりと雖も、雜貨商組合は、華産商の合同あるに依て存立するものにあらず、尙陶器商あり、銅器商あり、竹器商あり、漆器商あり、以て五分華産を外にして存立するを得べし、故に華産商が、我貿易の不利を顧みずして分離せんと欲せば強之を拒むにあらざるなり、なれども、華産商が今分離せんとするや、多年合同し來りたる雜貨商組合に對し、一言の沙汰なく、半毎の通知なく、寧ろ唐突の間に處したるを許さずんばならず、彼れ既に分離せんとし、又分離するの要あらば、年來提携し來りたる雜貨商組合に拘るべきなり、雜貨商組合の承認を得べきなり。詢て承認を得ざりと堪

合之を隨意に處するも可なり、華産商たるもの抑も何の思ふ處あつて然かせざりし乎。又今の兵庫縣知事周布公平氏は、華産商の分離を認可せんとするに當り、之を雜貨商組合に拘らざりしは如何、首に拘らざるのみならず、唯一回の開會に之を爲せざりしは抑不注意の至りならずや。神戸華産商の一部が、神戸雜貨商組合より分離せんとするに當り、之を神戸商業會議所に諮問し、却て雜貨商組合に拘らざるは、行政上至當の行爲と謂ふを得べきか、實に擅断なりと謂はざる可からず。

組合の分合に關して茲に一好例あり、横濱に於ける絹物賣込商が、横濱雜貨賣込商組合と分離したる事實是れなり、明治の初年に於て、横濱の絹物賣込商は、唯僅かに一名ありしのみ、爾來年々多少の増加ありしと雖も、横濱雜貨賣込商組合創立の際には、尙未だ少數なりしかば、雜貨とは大に其趣を異にするのみならず、取引習慣の同じからざるにも拘らず、之に合同したりと雖も、明治二十年に至つては、絹物賣込業の發達實に驚くべき有様を呈出し、營業者の數亦大に増加したるが爲め、雜貨賣込商組合より分離せんとしたれど、一旦雜貨商組合に合同したる事なれば、時の神奈川縣知事は之を認可せざりしと云へり。然れども絹物輸出の進歩は、日一日として著しく、明治二十四年に至り、同業者の數六十餘名に達し、愈々獨立の組合を設立するの必要に迫りしが爲め、先づ之を雜貨賣込商組合に詢りて其承諾を求めしと雖も、雜貨賣込商組合に於ては、不承諾を唱ふるもの夥ならず、第一回の會議に於ては、終に分離を否決するに至れり、故に止むなく雜貨組合の承諾を經ずして、分離の認可を出願せんとし、知事之を認可すべきや否や伺出でたりと云ふ。左れど神奈川縣知事は、直ちに之を認可し難く、双方相和熟して穩かに分離するの利益を説き、絹物商亦此既に同し、更らに雜貨商組合に交渉する事數十回、假令分離するとも、將來相提携すべきは勿論、若し居留外人と雜貨組合員との間に取引上紛議を生じたる時は、共に一致の運動を爲すべきを約して漸やく調和を得、絹物賣込商組合設立の願書には、雜貨賣込商組合頭取の添書を附するに至りしかば、間もなく神奈川縣知事も認可の指令を與へ、何れも其感情を害せずして事局を見たりと云ふ。

以上の事實を以て、華商が神戸雜貨商組合より分離したるの事實に比せば、其事實に對しても尙ならずと謂ふべし。彼は獨立すべきの理由を有し、此は分離すべきの理由なく、彼は分離すべき適當の手段を盡し、此は悉く獨立の野心を起す、彼は組合の熱和を持って認可を與へ、此は片言を容れて擅断の認可を與ふ、即ち是神戸雜貨商組合の疑ひ且つ訝る處なり。曾に神戸雜貨商組合のみにあらず、京都、大坂、横濱は勿論、各地の雜貨商が舉て我貿易の爲めに不利ならんことを恐れ、大いに爲さんとする處ある所以なり。唯獨くは世我商權の振作を願ふ處の人、神戸雜貨商組合の爲めに、周布兵庫縣知事及び華商に向て、猛省する處あらしめんことを。

同年九月神戸市長鳴瀧幸恭は、鹿島秀麿、山本龜太郎、村野山人に謀るに此紛議の調停を以てし、鹿島、山本、村野の三名は調停の勢を執るべきに決し、大橋庄太郎、濱田篤三郎、今井太左衛門、米光源之助等、雜貨商組合の役員に書を送りて調停を試みんと欲するの意を通せり。此に於て雜貨商組合は、神港俱樂部に於て臨時總會を開き、調停者村野山人は雜貨商組合員に對し、縣知事の華商組合に認可を與へたるは、假令幾分の失當を免れずとするも、而かも一旦認可を與へたる今日に至り、朝令暮改忽ち其認可を取消さしめんと迫るも、蓋し其目的を達し得べきにあらず、寧ろ穩かに局を結ぶ、將來兩組合の、依屬對助を約するに若かさるべしと勸告せり。大橋等は此に對し、雜貨組合員の華商に對する感情を述べ、尙ほ熱考する所あらんと答ふるのみ。而して雜貨組合に於ては、事情を農商務大臣へ上申するに決し、鈴木小右衛門を委員として東上の途に上らしむ。鈴木は行くく大坂、京都、名古屋、横濱等の、同業者總代より賛成の連署を請ふたる上、農商務省に出頭して其書面を捧

呈し、且つ若宮商務局長に面接して事情を陳ぶ。農商務省に於ては、偶々神戸出張中なりし官吏に事情取調を命じたりき。而して横濱なる日本雜貨賣込商組合聯合本部に於ては、神戸花商組合へ交渉し、尙ほ谷川福太郎、加藤健吉、登山金藏を神戸に出張せしめ、以て調停の任に當らしむ。谷川等は十月九日に至りて漸く調停の效を奏し、神戸雜貨組合委員と、神戸華商組合委員と神戸商業會議所に出會せしめ、此に仲裁書取爲替を結了せり。然るに此構和は、將來對外紛議等の場合に際せば、華商組合は雜貨組合と聯合し、共に盡力すべしと云ふを本領とせしに過ぎざりしかば、雜貨賣込商組合員中には、之を以て名譽ある嫌和なりとせず、臨時總會を請求し、斯かる不名譽の嫌和を爲せしを質さんと欲する者あり、或は雜貨組合を脱せんと憤る者あり、或は聯合會本部の調停方を不満足に感ずる者あり、之が爲めに組合員中に意見の隙離を來し、調停應接委員の引責となり、組長の辭表となり、聯合本部よりの脱盟となりき。要するに此紛議は、對外思想と共に生れたる獨立思想の、對外思想と衝突せしものと認めざるを得ざりしなり。

○第六十節、對外思想と排外思想。對外思想の奮興は、動もすれば排外思想と變性せんとする恐れあるに至り、取引上に紛議の續出するを見て、内外商人取引上の風習を改めしめんと欲し、「當時我商人が、外商と取引を爲す有様を見るに、多くは番頭手代任せにて、自身外商に接し、取引應待を爲すもの殆んど稀れなり。外商の慣習にては、大切な商用談判は、本人自から之を處理し、之に附

屬する諸事務を、雇人に取扱はしむるもの多きを見るべし。我國商人が、重きに雇人を以て過半の談判を爲さしむるは、從來の慣習にして、或は内國人のみの取引には通用すべきも、信用を重んじ名譽を貴ぶ所の外商との取引には、稍、通用の困難なる場合あるべきなり。元來商業に限らず何事にも、中間に多數の手を通過する時は、往々間違を生じ易く、本人と本人と相對する時は、事情透明に貫徹するは、事實上に於ても道理上に於ても争ふべからざるものあり」と忠告する者ありき。寔に至當の忠告にして、神戸貿易商と居留地外商館主とは、甚だ交際上の親懇を缺き、面接極めて疎にして、交情冷淡なり。是を以て對外思想は動もすれば排外思想と變せんとせり。内商と館主との交際なき結果は、商館番頭の悪策奸謀も蓄かれ、爲めに内外商の感情を損じて、紛議をして増加せしむる事情も存したり。對外思想の勃興は喜ぶべしと雖も、親交の氣風未だ大に高まらざりしは、神戸商人氣風の大缺點ならずんばならず。

(補)明治二十七八年征清軍役の結果は、大に排外思想を高めんかとは識者の憂ふる所なりき。而かも清國に對して發したる敵愾心すら、忽ち消れて尋ねんに跡なく、世は泡沫企業の勃興時期となり、對外氣風すら却て衰亡せし有様なりしかば、遂に此事の杞憂に屬せしは幸なり。

○第百六十二節、内外商人親交の端緒を見る。此一大缺點は、是非とも一洗せざるべからず。内地雜居を目前に控ゆる商人は、對外思想を有するも共に、外商に懇親を結ぶの施設を爲し、懇情を以

て相接すと云はんよりは、寧ろ胸襟を披て相共に謀るの洪懷あるを要す。而して此氣風は、將に變化せんとして、神戸商人の懷裡に温められつゝあるなり。明治三十年七月從來大坂川口に在て、日清貿易に従事せる清國商人が、相率るて神戸港に移るや、兼松房次郎、山本龜太郎、平野重太郎、瀧川辨三等發企總代となり、神戸貿易商人多數の連合を以て、極めて盛んなる清商款待の宴を張り、日清商賈の懇親を厚からしめんとせしが如きは、確かに親外思想發生の將來を指證する者ならん。

(補)從來大坂川口に於て營業せる清商は、重きに廣東人にして、就中、裕貞祥、同孚泰、同茂泰、怡和、利興成、廣昌隆、忠信和の八店其主なる者にして、此等は孰れも神戸港に支店を有し、輸入品は一度神戸に陸揚し、鐵道又は解船を以て大阪へ廻送し、然る後日本人の需用に應ずるなり。而して輸出品も亦一たび神戸へ送りて、然る後船積するの例たり。故に大阪は本店にして其實支店の如く、神戸は支店にして本店の如く、清商に取ては、兩所に商店を有するの不利あるなり。此に於て神戸へ移轉せんと議は、彼等の間に生じ、大阪實業家は、是非とも従前の通り彼等を引留めんと盡力するも、神戸商人は、又彼等の移轉を歓迎せんとす。阪神の商人間には、斯く反對の盡力ありて、而して清商斷然遂に神戸に來れるなりき。

○第百六十二節、市民の社交的氣風、節儉心の發生。一般市民の社交的氣風に至ては、明治十二年の頃は頗る幼稚の狀況を免かれず。政治、經濟、宗教、教育、文學、衛生等之が講究も又嗜好も起らざ

うしなり、僅に兵庫の北風正造、神田兵右衛門、藤田積中等の同志者數名が、文明風の跛舞者を以て自から任じ、市民に率先せんと勉むる所ありしを見るのみ。當時世の中は、不換紙幣増發の爲めに、農工商の各社會は、名目的收入の増加したるを喜び、生計上進、奢侈増長の氣風となり、之の結果として外品輸入、物品需用の増加となりて、商業地たる兩港は、明治十年の西南戰役より振起せし景況を繼續し得たれば、明治八九年に於ける市況不振、街路寂寥たりし記憶を失ふたり。特に下層社會の市民に至ては、放志安逸、肉慾的快樂に耽りぬ。然れども中産以上の市民に在ては、内に世態の變化に應せざるべからざるの憂慮あれば、外に顯はるゝ品行の如きも左まで頹敗の狀を見ず。然れども間々紳士たる地位に在る者にして、賭博に夜を徹するが如き者なかりしにはあらざるなり。要するに智識開發の程度未だ淺くして、氣風は稍奢侈と浪費との弊を高めたり。已にして物價愈よ上騰し、收入の増加は單に其名目に過ぎずして、生計漸く困難を感ずるに至り、此に節儉貯蓄の美風を萌起せしめたるに似たり。明治十三年六月市内の紳士中商議社共立店なる者を設く、其廣告文に曰く、

今般社中共議の上株券を募り(一株金拾圓)、商議社共立店を開き、日常不可缺米、薪、炭、紙、醬油の類、廉價を以て現金賣に致し、其利益を三分し、一は積金とし、一は株金高に配分し、一は品買高に割戻すの法を創立せり。是歐洲に行はるゝ所の良法にして、之が社員となる者は、其便益を受ること實に僅少ならず、株數定限ありて、殆んど數に充たんとす、加入を望みの諸君は、至急

共立店假事務所(辨天濱商法會議所内)迄、御申越わらんことを請ふ。

此企たるや、單に歐洲に行はるゝと云へる、一片の好奇心より發起されたりとは思はれざるなり。多額の物品を一時に購入し、中間商業家の媒介を経ず、直ちに消費者の需用に供給し、媒介者の手中に歸すべき利潤を蓄積し、細民をして遂に共同資本を得せしめんとする此仕組は、社會主義を抱ける經濟學者が、救貧の一法として社會貧民に勸告したる所、而して歐洲に於ては實際良好の結果を見たる實例なきにわらず。而かも此企ての紳士自身の爲めに出で、其株金の如きも拾圓の額にして、到底細民の株主たる能はざる大金なるを見れば、此當時中産以上の人士間に於ても、物價騰貴の事の、會合席上に喋々たる談柄となり、遂に此省費の企圖の廣告文となりて出たる者ならん。中産以上の人士にして此の如し、中以下なる兩港住民に於て、節儉の氣風起りしを怪むべからず。

(補)當時商法會議所は萎靡して振はず、商法講究の思想は一轉して小なる思想となり、有志は先づ自家を主とせる經濟講究と變じ、商義社の組織を見るに至りし者ならん。明治十四年一月の總會に於て、堀内信は社長に、高濱徳、船井長兵衛、丹波謙三、船井長四郎は幹事として當選し、會長には箕浦勝人(商法講習所々長)、副會長には鹿島秀磨選舉さる。然れども共立店の事業は豫期の如く盛んならず、十五年末に至ては、全く廢業の姿となる。而して不振の原因は、當時の人情を説明するに足るものある也。抑も其不振の原因は、共立店の株主の、多く中産以上の實業家なるを以て、亦各

自家の營業に於ける華主なき能はず、而して其華主中には、自から亦自家を以て華主と爲せる所の日用品の販賣者あり、然るに今我の商品は汝のみ買ふべし、汝の商品は我に於て要なし、我は我が共立店ありと稱するは人情忍ぶ能はざる所、是を以て株主たる者意外に少數なりしなり。即ち兵神兩港人士の胸中には、單に利己の念のみならずして、尙ほ出入商人等に對し、温情の乏しからざるを證するものたり。明治十五年七月佐畑信之亦株金を募集し、兵庫南逆瀬川に共辨社なる者を發起せしが、遂に株金應募者を得ずして已む、蓋し同一人情に原因せり。

四〇〇

斯くて物價上騰、紙幣下落の進むに隨ふて節儉の風を高め、明治十五年に至ては、兵庫共助萬人社なる者の加盟者頗る多く、同年七月南逆瀬川町の青年等は貯蓄社を設け、貯蓄、親睦、共救の事に従ひ、同十六年二月には井上善右衛門等の發起にて、人々金拾圓を醸出し置き、社中に死亡者ある時は、葬儀料を贈ると云へる、宛も生命保険類の共愛社も生れたり。

○第六十三節、婦人の交際、倶楽部の設立、英語の研究。斯くて漸次に社會的氣風の暢發するありて、爾後市民の企には、思想の開展と、氣風の醇化を證する事實多し。明治十三年兵庫海員接濟會の設けありて、同十五年九月兵庫常盤花壇に懇親會を開き、海員接濟の益、擴張せざるべからざるを談じ、會員技術獎勵の方法を議し、同十六年の二月東出町仲組に附屬寄宿所を設け、會長橋恭平は海員教育の趣意を以て、讀書、算數、測量の外に、生徒に機關學をも教ふる等の事ありし影響にや、

十七年に至ては、兵庫市民中より海軍兵の志願者出でぬ。此頃直木政之助、中尾三之助、高德藤五郎等は、道義の感念を興起せしめ、實業の智識を發達せしめんとて、培根達枝舎を組織して、以て後進を鼓舞す。同十八年以後に至ては、社交の氣風益々發達し、米市場に出入する者の如きも、信友社(十八年)を組織し、西出町には兵庫丁雅懇親會組合(二十年三月)なる者も起り、數十名の交際的團結を見るに至りき。明治十四年の頃、一時政談演説行はれ、辯士紹介所なるものすら設けられしが、今は學術演説の開催及び、法律、經濟、衛生等の研究會設置となり、同二十年より二十一年にかけて、世は歐化主義の獎勵時代となりたれば、兩港市民も此風潮に刺激され、兵庫の神田兵右衛門、有馬市太郎、岡田元太郎等は保守的氣風を以つて黨陶されたる兵庫婦人を奨励し、米國婦人ハウスを兵庫幼稚園に招き、市中の令閨、令嬢を促はして、談話會(二十年六月)を開くの時運となれり。當時新川遊廓の金榮樓が、鋪張娼妓をして總て腰掛風に爲せしを見るも、歐化の風潮が如何に兵庫を侵せしかを察すべし。神戸に於ては、北長狹通の西洋料理改良亭に於て、有志の英語討論會(二十一年二月)を開くれば、上田貢太郎等の主唱にて、同く西洋料理店なる東川崎町自由亭に於て、英語懇親會の催しあり、英語の練習、洋食の喰振に熱せんとする、亦以て歐化主義の流行を證するの一例たらん。神戸學士會も起り(其後中絶、明治二十四年に再興)、神戸俱樂部も設立さる。直木政之助、高德藤五郎等は淡東部有志の團結を謀り、三交協會を設立して三交協會雜誌を發刊し、盛んに勸業、衛生、教育三事業の進歩

四〇一

發達を促がさんと勉め、同十八年以後に至ては、思想の開展、氣風の暢達、其勢ひ滔々たりき。

○第六十四節、經濟法律等の研究、社交團體の氣風。 已にして明治二十二年に至ては、演說講談行はれ、藝妓の演說會を開くあり(二十二年一月二十三日北長狹通播半座入場料金四錢)。大日本風俗改良會支會の設置あり(同二月十九日發會會員百二十餘名演說を開催)。神戸經濟協會(同四月)、商業談話會(同上)、商話會(同六月)の開かるゝを見き。商和會は神戸商業會議所にて開き、官民有志共に商語を試み、縣知事周布公平の如きも之に臨めり。湊川俱樂部、或は湊東俱樂部と稱する會合起りて、盛んに商業上の演說討論を勉む。細民飢餓に泣ける明治二十三年となり、下山手には神港俱樂部の設けあり、坂本村には兵神俱樂部の門標を見る。神戸攻法會は、法律經濟の討論に熱衷し、神戸青年協會は、實業に關する研究に出精し、東京婦風會に於て廢娼意見を府會に建議するや、神戸の耶穌教四教會は、一致聯合して廢娼同盟會を組織(同一月)せり。各種の會合は其目的重に社交に存せりと雖も、會員の舉措は自然時々の風潮に動けり、隨て各會亦自から其毛色を異にし、湊東俱樂部の如き、三交協會の如きは、眞面目に演說討論に従事し、湊川俱樂部、神港俱樂部は園芸、蹴鞠等に遊び、神戸青年協會は商業研究、英語練習に怠りなし。此年六月兵庫の實業家も東出町に兵港商友俱樂部を設立せり。明治二十五年四月には兵庫壬辰協會起る、是れ亦兵庫實業家の企て也。通俗講談を以て智識の開進を促がさんと欲する兵庫立志會も、亦此時に於て組織されき。同二十六年二月には、湊東青年協會生る、今

や市内各種の團結は單に同盟者の利益と云はず、専ら市公益なる目的を以て運動する氣風となりぬ。

○第六十五節、市民の氣風清人を呑む、日清交渉の破談。 已にして明治二十七年となるや、日清韓三國の交渉事件を發し、一般市民の氣風は頗る奮興し、六月四日在郷軍人は、善福寺に於て大懇親會を開く、會するもの二百餘名なり。交渉の局面日に風雲の險惡なるや、市民の氣風矯々として早く在留清國人を呑み、兒童走卒、ちやん／＼坊主を以て相嘲るの風あり。當時清國理事鄭孝行は、六月三日重なる清商數人を中華會館に招集し、之に事局の成行、交渉の現狀を告げ、理事府は何時引拂ふに至るも知るべからず、在留清國豫め其心得あるべき旨を諭せしかば、在留清國人は俄然狼狽して所有の商品を賣退かんと競ひ、取引の約定を解かんと争ふ。兵神兩市の商人は勿論、京阪商人にして清商と取引ある者は、彼等の歸國に先ちて取引勘定の決済を爲さんとせり、日清兩國商人の商戰は宣戰の布告に先て開戦せり。狀形斯の如くなれば、清商の賣放たんと欲する豆類の如きは、日に其價を下落すると同時に、内商中にて海產物を扱ふ者は、清商と共に狼狽の情なき能はざりし、已にして鄭理事は、在留清國人に諭告して曰く、假令交戦の不幸に陥るも、中華の國民は充分保護せらるべし、特に諭告を與ふる迄は、其業に安んずる所あるべしと。此に於て物情少しく沈靜し、營利に勇邁なる清商中には、却て投機の見込買を爲す者あるに至る。已にして七月日清兩國遂に交戦に決し、外務大臣陸奥宗光は、日本駐劄各國使臣に交戦の通知を發し、地方長官へは清國を無條約國と見做すべきを

訓示するに至りたれば、在留清國人の歸國する者日々に多く、神戸港南京町に空屋の増加するを見たり。七月三十日鄭理事は、家春を汽船「サクサス」號に乗船して歸國せしめ、其身亦結束して公使の命令を待つ有様となり、八月一日清國に對する我宣戰の詔勅出で、清國公使館は引拂となり、同十八日駐在清國公使は、橫濱函館兩港理事と共に來神し、鄭理事亦之と共に佛國郵船「サラジャー」號に搭じて去るの場合となりしより、神戸在留支那人の歸國愈よ多しと雖も、其數猶は五百餘名あり。日本政府は、在留者に向て名籍登記を達し、彼等は續々登記を出願して、依然其商業を維持すと雖も、其小賣商人に至ては、在留同國人の減少せしのみならず、市民の彼等を疏外すること甚だしく、戰々競々其日を送るの有様なり、市民の氣風頗る揚る。

○第六十六節、敵愾心の發揮、犒軍準備。 豊島の海戰、牙山の陸戰以來、市民の敵愾心は舉國人民と共に大に發揮せり、而して宣戰の詔勅出で、續々大兵の派遣となり、神戸は軍隊通過の爲めに軍人軍夫の來集するありて、市中雜鬧の狀景となる。此際縣廳兵事課神戸市役所の如きは、事務の繁忙を加へて、吏員之が爲めに忙殺せられんとす。大日本赤十字社兵庫縣支部よりは看護婦及び醫師を戦地へ派遣し、市民は幾多の會團を形ち造りて報國の義務を盡さんとす。民心の奮昂、犒軍の企畫、之を詳述するは僕を代ふるも及ばざるなり。八月九日縣知事周布公平は、市内の紳士を兵庫常盤花壇に招集し、軍費應募の大義を懇諭し、同二十一日神戸停車場には、陸軍司令部事務の開始を見たり。神戸市

會議員及び有志者は、兵士優待等の協議に懈りなく、楠社境内を以て軍隊の休憩所に充て、表門内には緑門を設け、假設休憩所等の準備至らざる所なし。

○第六十七節、獎武會等の設置、市民の義舉。 八月二十四日神戸商業會議所に於て、神戸市報國義會の創立會を開く、是れ重にも公職を帶ぶる人々の發起首唱に出る者とす。設立の事決するや委員を選定し、事務所を神戸商業會議所と定め、九月三日委員會を開きて、小曾根喜一郎、渡邊尙、鳴瀧幸恭を以て専務委員と爲し、各委員の互選を以て縣知事周布公平を委員長と爲す、會員三千二百名尙は報國の大義を全ふせんが爲め、郡部と協同の交渉を開き、後規模を擴張して兵庫縣報國會となる。報國義會の外に、有志は神戸市獎武會を組織（十月）し、會員を通常、特別、名譽の三に分ち、市内屈指の有力者は、其特別會員中に包含され、各自五拾金、百金を醸出して獎武の實效を擧げんと謀る。神戸に基督教信徒の奉公義會起れば、兵庫に佛教婦人智恩會の組織あり、孰れも皆金品の義捐を募り、出軍兵士の家族を扶助し、士氣の激勵、盡忠の義心を鼓舞するに努力す。徒弟にして報國會を設くるあれば、醫師は出軍兵士の家族に無料施藥の舉あり、人心斯の如く奮起したれば、懦夫も起ち怯者も勇むの氣風を生ず。下層社會の逸り雄は、清國人を呼びて豚尾漢と稱し、頑是なき稚童は、瓦礫を擲て中華會館の玻璃を破り、賤業を營める藝妓中にも、清國人の招聘に應せずと誓約する者あり。此氣風の餘弊としては、往々壓縮すべき擧なきにあらざると雖も、民情亦已むを得ざるなり。

○第六十八節、聖上御通策、市民の祝勝會。是より先き大本營は廣島に進められければ、御進發の爲め、九月十四日午後四時三十分、聖上には神戸停車場に着御あり、辨天濱御用邸に一夜御駐蹕の上、翌十五日午前七時三十分御出邸、廣島に向て御發策あり。左なきだに神戸の市中は、數旬以來既に雜關の景況なるに、聖上御親征の事あるや、其首途を祝して奉送せんと欲し、四來誠忠の臣民は、簇々として集ひ群ること恰も雲霞の如し。斯くて市民は日夜戰報に耳を傾け、牙山の勝戦後、平壤陥落の日に至るまでは、浮説時に傳はり、幾回か前途の勝敗に鬼胎を抱けりと雖も、平壤の一戦能く敵兵を驅逐一掃したりと聞くや、祝捷會は、先づ兵庫肥料組合員によつて湊川に催はさる。十月一日神戸市會は、天機伺として委員派遣の議を決し、市長鳴瀧幸恭及び市會議長代理加藤治郎兵衛廣島に赴く。神戸商業會議所會長山本龜太郎、亦天機を伺候せり。尋で各學校の祝捷會を湊川に開くや、教員生徒其他の有志の會する者八千人。十一月八日神戸俱樂部に於て、縣令周布公平の夫人貞子等、神戸婦人會の發會式を舉ぐ、會員千四百餘名。十二月九日に至り神戸市の名を冒せる祝捷會は開かれたり、葺合神戸兩部の市民は生田神社内に、湊東部市民は湊川神社内に、兵庫部市民は兵庫小學校に馳せ集り、其より湊川の一處に會すれば、總員無慮五千人、各人敵軍驅逐の模様等を語ることに、宛も目撃者の如し。

○第六十九節、威海衛陷落祝捷會、從軍新聞記者招待。

忠勇義烈なる皇軍は、破竹の勢ひを以て

進軍し、第一軍は、堅氷罷に到る近寒の敵地に轉戦し、第二軍亦北京を目指して戦略を畫す、朔風指を切る凜冽の海上に、海軍勇奮の様は市民の胸裡に描かれつゝあるなり。明治二十八年二月十二日には、我戰艦既に清國威海衛の灣内に於て、北洋艦隊中なる一砲艦の橋頭に、高く白旗を掲げしむ、是れ水師提督丁汝昌が、我旗艦に降書を投じ、一身を擲て愛撫の殘兵を救はんとする殊勝の振舞に出たるなりき。此報一たび飛來するや、神戸市民は十六日午後六時より、威海衛全陷落祝捷會を催ふしたり。同日祝捷會場たる楠社境内に聚集する者、其數四千三百名に及び、境内之を爲めに立錫の地を剩さず。各自祝盃を取て且つ酌み且つ飲み、歡喜極まつて泣て舞ふ者あり。雖て兵庫縣書記官秋山恕卿は祝詞一篇を朗讀す、聲調勇壯快活なり。尋で、天皇陛下萬歲と呼ぶや、衆口一齊、天皇陛下萬歲と和す。一唱二唱三唱に至りて止み、更に日本帝國海陸軍萬歲と。音頭を取れば、衆口亦均しく之に和す。日本帝國海陸軍萬歲と。夫より會衆は行列を正し、湊川新橋より兵庫の市中を一巡し、轉じて神戸に入り豫定の順路を巡行して會場に復へり、再び祝盃を傾けて聖徳を謳歌し、國運の旺盛を歡晤して午夜始めて散會を告ぐ。是より先き十一日を以て、市内の有志八十餘名は、兵庫常盤花壇に從軍記者優待會を開き、大阪朝日、大阪毎日、新浪華及び神戸又新各社の從軍記者を招きて慰勞せり。

○第七十節、清國媾和使來る、兩陛下の御通過、市民の奉送迎。

威海衛陷落に先ち、二十八年

一月三十一日清國媾和正使戸部左侍郎兼小司農張蔭桓、副使臺灣巡撫調署湖南巡撫邵友濂は米國前國

務卿フオスターを顧問として廣島に来る、我全權大臣伊藤博文、同陸奥宗光は、二月一日第一回の應接會見を爲し、第二回の會見に於て講和談判を拒絶す。我談判拒絶の要に曰く、大日本帝國政府は、東京駐劄及北京駐劄亞米利加合衆國特命全權公使に由て、和を講ずるには、和約を締結するに足るべき全權を帶有する委員を簡命すべきことを屢々聲明するを經たり。然るに二月一日大清國欽差大臣より、大日本帝國全權辦理大臣の知照せられたる所、極めて妥當を缺くものと爲さざるを得ず、何となれば、該命令狀には、普通に全權委任狀に缺くべからざるものと知られたる所の要素の殆んど具備せざればなり。而して大日本帝國政府の所見は、尙ほ先きに亞米利加合衆國特命全權公使を經て聲明せし所と相異なることあるなし。因て大日本 皇帝陛下より授與せられたる、適當且つ完全なる全權委任狀を帶有する所の、大日本帝國全權辦理大臣は、單に事件を會高し、總理衙門へ諮報し、旨を請ふて進行すべしとの命令狀のみを帶有せらるゝ所の、大清國欽差全權辦理大臣とは會議することを諾肯すること能はず。是を以て大日本帝國全權辦理大臣は、今回の會議は此に止めざるを得ずと宣言するの外なきに至りたりと。斯くて講和使の追返へされたる後、北洋艦隊は全滅し、我第一軍は山海關を奪ひ、目指す所は最早北京城たるに至りたれば、清國今は脚躡すべきの時にあらず、此に於て清廷は、李鴻章を以て全權講和大使となし、李は三月十九日禮裕、公義の二小燕流船の船頭に、黃龍の國旗を懸けて廣島に来る。一行中には參議李經芳、參贊馬建忠、翻譯羅豐祿、伍廷芳及びフオスター等あり。

二十日より講和の談判は開かれ、二十四日李は小山録之助なる兇儒の爲めに負傷し、神戸市民は李の爲めに一掬の涙を瀧ぐを惜まざりき。而かも七十三歳の老英雄は、之が爲めに屈する所なく、樽俎の間に折衝の技を奮ひ、三月三十日三週日間休戦の條約は成る。此際日本國民の萬世忘るべからざる跡、獨、佛三國の干渉出で來り、不本意なる講和條約は、四月十七日を以て調印せられたり。此に於て同月二十六日皇后宮には、先づ廣島より京都に還啓あり。蓋し皇后宮は、是より先き廣島に行啓ありし也、同日午後四時三十分神戸停車場に御着ありて、直ちに京都に向ふ。翌二十七日 聖上山縣、西郷、土方の各大臣等御陪乘、午後四時三十分廣島より神戸停車場に着御ありて、是れ亦直ちに京都へ御發轅ありき、市民は兩日共に奉送迎に懇切の忠情を表し、市中各戸の軒頭には國旗を掲げ、淺川堤上に於て二十一發の煙火を擧ぐ。兩陛下の盛徳を謳歌し、其萬歳を唱ふるの聲は、眞に天地を震撼するの有様ありき。

○第七十一節、神戸市の頌徳表、平和回復の賀會、志氣の挫折。 已にして五月日清講和條約の批准交換を了り、平和全く回復したるを以て、同月十五日神戸市會は左の頌徳表を捧ぐるの決議を成す。 恭く惟るに我允文允武なる天皇陛下、登極の始め五事を神明に誓ひ、萬機を親裁し、維新中興の宏圖を啓かせられ、祖宗の遺業を恢弘し、憲法の大典を創定せられ、皇化四表に光被し、億兆昭代の恩波に浴する、洵に二十有餘年矣。何ぞ闖らん、清國隣交を蔑如し、東洋の平和を破り、殆んど亡

狀を極む。是に於て乎皇上赫怒、解愆の典を擧げ、大羶を廣島に進め、日夜戎衣を解かず、自ら軍機を統裁せらるゝもの年を超ゆ、臣民たる者、誰か感激泣涕せざるわらんや。故を以て王師の嚮ふ處前なく、連戦克捷、今や北京を衝かんとする秋に際し、彼れ誠に渝盟を悔ひ、遂に土を削ぎ、償を出し、其他大に讓歩する所ありて、却て和を請ふに至る。外、陸海軍將卒の勇武能く戦ひ、内、臣民忠實報公の誠を效すあるも、陛下赫々の稜威に依らずんば、焉んぞ此絶大の偉勳を成就するを得ん。況んや東洋の平和をして、永遠に鞏固ならしめ、生民の疾苦を軫念せられ、友邦の厚誼を採納し、遼東半島の壤地を還附せらるゝの恩典を行はせられ、兩國の和親を克復し、局外列國の交誼に益、厚さを加へ、當初出兵の大目的を完ふせらるゝに於てをや。於戲、陛下の威徳は宇内に溢き、帝國の光榮は萬邦に輝く、此聖世に生れ此盛事を見る、何の幸か之に如かんや。茲に神戸市民十六萬有餘を代表する市會の議を以て、謹んで聖徳を頌し奉る。冀くは執奏わらん事を、誠惶誠恐頓首。

年 月 日

兵庫縣神戸市參事會市長

鳴 瀧 幸 恭

兵庫縣神戸市會議長

從 六 位 小 寺 泰 次 郎

市會議長小寺泰次郎は此書を奉じて京都に赴き、大本營に出頭して執奏を請ふたり。越けて十九日午後三時湊川に於て神戸市講和祝賀會の舉行あり、發起者の一人秋山恕卿は、縣知事周布公平の祝文を代讀す、其文に曰く。

日清講和條約交換の事は、本月十日を以て公布せられたり。回顧すれば客歲八月、清國盟を渝へ、兵を雞林に出すや、我政府再三曉諭すれども可かず、於是乎天皇陛下、震怒、宣戰の大詔を發せられ、爾來兵馬倥傯、外に在ては將士威な奮ひ、内に在ては民人善く和し、内外一致を以て王の愾に敵す。兵鋒の所向は堅壁鐵艦盡く披靡塵粉せざるなし、清國力盡き、其非を悔ひ、遂に此條約交換の事を見るに於て、疆土を恢開し、我商權を擴張し、以て我國威を宇内萬國に輝かす、其偉勳大業、千古未曾有の事なり。我國民たる者、孰れか感激拊舞せざるものわらんや。況んや我神戸市は、清國交通貿易の要地に在るを以て、其市民の洪益を享受するもの尠少ならんや。是れ我神戸市同胞諸君が、本日の良辰を卜し、此祝賀會を開く所以なり。希くは來會の諸君、相慶し相賀し、共に數大白を擧げ、以て太平を謳歌せん。

年 月 日

講和條約交換祝賀會總代

正四位勳四等 周 布 公 平

祝文の朗讀終るや奏樂あり、而して後天皇陛下萬歳、大日本帝國萬々歳は叫ばれたり。然れども遼東半島還附の一事は、大に世論を沸騰せしめ、兩港市民の意氣亦大に挫折の感なき能はざりし。

○第百七十二節、小松大總督着神、市民の歡迎。 同月二十一日午後一時、大元帥陛下の御委任を以て、征清大總督として旅順へ出陣ありし、小松宮彰仁親王は軍艦和泉號の先導を以て、千代田、龍田の二艦に護衛せられ、汽船横濱丸にて海路悉なく入港あり、隨行の重なる人々は、川上參謀次長、寺内少將、大島少將(久直)、石黒軍醫總監、野田監督長官、角田、土屋、高木、大生の各大佐、東條、神尾の二中佐、長崎式部官、落合軍醫監等なり。市民は海岸字百間波止場にて烟火を打上げ、以て歡迎の意を表し、三軍艦は、二十一發の祝砲を放つ、親王は東川崎鐵道棧橋より上陸あり、御出迎ひの人々は、大本營より來れる中村大佐、大塚少佐を始め、周布縣知事、秋山書記官、千葉神戸地方裁判所長、鳴瀧神戸市長、諸官衙高等官、縣市會議員等なり、親王には、御上陸後出迎者の御挨拶あり、容貌毫も疲勞の態なく、人力車にて豫定の旅館常盤に投宿。市民は國旗を軒頭に擧て安着を賀せり。

○第百七十三節、軍隊の通過、市民歡迎志氣の冷熱。 同じく二十八日より、第一師團凱旋軍隊の大輸送始まる、輸送列車の運轉は、一晝夜十回の概定にて、宇品より神戸に着する時は、一時間休憩と定めたり。當時神戸市長は市民に告示して曰く「我征清軍追々凱旋、日夜陸續、市内通過相成候に付ては、各戸國旗提灯を掲げ、擧て歡迎祝意を表すべし」と。又各町總代へ依頼狀を與へて曰く「拜

啓我征清軍隊追々凱旋、日夜陸續、本市内通過相成候に就ては、帝國臣民たるもの擧つて之を歡迎優待、其功勞を慰籍すべき筈なるに、一般右通行を周知せざるに因るか、國旗提灯すら掲げざる向き住々有之、如斯にては當初出師の際、他府縣に率先、最も熱心に送迎優待せし本旨に背き、遺憾に堪へざるを以て云々、貴町内一般へ、右の旨趣貫徹、祝意を表し候様、便宜御取計相成度、此段御依頼候也」と。日本國民は、熱する時は火の如く、冷むれば氷の如き羅馬的血性の國民なり。今や神戸市民の氣風は斯の如き諭告を要するまでに一變せり、獨り神戸市の住民と云はず、日本國民の性質に於ける一大缺點は、實に此氣風に存す。此時周布公平、鳴瀧幸恭の發起首唱にて、凱旋歡迎會を組織あり、而して其目的は、犒軍の一事に在り、同會の總會に決議せし犒軍の方法は、楠公社内に供酒所を設け、軍隊の休憩中、清酒を饗するの意なりしが、兵士の飲酒は、其筋の嚴禁なりと聞き、遂に凱旋の二字を染出せる手拭一筋宛、兵士に贈與する事と改め、尙歡迎の意を表せんが爲に左の設計を爲せり。

一 鐵道筋に於て綠門を建設する事、其箇所は柳原、三川口、永澤、算所、湊、宇治野川、一番踏切、花隈、二番踏切、三番踏切、三宮、生田の踏切兩側にして二十四個所、而して此綠門には、硝子の額頭に、『祝凱旋』の三字を記るして點火する事。

一 神戸停車場より、湊川神社迄の道筋兩側は、電氣街燈(牡丹の造花)三十二個を建設する事。

一 湊川神社境内楠公石碑の邊には、電燈三ヶ所を建設點火する事。

一神戸停車場より、湊川神社迄の間三ヶ所には、球燈三箇所に吊るし、各種の裝飾を施す事。
一湊川神社門前には、凱旋門を建設する事。

斯くて湊川神社門前に建設したる凱旋門は、全體に板張の建造にして、頗る高壯、頗る堅固なる者なりしなり(二十九年八月大暴風雨の際に壞る)、而して湊川神社内の犒軍事務所には、赤十字社々員及び神戸獎武會員出張して、専ら犒軍の幹旋に當れり。六月二十三日に至り、歓迎會員集議の上、同事務所は改めて神戸歡迎會犒軍事務所と爲し、赤十字社員及び神戸獎武會員に代ふるに、各町有志者二十餘名を一組と爲し、順番交替を以て晝夜事務所に詰切り、犒軍に盡力す、尙ほ縣廳と市役所とは交渉の上、六月軍夫宿泊所を設く、即ち神戸に於ては元町通五丁目極樂寺、兵庫に於ては南逆瀬川町藥仙寺に出張事務所を設け、宿割其他の事を取扱ふ事となし、藥仙寺、眞光寺、能福寺其他を以て宿舍に充て、六千人を宿せしむるの準備を整ふ。斯くの如く戰事は已に犒軍の一事となりたれば、軍人の家族扶助等を目的とせる各種の團體は漸次に解散する事となり、兵庫佛敎婦人會の如き、神戸婦人會の如き、兵庫縣報國會の如き、孰れも六月より七月の間に於て解散せり。兵庫縣報國會の献金せし額は、第一回貳千參百拾六圓、第二回參千四百九拾圓にして、陸海兩軍へ出したたり。而して其他の各會が、出兵者の家族を扶助し、若くは戦地へ物品を寄送せし等、其額少なからざりし也。明治二十九年に至ても、其三月一日歸郷軍人慰勞會あり、又歸國軍隊通過歓迎の事ありき。

○第七十四節、神戸市在郷軍人會起る。日清戰爭の結果として、市民の軍事氣風を養成し得たること少なりとせず。新兵入營の際、其祖道を壯ならしむるの美風も此時より開かれ、在郷軍人會の如きも亦市民多數の賛成を以て設立せり。

(補)在郷軍人は、明治二十九年二月二十六日既に一個の團體を爲して、湊川に野外壯遊を試み、同年十一月二十三日大演習を舉行し、十二月在郷軍人會々則を創定せり。其第一條に於て同會の目的を告白して曰く「本會は、神戸市在住の陸海軍人相會し、帝國軍人の精神たり、常經たる五事の勳諭を奉體し、平素同心協力して、愈益之が思想を確實にし、以て國家有事の日に當り、軍人の盡すべき本分に於て遺憾なからしむるは勿論、居常、品行端正にして、互に信義を重んじ、人の義標たらんことを期するに在り」と。會員を正會員(豫備、後備、歸休、休職軍人)特別會員(後備役後の軍人)準會員(國民兵籍に在る者)名譽會員(金品寄贈者、又は推戴員)とし、會費(正會員毎日五錢、特別及準會員一年貳拾五錢)及び有志寄附金を以て同會を維持する仕組にて、二十九年の末に至ては、寄附金已に壹萬圓に近からんとす、同年湊川神社境内へ、會堂及演武場の建設に着手し、大に武事氣風を發揮せしめんと勉む、會長は陸軍中尉村上平右衛門なり。

○第七十五節、海員俱樂部の設立。神戸市在郷軍人會の起れる一方には、海員俱樂部の設置さるゝを見たり。抑も海員俱樂部は、國家の爲め海事の發達を謀るの目的より成るものにして、明治二

十九年一月十五日兵庫西出町二百六十三番屋敷に設立せらる。爾來會員の増加と共に漸次會務を擴張し、同年四月東京に、同十月函館に支部を設け、又同三十年二月本部の位置を神戸築町六丁目二十一番屋敷に移轉したり。現今高等免狀を有する會員の數は九百餘名、日本高等海員の團體にして、此團體成立の本源は遠く十數年前にあり。而して神戸市に此俱樂部の設立せられたるものは、地形の然らしむる所にして、決して偶然に非らざるべし。今其來歴を尋ぬるに、已に記せし如く、明治十三年の頃、國家の富強文明は、交通機關發達の結果なるは言を待たず、左れば我帝國の如き四圍環海の島國は、海を以て立國の大本とせざる可からず、海は交通機關の働く所即ち船舶の航通する所なり。この船舶たるや一朝資を投ずれば忽ち購ひ得らるべきも、其船舶の操縦者たり航業の精神たる航海者なるものは相當の學識を有し、十數年の經驗を積むに非ざれば其任に適せざるが故に、高等海員を養成するの必要ありとの議、朝野有志の間に起る、遂に相謀りて海員寄宿所なるものを品川及び兵庫に設立し、海技免狀受驗者に教授を始めたなり。然れども其組織は不十分にして、極めて微々たるものなりし也。明治十四年に至て大に其規模を擴張し、日本海員接濟會と爲し、高等海員養成の傍ら、水火夫を寄宿せしめ及び其媒介等を爲すことゝなれり。此時兵庫海員寄宿所は立消の姿となり、唯有志者職金の殘餘を以て、辛うじて海員の教授を爲しつゝありしが、此寄宿所に於て勉強中の海員十八九名は、皆多少教育ある人々にして、其當時日本海員の位置甚だ低く、洋人の日本船舶に跋扈することを慨嘆

し、須らく日本海員の地歩を進め、以て日本船舶より、彼等洋人を驅逐せざるべからずと決心し、其十八九名の人々は、爰に團體を組織して、大に日本海員の位置を高めんことを企てたり。是れ即ち海員團體の嚆矢なり。然るに惜哉當時全體の海員は、未だ團體の思想なく、遂にこの計畫は齟齬に歸したりき。其より降て明治二十四年の初めに當り、海事に熱心なる海陸員は、五十五名の發起者にて大に同志を誘導し、以て一の團體を組織し、海事雜報を發行し、造船、運船、機關、運輸等、總て海上に關する智識を交換し、以て海事の發達を謀らんと欲し、其年十二月海事協會を組織し、翌二十五年一月海事雜報第一號を發行せり。以來この雜報は號を逐ひ回を重ねて刊行し、海事上、人を利せし所亦少なからず。然れども日本海員は、唯この雜報のみを以て満足せず、他に團體を組織して國家の爲め、海事の發達を謀らんと欲する希望は、日に月に其度を高めつゝある際、明治二十七年日清の戰役起り、爰に非常に敵愾心を起し、宇品に集合したる數十艘の御用船に乘組み居たる高等海員は、同志會なるものを組織せんことを企てたり。其趣意とする所の大要は、(一)團體は宜しく親睦一致して、海事の發達を謀ると共に、海員全體の公益を謀ること、(二)團體は海員の行動を自然に制裁し、背徳悖義の行ひ無からしめ、勤儉勉勵相共に提携救助して、共同の福利を増進し、海員の位置を高尙にして、以て帝國海員の本分を盡すこと、(三)この團體を代表する執務者を要港に置き、以て團體の公益を謀ることの三目的に存したり。斯くて當時軍國多事なるにも拘はらず、漸々熱心の度を高め、遂に明治二

十九年一月十五日有志者相謀り、一の團體を組織し海員俱樂部と名付く。爰に於てか日本海員が、明治十四年來熱望したる、海員團體は組織せられたり。其の後船長賀屋洋介を推選して幹事長となし是れより會務大に擴張して、東京及び函館地方に於ける海員も亦團體を組織せんとし、其趣意、方針、目的等、皆同一なるを以て爰に大同團結成り、四月東京に、十月函館に海員俱樂部支部を設置す。同俱樂部は社交的團體にして、海技免狀を享有する高等海員を正會員とし、海事熱心家を名譽會員、特別會員、及び賛成會員となす。又同會の役員は、會頭、幹事長、幹事、理事、相談役及び委員(船長機關長)とし、其常務に當るものは幹事長一名、常置幹事二名、理事一名及び相談役なりとす。同俱樂部の趣意目的は、(第一)和親を旨とし、徳義を重んじ、志操を廉潔にし、自他の見聞智識を交換し、以て帝國海員の品位を保ち、併せて技術の鍛練を謀ること、(第二)海事擴張は帝國の國是にして、海事の伸縮は國勢の消長に關し、而して發達の如何は海員の職責に屬す、故に會員たるものは、國家的觀念を以て、一意専心帝國海事の發達を謀ること、(第三)帝國海員の任務は此の如く重且つ大なるものなれば、常に其言行を慎重にすると同時に志望を遠大にし、以て義勇奉公の實を擧げ、帝國海員の名聲を轉ずること、(第四)船主と海員とは、互に密接の關係を有し、俱に共に海事の發達を希圖すべきものなれば、苟くも海員たるものは、懇篤精勵其職責を全ふし、以て大に船主に満足を與ふることを努むること、(第五)後進者を誘導啓發して、海員の養成を努むること、(第六)會員の職務上、負傷其他

の不幸に遭遇したる時は、これが經濟を努むること等なり。而して又創立以來、智識交換、海事研究の機關として毎月會報なるものを刊行す。

○第七十六節、海民協會の設立。海員俱樂部の設立に尋で、明治三十年二月海民協會なる者起れり。其位置は兵庫湊町一丁目にして、會則の緒言に曰く。

明治二十七八年戰勝以來、我國民は稍、意を海事に注ぐに至りたりと雖も、未だ之が發達に關し必然の策を講じ、以て大々的海運を圖らんとする者尠なし。獨り海員の養成に於て稍、其成體を見ると雖も、之とて未だ完全無缺に至らざるべし。然れども目今吾國海運事業は、猶ほ遙に海員養成に及ばずして、海員成業者年々數百の増加を見るも、之に伴ふ船舶なく、空しく妙技を埋没し去るが如き、恰も強兵ありて武器を備へざるものに等しき憾なき能はず。從て海外輸出入品の運送は、殆んど悉く外國船の掌握する所となれり。加之ならず今や遠洋航海は扱置、目前なる新領土の臺灣に於ける樞要の航路さへ、未だ全く吾人の手に專領する所に至らず、憾歎に堪ゆべけんや。嘗に海運業に於て然るのみならず、海産事業に至ては、不振も亦甚敷、津々浦々の従業者は、漸く一身の生計を保つ爲めになすに過ぎず、他は宛然土民視し去り、敢て保護獎勵を爲さざるのみか、反て是等の姑息に甘んじ、曾て之が振興を計ることなし。概して如斯有様にして、其他海事に係る百般の事物、一として他列國に及ぶものなく、何をか以て海事發達と云ふを得べけんや、豈慨歎せざる可らず。爰

に同志相謀り、海民協會を設立し、専ら海事熱心の士を結合し、一致團結以て策を講じ、法を案じ大に吾國海運の伸長を圖らんとす、同胞の海國男子諸君、冀くは余等の微衷を容れ、振て贊助あらんことを渴望に耐へず。

此緒言に據る時は、海民協會なるものは、其目的とする所、殆んど判知するに苦むと雖も、會則第一章に於ては、同會の目的として、左の數項を列したり、

- (一) 海事擴張、本會は海事熱心家の團體にして普く海事思想を保育なし共に提携して大同事業を起し以て吾國海事の擴張を圖らんとするにあり。
- (二) 會員和親、本會々員は互に一心同體と心得徳義を重じ和親協力を旨とし相互に智識の交換を計り亦以て常に喜憂を共にすべく苟も會員にして公私を論せず事を生じたる場合には共に相携へて之を扶助すべしものとす。
- (三) 救助、本會は慈善を専らとし海上に於て不時の災害に罹りたるものを救助し又は救助金をも惠與す。
- (四) 共濟、本會々員は會員中不慮の災害を被りたるもの有るとき速に之が共濟を爲すべしものにして本會は又相當の共濟金を贈與し死没のときは吊慰金を贈る。
- (五) 私裁、本會は海事業者間に於ける紛議は來意に應じ名譽を主として私裁をなし勉めて同業者間の圓滑を圖るべし。

(六) 保護、本會は海事の何者たるを問はず苟も障害ある事を認むるときは之が保護をなすべし。

(七) 衛生、本會は特に海上衛生部を置き名譽を専らとし港灣及船渠並に船舶の衛生に従事すべしものとす。

(八) 海事業指導、本會は特に事業部を設け或は海運業に従事して未開の航路を探検し或は海産業に従ひて産物富地を發見し或は漁業を營みて同業者を奨励し又は海員をして實地に練習せしむる等總て海事業に關する指導者たらん爲め非占利的事業を營むべし。

(九) 名譽奉公、本會は國家の有事に際し名譽を重じて船舶の徵發に應じ其他偏に國民の義務を盡し以て奉公の實を擧げんことを勉むべし。

(十) 質議應答、本會は海事に關する質議に對し精密の調査を遂げ而して之れが意見を陳述すべし。此目的として掲げたる所に據りて、其緒言の奈何に拘はらず、海民協會の性質は明かなるを得たり。海員俱樂部と共に、海國必要の團體なりと稱すべし。役員中總裁會頭は未だ缺員にして、評議員長は鹿島秀麿、評議員は明石甚八外五十七名、交渉員は小倉夏藏外四十九名、主幹は高井吉右衛門にして、會員は現在八百餘名あり。而して計畫中の事業は、汽船購入の事、海事病院設置の事、海事衛生の事、

漁業者保護の事、海難者救助の事、海事公會幻燈演説の事等なりと云ふ。

○第七十七節、神戸市紳士の交際風。神戸市民は、氣風の奈何に拘はらず、神戸市の位置上より、他郷人に稀れなる一種義務的交際を餘義なくせらるゝの事情あるなり。今種々なる祝賀等を記するに當り、先づ神戸人士の交際風を言はん。懇親を結ぶに必ず酒の媒介を假り、酒あれば必ず妓を聘するの弊あり。蓋し明治十年以後、自宅會合の風を一變し、多くは料理亭に會聚するの慣例となり、一層此弊を増す。明治二十四五年來、俱樂部交際の起れるが爲めに、紳士紳商間の交際は、稍、美風を生せしに似たりと雖も、概觀して之を云は、神戸市民の交際風は、閑雅清遊の質を缺き、殺風景にして野鄙なるの傾きあり。而して市民一己人間の交際に於て、吏民の親交は年を追ふて疎なるに至れり。婦人交際に至ては、一時之を奨勵せし時期ありと雖も、而かも今は僅に宗教信者たるの關係より、若くは良人の懇親なるが爲めに、其細君たる者の相往復するの外に、婦人交際なるもの行はるゝを見ず。又吏民ども個人若くは僅々兩三輩の同志と謀り、多數の賓客を饗應する等の催はしは、今や甚だ稀なるに至りぬ。此種の交際は、十數年前に於ては屢行はれたり、明治十四年二月貿易商池田清右衛門が、森岡縣令、柳本書記官、村野區長等を饗應せしが如き、同十五年一月神田兵右衛門、北風正造、藤田積中、岩田正吉等の四名が、伊藤博文、芳川顯正、森岡昌純等數十名を兵庫常盤花壇に饗應せしが如き、同三月二十五日森岡昌純が、各國領事及び市内の有力家を榮町貴賓館に招待せしが如き、同四

月神田兵右衛門が兵庫出在家(舊薩州本陣の)別邸へ、清國領事廖錫恩等を招き、觀花の宴を張りたるが如きの類、近年に至て見聞せざる所なり。

(補)貴賓館は、元小野組の家屋なり、明治七年同組の破産するや、國債局の所有となり、貴賓館と稱して外人接待其他の公用に使用せしが、其後一時縣知事の官舎となり、明治二十二年縣知事官舎成て同館は貸屋となる。已にして内務省より賣却の命あり、内海縣知事自から之を買ふ、然るに其價格甚だ低廉なりとして世の指彈起り、此に於て明治二十二年九月更に公賣處分に據り、石田貫之助壹萬九千拾六圓參拾五錢を以て敷地建家共に拂下げ、轉じて之れを原六郎に賣却す、今の生糸検査所の建物是れなり。

○第七十八節、官民懇親會、夜會の舞踏、婦人新年會、新年宴會の慣例。明治十五年一月十六日森岡縣令は、新年宴會を發企して、兵神兩港の人士數十名を貴賓館に會し、以て祝宴を開く。其十二月二十六日には、縣會議事堂に於て、官民懇親會を催はせり、會する者七百餘名、是れ亦森岡の發企に係る。内海忠勝の縣知事として就任するや、交際界に一新氣風を吹入れ、歐洲風の交際を奨勵せり。二十年二月七日の夜、居留地劇場に於て、神戸未曾有の舞踏大夜會開かれたり、催主は内海夫婦及び大坂府知事建野夫妻にして、賓客は有栖川一品宮、北白川二品宮、伏見二品宮、山階二品宮、有栖川三品宮、伊藤内閣總理大臣夫婦、三條内大臣を始め、阪神間の官吏、紳商百數十名、當夜降雪霏々、

滿街爲めに寂寥、獨り舞踏場裡は融々春の如し。此年十一月縣會議事堂に於て内外官民の夜會あり、會衆二百餘名、日本婦人にして洋裝者數名を見る。明治二十一年一月内海婦人の發起にて、宇治川常盤樓(前年前田又吉新築開業)に兵神婦人新年宴會の催あり。十一月三日の天長節には、官民大夜會を神戸商法會議所に開く、領事以下外人七十餘名を招き、總員百四十餘名に及ぶ。樓上に會食室、喫煙室を設け、樓下の大廣間を舞踏室と爲す、日本人にして舞踏の番組に入る者、内海夫妻外兩名あり、而して神戸に電燈の點火されたるは此夜を以て始めと爲す。此日居留地英三十六番館主デアス(明治元年來神せし人なりと云ふ)は、同館の遊苑地(西須磨の孤山)に於て、内外人百六十餘名を招きて懇親宴會を催はせり。明治二十二年村野山人、小川錦吉、安藤行敬、田中元三郎等の發企にて、神戸商法會議所に官民新年宴會を開き、縣内内海の演說等あり。又内海婦人は、縣官の妻女、兵神兩市の紳商婦人四十餘名を招待し、婦人新年宴會を催はしたりき。婦人新年宴會は此後行はれしを見ずと雖も、市中重なる人々が、一所に會合して新年祝賀の辭を交ふるは後に毎年の慣例となる。

○第百七十九節、花房義質を歓迎す。神戸市は行幸啓等の榮を荷ふの外、貴賓送迎の事屢ばなり。明治十五年九月二十六日には公使花房義質の一行朝鮮より着神せるあり、市民之を歓迎す、此の日縣令森岡昌純は、同一行を榮町借行社に導きて、事變以來並に渡海中の勞を謝し、市民の衷情を代表す。義質は少憩後京都に去り、當時同地に滞在中なる外務大臣井上馨に面談して再び神戸に來り、

市民の催はしに係る歓迎の祝筵に列せり、筵は淡川公園地に開かれ、西洋料理の饗應とす、會場の入口に綠門を造り、紅白吹抜の祝旗は松嶺を弄する涼風に翻り、紅燈は綠樹の間を縫ふて搖々喜舞の狀を爲す、市中一般日章の國旗を軒頭に掲げ、夜は提燈を掲げて赤き心を表したり、兩港の有志五十餘名、諸般幹旋の任に當り、晝夜煙火の打揚ありて、劍々萬歳の聲に和す、祝席に列せし賓客は、花房義質及び韓人徐光範其他總員十餘名なりき。

○第百八十節、明治十八年の御巡行奉送迎。明治十八年には、聖上西國御巡行の事あり、同年七月二十七日午後五時二十五分、護衛艦春日先づ來て神港に錨を投じぬ、已にして三十分時、御召艦横濱丸は、儀容堂々、海波坦々、安く、聖主を奉じて灣内に進むや、春日の砲門に煙りは揚り、二十一發の祝砲は轟然として鳴渡れり。横濱丸の進行止りて投錨を終れば、東川崎石堡塔より二十一發の祝砲鳴る。此時兵庫縣令内海忠勝は小蒸氣船に乗じ、御召艦に若て、天機を伺候し奉れり。續て既に若神し居たる先發官等には、小蒸氣船三艘にて御召艦に近き、聖上には懸て短艇に召させられ、伊藤宮内卿、徳大寺侍從長等の御陪乘にて、除るに陸上に向て進ませらる。此時海陸共に祝砲の轟くあり、海上は、御上陸假棧橋まで、水上警察の短艇數隻ありて、御召短艇の左右數間を離れて護衛す、已にして假棧橋に御安着あるや、内海忠勝及び近衛士官等先導にて、御旗浦々として前行し、供奉官一同扈從して行在所に赴かせらる。行在所の門前には、近衛騎兵整列して不虞を警め、山階宮、久邇宮の奉

迎を以て、聖上懸て行在所の玉座に着かせ給ひけり。行在所は辨天濱專崎彌五平家宅にして、玉座は二階の極北一室に設く、床の左手には聖上、皇后の兩影肖を安置し奉り、其左に方りて一面の鏡を置き、其後へには一雙の金屏風を引廻らし、床の横手へ御火鉢、御煙草盆等を按排し、金色燦爛たり。四方の柱より柱に亘りて白布を曳き張り、玉座の南手なる一室は、天覽の祭を待てる珍品奇器の陳列せらるゝあり、更に西手に回れば、侍從等の詰所ありて、其隣室を供進所に充つ、其より南の室は御便場にして、其西室を御入浴場とす。行在所の玄關には、紅白緞子の幔幕を張る、本門は紫と白となり、さて又東南面の檐下には提灯を吊り、二階段梯子は白布を以て敷き詰められ、三階の各室には、書齋數十幅を連らね、下室は勅奏任官の詰所にして、庭前の池中には鯛、鯖、鯉等、悠々唼喝して天然の逸遊を樂めるを啓る。斯くて翌二十八日午前八時三十分西國に向て御發艦あり、儀容御着艦當時の如し、護衛艦筑紫亦發す。八月初旬には聖上既に東都還御の途に就かせ給ひ、其九日には播州明石行在所に御一泊、翌十日午前七時三十分同行在所光明寺を發策にて、舞子濱に設けたる御小休所に入らせられ、此所にて網曳さの天覽あり。已にして十二時の比、陸路神戸に向はせ給ふや、兵庫新町橋上手に於ては、數發の煙火を打ち揚げて聖上既に一里弱の邊に達せらるゝを遠近に報ずるや、碇泊中の各軍艦及び和田岬砲臺より二十一發の祝砲あり、夫よりして聖上は淡川を渡御、多聞通より相生橋を経て、以て行在所に入らせ給ふ。四來の臣民は往年御巡行の際に於けるが如く、合掌奉拜、拍子の

風今や廢んで、歡呼萬歳を唱ふの風と變じぬ。其翌十一日午前九時三十分、聖上は御料の馬車に召し、行在所より鐵道柵内を御通行、東川崎町棧橋より横濱丸に乗艦ありて、此に還都の途に上らせ給ふ。七月御發着當時に於ける市中の様子は、豫て萬事質素の旨仰出されたる事とて、市民孰れも其旨を敬承し、各戸國旗と提灯とを掲げ、只心ばかりの奉送迎を爲せしのみ。去れども御駐蹕當夜の如きは、市中何となく怡悅に溢れ、兵庫「ホテル」の西手、淡川神社内、兵庫音羽花壇及び兵庫各濱一圓に無數の球燈は點せられ、街衢行人繁くして、夜警亦疏そかならざりき。八月還御の際は、陸路岡山より鳳辮を輾らせ給ふ事とて、御着神當日の如きは、八部郡長田村邊より神戸市迄通路竹柵を結び、柵外の奉送者恰も堵の如し。御駐蹕の當夜は、亦前日同様居留地海岸一面に四條の繩を引き、無數の球燈は四段に點火され、各國領事廳の門口には、自國の記章國旗と日本國旗を交叉し、菊花の紋章を描きたる提灯を掲げたり。碇泊の船舶及び居留地商館亦同じ。市中一般の風景は敢て記する迄もなく、各家の軒頭に國旗翻り、夜は晝を欺くまでに無數の提灯を點火せり。

(補)此時供奉官等の宿割は、北白川宮及び鷹司歩兵中尉の外華族兩名(榮町三井銀行支店)。伊藤宮内卿、河上宮内少書記官外四名(東川崎町川崎正造)。徳大寺侍從長外一名(海岸通西村さゆ)。芳川内務太輔外四名(榮町大森榮助)。松村海軍少將外四名(海岸裏通三城彌七)。杉宮内二等出仕外二名(濱宇治野町熊谷幸助)。伊藤侍醫外二名(東川崎町岩下精三郎)。金井内閣大書記官外四名(海岸通

安藤嘉左衛門。堤宮内大書記官外六名(同上中川榮次郎)。米田侍従外五名(元町杉山利介)。堀三侍従外五名(榮町荒木藤吉)。茨木近衛歩兵大尉外十名(海岸通加納宗三郎)。梅澤近衛歩兵大尉外尉官五名(同上専崎彌五平支店)。小笠原宮内内廷課御用掛外十一名(海岸通本城金三郎)。櫻井宮内々藏寮一等屬外二名(東川崎町品川淺吉)。山口宮内御庭課一等屬目賀田一等駈者外五名(元町牧野藤六)。谷村宮内調度課一等屬外十四名(海岸通安藤とみ)。橋本騎兵中尉外十七名(東川崎町株式取引所)等なりし也。

○第百八十一節。明治二十年の行幸啓。明治二十年一月三十日孝明天皇御親祭の爲め、同月二十六日行幸啓の事ありて、同日正午過御召艦高千穂號は、護衛艦浪速號及び紀州沖迄出迎たる海門、筑紫の兩艦と共に、海波穩かに入港あり。碇泊の扶桑艦よりは、二十一發の祝砲を發ち、各船舶は各其旗章を高く掲げ、軍艦の水兵は櫓上に並列して、一齊萬歳を壽さぬ。斯くて兩陛下には、郵便局所屬短艇に移乘し、伊藤宮内大臣等の陪乘にて、辨天濱御用邸裏棧橋より上陸遊ばされ、奉迎の各勅任官へ拜謁を仰付られて、須臾直ちに西京へ向けて御發車を仰出され。神戸停車場迄は、市内有志二百餘名(皆な「フロックコート」着用、襟には白色の櫻花記票を挿む)師範學校、醫學校、商業學校、藥學校、師範學校附屬小學校、英和女學校等の生徒兩側に並列し、聖上は御軍服、皇后宮は洋装にて、御馬車に同乘なり、陪乘は徳大寺侍従長なり。懸て停車場に着かせ給ふや、嘯曉たる海軍樂隊の吹奏あり、

二時五分特別流車にて御發向あり。神戸停車場より三宮停車場間鐵道筋は、兵庫、相生、神戸三小學の生徒列を正して奉送する様最も優さし。市内の各戸は國旗を掲げ、御用邸より神戸停車場の間には一大線門を設け、市民が赤誠を表する無數の赤き提灯はその數限りなく吊るされたり、滿街拜葦の民、右往左往に行き交ひて、聖徳の隆盛を謳歌せざるはなかりき。

○第百八十二節。憲法發布の祝賀。紀元二千五百四十九年に當れる明治二十二年二月十一日の紀元節は、我至仁深慈、允文允武なる 聖上が、空前絶後の大憲章を發布し給へる日なりき。君主獨裁の日本は、立憲帝政の國體と變せり。神戸市此日の状景は、記して後昆に傳へざるべからず。當時縣知事内海忠勝上京不在の故を以て、木場書記官は官幣小社長田神社、國幣中社海神社へ。尾越書記官は官幣小社生田神社、別格官幣社湊川神社へ代理勅使として參向し、官民有志者は、午前十一時神戸商法會議所に集る者無慮三百五十餘名、同所の後庭に於て空砲百一發の祝賀式を擧げ、夫より相率ゐて湊川に赴く。此處には五個所の假屋を構ひ、篝火を焚き、空砲を發ち、各人欣々然として祝盃を擧げ聖壽萬歳、國運長久を祈り、酒樽は各處に排置せられて人の飲むに任せ、自由亭には縣知事代理木場書記官の催主たる祝宴あり、縣會議員、會社銀行員、市内の紳士七十餘名は、招かれて此席に列す。神戸區取引所員、神戸貿易商の催はしに係る祝席にも、祝杯を擧ぐる者二百餘名、政友會の發起祝宴は、諏訪山常盤樓に開かれ、福原町々民は、福原女學校に賀儀を納む。兵庫仲町部の人々は、寄附貳百

五拾圓の施與切符を貧民に頒ち、切符は明道協會に於て、一葉拾錢に引換へて、可憐の貧民に國運隆昌の喜びを分ち、神戸基督教信徒は、五教會聯合の祈禱會を開き、實祚と國運の長久を天帝に請ひ、各學校の教員生徒は、運動會を催ふして君が代を壽き、坂本村なる比叡艦水兵屯所にては、二十一發の祝砲を發ち、其他全市到る處、國旗を翻し、小宴を開き、憲法發布の何たるを解せざる馬丁走卒に至るまで、絹布の法皮、何時か纏はん絹布の法皮と祝ふたり。

○第百八十三節、明治二十三年神戸灣内の觀兵式。明治二十三年四月參尾地方に於ける陸海軍大演習を終り、聖上には神戸灣に於て觀兵式を行はせられ、將に吳佐世保に行幸あらせられんとす。此に於て演習の終りを告るや各軍艦は、舳艫相銜みて攝海に來る。神戸市に於ては聖上の御寄港をば歡迎し奉らんが爲めに、宇治野川橋の側傍に凱旋門を建造せり、門は高三十七尺、幅三間、材料を榿、檜、楊梅、萩、裏白等に撰み、密柑、柑子、大根、西洋蕪、獨活木、牛蒡、干大根の類を以て、菊章其他の飾となし、前額には *Rong live* の英文字を以て萬歳を表し、門上には二百燭光の電燈二個、中央には花彩電燈一個を吊り、上下四方に國旗を交叉す、設計は工學士瀧大吉の意匠に成り、模型は専ら凱旋門の起原と聞ゆる、在昔羅馬國に於て、シーザル凱旋の當時に建設したる所に據りたりとかや、經費四百餘圓にして、市内有志の寄附に係る、而し點燈は神戸電燈會社の寄附する所なり。此等の準備を整へて、聖上の寄港を待受け奉るや、同月十八日午前九時過、京師離宮より汽車にて神戸停車場に安

着あらせらる。供奉は有栖川、小松の兩宮並に兩妃、三條内大臣、土方宮内大臣、陪乘は徳大寺侍從長の方々なり。着御早々辨天濱御用邸に入御あり、十時過御用邸裏手棧橋より、小蒸汽船にて御召艦高千穂號に移らせらる、將さに觀兵の式を行はせられんとするなり。此時東西兩軍と分れたる十七隻の艦隊は、熾然として二十一發の祝砲を發つ。高千穂號は、御用邸を距ること沖合凡七八丁にして位置を定む、其より二丁餘を去りたる海岸には、陪觀の榮を得たる人々乗込める軍艦赤城號あり、御召小蒸汽船の此前面を過る時、登桁の式ありて奉拜の聲擧る。已にして高千穂號に着御あるや、亦登桁の式ありて奉拜を連呼されぬ。艦で檣頭に皇帝旗は翻り、亮々として奏樂の起ると同時に高千穂艦は鐘を擧げたり、赤城も共に滿艦飾を以て其後に從ふ。此日春波融々、水面只花紋を畫くを見るのみ。軍艦排列の次第は、前列扶桑、大和、葛城、武藏、日進、八重山、高雄、浪速にして是れ西軍たり。後列は東軍にして金剛、比叡、天龍、海門、磐城、鳳翔、愛宕、摩耶、筑紫の各艦とす。觀兵式終りて午後二時吳鎮守府へ向けて御出發、浪速、扶桑、高雄、葛城、大和、海門、八重山、比叡、金剛の九艦は、護衛の爲めに出港し去る。當日拜觀の爲めに集り來れる遠近の民は、眞に雲霞を以て評するの外なく、宇治野橋近傍、楠社前の如きは全く人を以て填塞し、警官は通行の一路を開かんが爲め、柄杓を執て水を撒布し、纔に人を兩側に除けしむるを得たり、而かも注意周到なる警察の效は、掏兒の被害なく又不慮の負傷者を出さず。

○第百八十四節、三陛下の御來神と市民の奉送迎。 同月二十四日午後四時皇后京師より舞子へ行啓の途次、神戸鐵道停車場に着御あり、御召流車の裝飾美麗を極めたりき。神戸市民は暫時なりとも御下乗を請ひ奉りしも御聽許なく、直ちに舞子に赴かせられたり、奉送の爲に湊川堤上にて二十一發の煙火を擧ぐ。同二十五日午後五時二十五分臨時流車にて舞子より京師へ着啓ありて、市民の奉送例の如し、舞子御泊所は龜屋その榮を蒙りたり。同二十八日午前八時軍艦高千穂にて 聖上與鎮守府より御着神あり、御用邸棧橋より御上陸、同九時御馬車にて御出邸の上流車にて京師へ赴かせらる、市民奉送迎の有様は前日と異なる所なく、龍顏の麗はしさを拜し奉りて照々赤子の歡を爲す。明治二十四年十一月十一日皇太后御來神の事あり、奉迎門の築造等市民の歡迎甚だ盛んなりしを見たり。

○第百八十五節、露國皇太子の來港。 明治二十四年一月六日、露國太平洋艦隊中の「コレエツ」、「マンシール」、「ジキツ」、「ホーブル」四艦入港す、是れ國賓たる露國皇太子ニコラス、希臘皇太子ジョージ來遊の先驅たり。已にして同日正午時露國近衛軍隊旗艦「マゾフ」號は、「ナヒモフ」、「ウラジミル」、「モノマツク」の三艦を率ゐて入港せり。我常備小艦隊中高雄、武藏より祝砲を發つ。御先導有栖川威仁親王八重山艦にて來り、國賓を導き御用邸棧橋より上陸し、夫より市内を巡覽したり。其人々は兩國皇太子、露艦司令長中將ナジモン、中將バサルキン、陸軍中將公爵バリヤチンキー、中尉公爵コチユベ、中尉オホレニスキー、皇太子書記官公爵ウフトムスキー、陸軍々醫總監少將ロンバク、技

師グリチユンマ、近衛士官オルコン及び有栖川宮、川上中將、三宮式部次官、林兵庫縣知事等にて、孰れも腕車に乗れり。露國皇太子は、黒色「モーニングコート」を着され、茶褐色の高帽を戴かれたりき。神戸市にては、宇治野川常盤樓前に大綠門を構ひ、露、希、日三國の國旗を交叉し、白布に天鰲絨を以て歡迎の二大文字を縫い出し、其額縁は橙、蜜柑、大根等を以て之を飾る。一行は官幣小社生田神社、諏訪山金星測量紀念標、湊川神社等を一覽の上、同日午後二時五十分發臨時流車にて京師に赴きたり。

(補)湊川神社宮司折田年秀は、露國皇太子へ「明治十八年七月吉日於三楠公神社前爲三折田年秀君一月山貞一精鍊焉」の銘ある劍一口を贈呈す。又諏訪山金星測量標は明治七年十二月金星太陽面通過測量の爲め、佛國星學士來て此地に觀測せし紀念として建設したるものなり。今同標の建設地を金星測量臺と稱す、其標柱は御影石にして、總丈臺石と共に八尺餘、標柱の面に彫刻する文字如左。

ICI
OBSERVON+PASOE
VENUS
9+DECEME+1874
COMMON+AST+FRANCE
J. JANSSEN
ACAD. SC. PARIS
CHEF
DELACROIX+CHIMIZOUOBSS
KANDAETICRDEHIOGO

金星過日測檢之處

佛國派出人員 長官星學士、ツヤンサン
附屬測檢 フラクルロ
同 清水 誠
緯 赤道以北
經 巴 理 偏東
明治七年十二月九日兵庫縣令神田孝平君在任

○第百八十六節、露國皇太子の負傷、市民の驚愕。 然るに同月十一日午後露國皇太子には、滋賀縣廳より京都へ還らせらるゝの途中、巡查津田三藏なる者の爲め不慮の負傷あり。變事の電報は忽ち四方に傳はり、舉國人民愕然として驚かざるはなし。蓋し一兇頑兒の爲めに、國交の親昵を破らんかを憂ふればなり。左なきだに八百餘名の露國水兵は、上陸後三々五々市中を漫遊し、驕傲殆んど處置に苦めるの際、俄然として此變報に接したれば、彼等或は邦人に對し、狂暴なる所爲あらんも知るべからずとなし、市中戒嚴を加ふるの時、露國將官は京都より歸神し、直に露兵の上陸を禁ず。林縣知事は露國軍艦を慰問し、市内の有志は集會を開きて鳴瀧市長を京都に赴かしめ、神戸商業會議所は見舞の狀を呈する等上を下へと動搖す。皇太子の負傷は幸に輕微にして、枕骨部より顛顛部に亘り、長三寸、深三分の二箇傷のみ。同日午後三時頃京都旅館より歸神ありて、直ちに軍艦に乗り移らる。我聖上には此變報に接し給ふや、總理大臣松方正義を御前に召され、勅語を下させられて曰く、

今次朕が敬愛する露國皇太子殿下遊せらるゝに付、朕及朕が政府及臣民は、國寶の大禮を以て歡迎せんとするに際し、固らざりき途大津に於て難に遭はせらるゝの警報に接せんとは、殊に朕が痛惜に勝へざる所なり。亟かに暴行者を處罪し、善隣の好誼を毀傷することなく、以て朕が意を休せしめよ。

○第百八十七節、聖上露國太子を其艦に見舞はせ給ふ。 如何に我聖上は、善隣に故障を生せんこと

を氣遣はせ給ふたるかは、此勅語によりて推想し奉るに餘りあるべし、加之、聖上には十二日を以て東京を御出發、京都に着御の上直ちに來神あり、更に再び二十日を以て來神の上、親しく「マツツ」號に赴かせられて露太子に對顔あり、互に萬歳を三呼して交情他なきを誓はせ給ふ。最初露聖上の來神あらせらるゝや、市中の臣民は恭く龍顔を拜し奉るに、聖愛管ならざるの風姿なり、之が爲めに憂心忡々たらざる者なかりき。今や仄かに御交際の愠情濃かなるを傳聞し奉り、市民始めて愁眉を開く。九日以來市中の狀況は、全市恰も喪中に在るの有様なるが中に、聖上兩度の行幸を見るの大變事なれば、公私の要務を帯びて來神する者、其人極めて多く、各旅館は何れも滞留の人を以て充たせり。皇室より露國皇太子への御贈物頗る夥多しく、神戸市に於ては益裁を献上するに決し、市會議長神田兵右衛門は市を代表して之を贈る。

○第百八十八節、清國北洋艦隊來る。 明治二十四年六月三十日清國北洋艦隊入港す、總統は水師軍門丁汝昌(禹亭と號す)にして、旗艦は定遠號なり、艦主を劉子香と爲す。隊艦は曰く鎮遠、艦主は林開化たり。曰く經遠、艦主は林相卿たり。曰く來遠、艦主は邱彪臣たり。曰く致遠、艦主は鄧已卿たり。曰く靖遠、艦主は葉相卿たり、而して乗組總員二千餘人とす。是より先き日本人は既に久しく在留支那人を輕蔑し、事理を辨せざる下層社會の人民は、往々支那人を打擲するに至る、此に於て在留支那人等は、理事府に向て保護を請ひ、日本人取締法を日本政府に協議せんことを望むの有様なり

しかば、今自國艦隊の列次齊々として入港するを見るや、支那人の喜悅と意氣とは俄に擧り、辨髮を漂搖せしめて起舞する者あり。丁汝昌等は七月一日を以て上陸し、清商同孚泰、天泰、德新、飽錫等の催はしに係る歓迎の舞應を受く。我警察に於ては、解船業者「ちやぶ」屋、寄席、人力車夫等に對し、清兵に無禮の振舞あるべからずと豫戒し、且つ二千餘名の乗組員一時に上陸するが如きは、或は騒擾紛紜を醸成せんことを恐れ、甲乙兩組に分ちて交互上陸せんことを交渉し、市中各所に多數の巡查を配置し、以て萬一を警戒せり。斯く警戒を嚴ならしむる所以の者は、前日長崎に於て日清人の衝突紛議ありしに由る、提督亦之を氣遣ひ、水兵上陸の事なくして四日未明横濱港に去れり。已にして十九日午後同艦隊は再び入港し、丁汝昌等は「オリエンタル、ホテル」に投宿す。兵庫縣知事周布公平は二十日午前を以て丁を訪問し、更に丁と清國公使李經芳を下山手五丁目の官邸に饗應せり。警察署に於ては、臨時に巡查立番所十三箇所を定め、一箇所三名の巡查を配置して、水兵上陸の事あるべしと待構ひたるに、復た亦其事なくして二十四日艦隊は錨を拔て出港せり。威風堂々たりし此隊艦は、誰か圖らん四年の後に、遂に我日本の有に歸せんとは。

○第百八十九節、大石公使と福島中佐の歓迎。 明治二十六年六月駐韓公使大石正己、西比利亞旅行者福島安正歓迎の催しあり。大石歓迎の事は、明治二十二年に方り、朝鮮政府防殺令を發し、我在韓商民の之が爲めに損害を招けること、其直接損害のみを計算するも、實に拾四萬壹千餘圓なり。此

に於て當時の京城駐在公使堀山鼎助は、韓廷に向て數回の談判を試むと雖も、交渉遷延結局を見ること能はず。二十五年十一月大石正己擧げられて堀山に代るや、優柔不斷の韓廷に對するに、短兵急なる論鋒を執て接衝し、二十六年五月四日大石は一書を懷にして王宮に入り、親しく國王に之を呈して詰難する所あり、韓廷の百官其無禮を憤ると雖も亦奈何とも爲す能はず。斯くて大石の韓廷に迫ること愈々急にして、韓廷數日の猶豫を請ふも聽かず、決答如何んにより、直に公使館の國旗を撤して歸國せんと告げ、遂に同月十九日仁川に向て出發せんとするや、韓廷使臣を送りて賠償金拾壹萬を出すに決す。此に於て數年結んで解けざりし防殺事件の紛議に終局を告げしかば、日本國民之を多とす。六月十二日大石の神戸港に安着するや、神阪間の日韓貿易に關係ある商人等は、相謀て大石を諏訪山常盤樓に招待し、歓迎の祝宴を張りて其勞を謝し其名譽を表明せり。福島安正は陸軍中佐たり、獨國より進みて露國に入り、日本人として未聞の長途旅行を全ふせしものなり。此旅行は當年非常の人氣を博し、其名噴々として全國津々浦々に聞えたり。彼の歸國を聞くや六月十五日神戸俱樂部に歓迎の協議會は開かれたり。已にして二十四日彼れは着神せり、樂を奏し、煙火を揚げ、以て其安着を祝し、歓迎會員等は、其乘る所の東京丸まで出迎ふたり、陸上には神戸俱樂部、兵神自由俱樂部、日本赤十字社支部員を始めとして、有志者、見物人等、殆んど萬を數ふべし。歓迎の式場は相生劇場にして、入口に綠門を設け、日章の國旗と中佐の定紋たる笹龍騰を染抜きたる旗三流を交叉し、無數の球燈は場

内一面に懸けられたり。斯くて同日午後一時過、硬骨短身なる冒險旅行者は、萬目の視線に送られつゝ、會場に入り来る。此時歡迎會員總代市長鳴瀧幸恭は一篇の頌徳表を朗讀し、有志者より進むる所の金章を福島に贈り、福島受けて之を其左胸に懸く、挨拶一番、會員の祝辭亦讀上げらる、斯くて縣知事周布公平は、音頭取となりて兩陛下の萬歳と、旅行者の萬歳とを發聲するや、衆員聲を放て之に和す。同夜七時より諏訪山常盤樓に祝宴を開き、福島は歡迎を感謝する旨を述べたりき。

(補)贈呈の金章は、直徑一寸一分半、厚一分餘、目方十三匁、大阪吉田玉永の作なり。表面の模様は、櫻花を以て日輪を圍ましめ、其裏面には「贈福島安正君、萬里馬驅、一身是膽、餐風喫雪、冒險探検、功垂千載、名施五洲、櫻花武人、日東獨樹、神戸歡迎有志者」の文字を鏤刻す。

○第九十節、伏見宮の奉送、其他の宴會。 明治二十九年三月聖上御名代として、露國皇帝の戴冠式に臨ませられんが爲め、伏見宮貞愛親王渡航の事あり。同月九日午後零時三十分佛國郵船「アーチスト、シモン」號にて親王の着神あり。小野濱棧橋より上陸、豫定の旅館宇治川常盤に投宿ありき。通過の道途には、縣官、市吏、赤十字社員、神戸獎武會員、各學校の職員生徒、列を正して奉迎す。親王御乗馬車の通過に際しては、師範、商業の兩校生徒は捧銃の禮を施し、小學生徒は君が代を歌ふ。翌十日正午發途あり、奉送は前日同様にして、市中音樂隊の奏樂、煙火の打揚等、市民の赤誠を表すること甚だ篤し。

明治二十九年四月二十二日大隈重信佐賀へ歸省の途次を以て寄神し、諏訪山中常盤に投宿す、此日三宮停車場に向ふ者、市内有志者、兵庫縣舊改進黨員等八十餘名なり、二十三日市内有志者は、大隈を兵庫の常盤花壇に招待し、此に歡迎の宴を開く。彼は席上に風生の辯を鼓して談する所あり、曰く、余は明治初年神戸に来れるを初めとし、五年、十年、二十一年と三回まで来る、今回は實に八年目にて來れる也。而して神戸に來ることに其發達進歩に驚かすんばならずと。曰く、此進歩發達に驚くと共に、神戸市の家屋、道路等の不整頓なるにも亦驚きたり、彼の居留地を見ずや、整然として秩序立ち、足一たび其地を踏めば、別境に入るの想あるに拘はらず、我國に在て忠君愛國の模範と稱すべき楠公社内に、不潔の陋屋、楯比鱗次して靈地を穢すの甚しき、實に驚くに堪へたりと。曰く、今を距る十五年前の神戸は、横濱に及ばざる甚だ遠く、横濱の商人は神戸に出店して、輸入品を賣捌かしめたれども、爾後漸次進歩して、將に横濱を凌駕せんとするに至れり、神戸遂に日本第一の貿易港と爲るは、余の信じて疑はざる所なり。然れども之を爲すは一個の力にあらざる、衆人結合して力を一にせざるべからず、苟くも紛紜分裂の形跡だもあらば、直に之を打撃して相和し、以て前途の大望を達せざるべからざるなりと。此日列席する者鳴瀧幸恭、鹿島秀麿、名倉次、南挺三、神田兵右衛門、小野友次郎、内藤利八、魚住逸治、吉武誠一郎、兼松房次郎、藤本安兵衛等を始め、實業家、政黨員九十一名の多きに及ぶ、大隈が歡迎の宴席に於て、徒らに諂媚の言を發せず、陳るに諷刺規箴の語を放つ、是れ彼

れが氣質の然らしむる所にして、珍客を歓迎する者、斯かる規箴に接して始めて歓迎の効果ありと謂ふべし。大隈の指摘する所、鑿々として神戸市の弊害を穿ちたり、而して之を聴くもの九十一名、其内の幾何名は、確に此弊害匡正の責任ある者たり、想ふに轉た其規箴に感憤する所ありしならん、斯くて大隈は二十四日拂曉、中税關構内より汽船横濱丸に搭じて馬關に向て去りぬ。

明治二十九年六月十三日、市内の有志者は、水道布設、税關擴張、羊毛輸入税免除等、政府並に議會に對する市民の希望は、幸にして其目的を達するを得たれば、此等の事件に關して盡力せし人々を招待し、慰勞の宴席を開きたり。其招待を受たる人々は、内海忠勝、周布公平、秋山恕郷、頼川君平、南挺三、鳴瀧幸恭、石川武夫、柏屋素直、宮内二朔、藤本政直、下川桂藏(以上縣市吏員)、川崎正造、村野山人、鹿島秀麿、松尾寛三、(以上貴衆兩院議員)、瀧本甚右衛門、高德藤五郎、上田榮次郎、山本繁造、村上五郎兵衛、爲田喜兵衛、加藤治郎兵衛、友成徳次郎、杉山利介、中島大二、塚本伊左衛門(以上調査委員)、神田兵右衛門、山本繁造、横田孝史、本城安次郎、飯田勇記(以上上京委員)、兼松房次郎、岡田元太郎(以上商業會議所上京委員)、兼松房次郎、谷川璣(以上實業協會上京委員)等にして會場は、諏訪山中常盤にして、發起者は山本龜太郎外四十餘名とす。

以上は神戸市民又は市民中の有志者が、市民の義務たる性質を以て催開したる、主なる社交的集會なり、若し夫れ個人相互の交際に至ては、徒らに謙遜辭讓の虚禮を粧ふと雖も、磊々落落、胸襟を披

くの氣風を存する者多からざるに似たり。

○第九十一節、政治思想の未發達。市民の政治思想は、其發達極めて遅緩なりしの感あり。明治十二年區會、縣會の設けありて、議員公選法行はると雖も、市民は冷々淡々として、選者被選者共に權義の重きを思はず、議員其人の選定には一顧の注意をだに拂はざるの有様にて、儘かに少數の人々が、家柄資産を標準として議員を指定するに過ぎず、故に議員は少數なる投票によつて選出さるゝを常とせり。當時天下の形勢は、明治十一年末より民權主張の聲次第に高く、同十二年に至ては全國政社勃興の時代となり、志士東西に競ひ起り、國會開設、條約改正の二問題を提て運動を試み、激烈なる政論は、都鄙到る處に反響し、中央に集ては請願となり、地方に潛みては結社となり、政府漸く之が處分に苦むの時運となりたれば、同十三年十二月「凡そ人民の上書一般の公益に關するものは、何等の名目を以てするに拘はらず、渾て建白となし、元老院に於て取扱ひ候條、管轄廳を經由して同院へ差出すべし」と布告して請願の道を鎖し、一方には地方長官に訓令して、政論の興起を抑制せしむるに至る。斯くて民權論者の建白は政府の參考に供せらるゝに過ぎざる有様となり、到底建白の手段を以て、志士の希望を達し得べからざるを知り、全國を震動せしめたる運動を休止し、萬丈の氣焰を抑へて、世上悶然として眠れるが如し。然れども其實際約の間に於て、志士は革命論の研鑽に怠りなく、政界の前途は寧ろ險惡なる暗潮の滔々たる者あり。已にして明治十四年七月北海道官有物

拂下一条より、嚮勃たる天下志士の不平は、藩閥政府攻撃の聲となり、俄然咆哮して政府に迫る。之が結果としては、明治二十三年を期し、國會を開設するの大詔煥發となり、國會期成同盟會よりは、自由黨なるものを生み出し、大隈重信の退朝は、改進黨を胚胎し、在朝有司の味方としては、帝政黨の出現あり、政界漸く複雑を加へて、政論全國に磅礴たり、而かも商業家を以て満たしたる兵神の兩港は、未だ此政熱の侵襲に感染せし者少なく、只住民中の一部分に、政論家を以て自任する者あるに至り、辯士紹介所なる者すら設けられて、政談演説は、漸く市民の耳朵に觸るゝに至れり。已にして自由、改進黨の軋轢を來し、自由黨の政府攻撃は、一轉して改進黨攻撃と變じ、奸心黨撲滅の運動熾んなるに至ては、神戸に於ける有志家中にも、隱然反目の情感を發し、自由黨に同情を寄する者あり、改進黨に賛同する者あり、而かも是れ唯商人以外、一部少數なる有志の思想に過ぎず、一般市民の政治思想は、猶ほ依然として發達の證據を認めざるなり。

○第九十二節、市民一小部分の政治思想。蓋し當時の政論たるや、多くは空理の主張にして、國權を論じ、民權を唱へ、施政の得失を論せんよりは、國家と稱して壯語する者たり。故に理論實際の間に大溝を穿ち、理論に空疏なる商人は、政論に耳を傾くる者未だ多からず。牙鋒に巧みなる者の胸中には、全く政治思想の住する餘地なきなり。然れども明治十四年には、已に神戸議政會起り、同十五年に至ては、品川政藏等ありて、當時政事に關する講談論議の取締頗る嚴重壓抑にして、獨り演

說會のみならず、有志懇親會すら屢、中止解散を命せらるゝに激憤し、益々激烈なる意氣を以て、政談演說を開催するに至れる結果、新聞購讀會と稱し、盛學教話會と稱し、各種の名義を以て市中各所に青年團結の起るを見たりき。然れども明治十六年に至り、縣立學校生徒の如きは、普通新聞の購讀すら嚴禁さるゝ時運となり、多くの會合は、常に警官の爲めに解散を命せられ、一部の有志と少數なる壯年とは、反官抗上の氣風をこそ長じたれ、一般市民の國政に關し、又は町政に對する政治的思想に於ては、未だ發達の實跡を認めず。

明治十五年石油商井上保藏は、大に市民の政治思想を喚起したりと稱し、謝狀と金圓を改進黨演說會の催主に贈れる事ありしと雖も、明治十七年以後、天下の民權論者が、數年の運動に疲勞し、性急なる者は自暴自棄して斃れ、穩和なる者は、姑く元氣休養の爲めに沈黙したれば、神戸の有志亦寂然聲なきに至る。斯の如くして明治二十二年に至り、其一月八日の神戸又新日報紙上には、神戸人民と政治思想と題し、左の如く論出するを見たり、

神戸には、殆んど政治の人民と云ふもの之れなきなり、政治思想を有するもの之れなきなり、斯の如きは抑も亦故なきにあらず、開港の當初より、我神戸に來住するものは、一攫千金を得んとする投機者流にあらざれば、僅かに手足を働かして糊口せんとする勞働仲間にして、今日巨賈紳商と稱せらるゝ人々も、多くは是等の境界より出世したる俄素封家に外ならず、金儲あるを知て他を知ら

ざる算盤家多きを占めたり、縣會議員選挙の如き、熱心の模様なきのみならず、却て之をうるが
り、書式を誤り、違例票として抛棄さるゝもの三分の二以上に及ぶことあり、是れ政治思想冷淡無
頓着の結果にあらずや云々。

斯かれば明治十年以後明治二十二年の頃に至るまで、市民の演出したる政治的事件に於ては、特に記
述すべき出来事なかりしなり。本邦民権家の泰斗板垣退助は、一年有餘諏訪山に僑居する間に於て、
政治意見を戦はさんが爲めに、市民にして其僑居に出入せし者、殆んど之れなかりしを見るも、當時
市民中、政治思想を懐抱する者絶無なりしを知るべし。

○第百九十三節、市政實施、市會議員の選挙。 此年神戸區制を廢し、市制實施となりたれば、市
會議員の選挙あらんとす。選挙區畫は、第一區は葎合部にして、議員の定數四名なり、雲中小學校を
以て選挙場と爲す。第二區は葎神戸部一圓にして、議員の定數十一名なり、神戸小學校を以て選挙場
と定む。第三區は葎濠東部及び荒田村にして議員の定數四名なり、濠川小學校を以て選挙場に充つ。
第四區は葎濠西部にして、議員の定數十七名なり、兵庫小學校を以て選挙場と定む、前神戸區長鳴瀧
幸恭は、既に匿名義と爲したる區書記中より各區の選挙掛長を指定し、尙ほ選挙者中より選挙掛を舉
げ、四月二十五日を以て、悉、選挙投票を執行せり、而して其當選者は左の如くなりき。

第一選挙區葎合部

萬谷榮太郎(二級)、井上藤次郎(二級)、山本繁造(三級)、瀧本甚右衛門(三級)。

第二選挙區神戸部

森本六兵衛(二級)、橋本藤左衛門(二級)、杉山利介(二級)、小寺泰次郎(二級)、池田貫兵衛(二級)、
生島四郎左衛門(二級)、桑田彌兵衛(二級)、船井長四郎(三級)、塚本伊左衛門(三級)、山田佐兵衛
(三級)、中西市藏(三級)。

第三選挙區濠東部

中島大(二級)、友成徳次郎(二級)、直木政之助(三級)、高德藤五郎(三級)。

第四選挙區濠西部

山本彌兵衛(二級)、神田甚兵衛(二級)、明石甚八(二級)、柏木莊兵衛(二級)、水渡甚左衛門(二級)、
澤田清兵衛(二級)、魚住惣左衛門(二級)、上田榮次郎(二級)、黒田仁兵衛(二級)、岸本豊太郎(二級)、
小曾根喜一郎(二級)、神田兵右衛門(三級)、岡田元太郎(三級)、川西清兵衛(三級)、加藤治郎兵衛
(三級)、有馬市太郎(三級)、池永通(三級)。

總員三十六名の議員は定まれり、之を市會初期の議員と爲す。而して此選挙に際し、選挙棄権者多か
りしの一事は、明かに市民が未だ政治に冷淡なるを表證せり。

○第百九十四節、市長の選挙、市役所の開廳。 已にして神戸市長の選挙あらんとす、此時に方り

候補者として注目されたるは、神田兵右衛門と鳴瀧幸恭なり、神田は兵庫の素封家にして、明治初年より名主區長等の公職に歴任し、温厚の開拓高くして一郷の名望を負ふ。鳴瀧は京都府の人なり、明治七年以來兵庫に來て小學教員となり、後、縣官となる、讀書の力ありて且つ夙に吏才を稱せらる、而して現に神戸區長なり。此に於て各市會議員の投票は、兩者孰れに向て與へらるべきかは、市民が始めて政治的問題として注目する所となれり。而して元來兵庫人士と神戸人士とは、氣風自から異なる者あり、且つ政治思想の幼稚なる、未だ兩港を一團と爲して、神戸市なる者を判然其腦中に描き出すこと能はざるなり。去れば濠西部、即ち兵庫議員は、神田に投票を與へんとする者多く、神戸及び舊合部議員に在ては、鳴瀧を推選せんと欲するの状あり、元兵庫の地にして今神戸に接近する濠東部議員は、其意向未決の間にあり、是れ傍觀者の推想のみにあらずして、實際斯かる感情に支配さるゝの形跡ありしなり、而して市會議員の數は、神戸舊合の兩部を合して十五名、濠西部は十七名の議員なれば、勝敗は濠東部議員四名の趨捨に存す、此に於て神戸部議員小寺泰次郎は、鳴瀧の爲に盡力する所あり、五月七日親しく神田を訪問して意中を叩き、又市會議員懇親會を諏訪山常盤樓に開き、以て市長選舉の協議を遂げんと企てたり。然るに濠西部議員は擧つて出席を謝絶し、濠東部の議員も亦打合せの齟齬により、同日出席する者なかりき。斯くて市長選舉の疑問は、傍觀者の評論區々にして、容易に兩候補者の勝敗を斷言すべからざるの觀を呈す。然れども神田は初めより當選を争ふに意なく、

議員の多數も亦市長に吏才の必要なるを諒知せしかば、選舉執行の前日に至ては、各部議員の意向は概ね決する所あり、鳴瀧の當選は最早疑ふべからざるに至る、果せる哉十日午前市會の開場ありて、先づ年長者議員神田甚兵衛を假議長と爲し、議長選舉の投票を行ふて神田兵右衛門當選し、議長代理者としては中西市藏當選せり、尋で市長選定の投票を爲すや、第一回に於て鳴瀧は三十票を得、第二回に於て神田は十七票を得、第三回に於て小寺泰次郎は三票を得、依て選舉の結果を其筋に上申し、同月二十三日に至りて鳴瀧幸恭の市長たる裁可は下れり、乃ち神戸區役所は神戸市役所と改稱し、六月二十一日を以て開廳の式を行ひ、此に市政事務を扱ふこととなる。而して市參事會は、市長鳴瀧幸恭、助役小林市次、瀧本甚右衛門、小寺泰次郎、中西市藏、松原良太、有馬市太郎、池永通を以て組織する。

○第百九十五節、共有財産の處分、各町の財産表。斯く已に市制の實施となりたれば、從來神戸、兵庫に屬したる各町村の共有財産は、市經濟を定むるが爲めに之を處分せざるべからず。此に於て縣知事の認可を受け、各町村の共有物は、各、其町村の財産となし、唯區費を以て支辨し來れるもの、及び地方稅經濟より市に引續きたるものを神戸市有財産とし、市役所の管理に屬せしむ、即ち市役所敷地建物、神戸市製産物品評會場(東川崎町市役所敷地接續地)東山避病院(維持資金壹千五百拾圓四拾壹錢六厘あり)、敷地建物、揭示場十二個所、舊合避病院敷地建物及び揭示場等は市の所有に移し、舊

合村戸長役場は、小學校假用の爲めに同村の共有に屬せしめぬ。而して當時の調査に係る各町村の共有物は左の如くなりき。

神戸市各町所共有物 (二十二年調)			所在地番號	物件	反別	地價
兵庫湊町			〇〇〇〇	宅地	二面九坪	二九〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	四八七坪	五二七〇元
			〇〇〇〇	宅地	四〇七坪	五二七〇元
			〇〇〇〇	宅地	六〇〇坪	六二一〇元
			〇〇〇〇	宅地	五四七坪	五九七〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
同佐比江町			〇〇〇〇	宅地	七四七坪	八九七〇元
			〇〇〇〇	宅地	九六〇坪	一〇〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	一七九〇元
同魚棚町			〇〇〇〇	宅地	二六六坪	三二七〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
同小物屋町			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
同戸場町			〇〇〇〇	宅地	一六四坪	二〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	一六四坪	二〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	一六四坪	二〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	一六四坪	二〇〇〇元
同江川町			〇〇〇〇	宅地	六六六坪	八〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	六六六坪	八〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	六六六坪	八〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	六六六坪	八〇〇〇元
同西柳原町			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
同三川口町			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	二二〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	二二〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	二二〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	一七九坪	二二〇〇元
同宮内町			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
			〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元

同松屋町	〇〇〇〇	宅地	一〇六坪	一六七〇元
	〇〇〇〇	宅地	一〇六坪	一六七〇元
	〇〇〇〇	宅地	一〇六坪	一六七〇元
	〇〇〇〇	宅地	一〇六坪	一六七〇元
同北仲町	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
同西仲町	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
同鹿屋町	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
同北逆瀬川町	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
同東柳原町	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元
	〇〇〇〇	宅地	三三三坪	四〇〇〇元

同東出町	三〇宅地	六六六七	三九三七	同匠町	三宅地	六六三	一七七一
	三〇宅地	一五七〇	三九三七		三宅地	八六三	一七七一
同南仲町	三宅地	三六三	四〇三三	同鍛冶屋町	無地號	六二	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九
同今出在家町	三宅地	三六三	四〇三三	同宮前町	三宅地	三六九	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九
	三宅地	三六三	四〇三三		三宅地	三六九	三六九

四五〇

同新在家町	三宅地	一五七三	一〇八二	同和田崎町	三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八
同今出在家町	三宅地	一五七三	一〇八二	同和田崎町	三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八
	三宅地	一五七三	一〇八二		三宅地	四一七	七六八

四五二

同鹿屋町	一宅地	三三九	四六九〇	
	同西出町	三三九	四六九〇	
同出在家町	一宅地	六四六五	二七四六〇	
	同	九六三二	五四三〇	
	同	三三九	一八九五六	
	同	六三〇六	一〇五八五三	
	同	六九一一	五七〇八五	
	同	一一六六	二六八六〇	
	同	六六二九	一七〇三九	
	同	一四六二	三六一六七	
	同	七三三二	一一二四五六	
	同	一五三三	三三二六六	
	同	三九九六	六二一九九	
	同	七五三三	一一五二六七	
	同	五五四〇	八四九八四	
	同東出町	同	六四六五	二七四六〇
	同東組	一宅地	七六三四	八九九六
同宅地	同	一五九七	九〇四五	
	同	三三二	二二三四	
	同	三三二	二二三四	
	同	三三二	二二三四	
	同	三三二	二二三四	
	同	三三二	二二三四	
	同	三三二	二二三四	
	同	三三二	二二三四	
	同	三三二	二二三四	
	同	三三二	二二三四	
	同	三三二	二二三四	

四五二

同鍛冶屋町外十一ヶ町	一宅地	八三三	九六六七
	同	八三三	九六六七
同鍛冶屋町	一宅地	一〇九一九	八二四六〇
	同	三三三	一六三七
	同	三三三	一六三七
	同	三三三	一六三七
	同	三三三	一六三七
	同	三三三	一六三七
	同	三三三	一六三七
	同	三三三	一六三七
	同	三三三	一六三七
	同	三三三	一六三七
	同	三三三	一六三七
同西宮内町	一宅地	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
	同	一五七五二	一四六八九
同相生町中持	一宅地	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
同今出在家町	一宅地	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
同和田岬町	一宅地	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
同同東柳原町	一宅地	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
	同	一四一九	一六七一
同北逆瀬川町	一宅地	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七
	同	八二五	九六六七

四五三

きざるの有様なり。市會は缺席議員多く、三十六名の議員中、二十五六名の不參者を見ること稀れなりとせず、市會の流會は人聞て以て怪まざるに至る。此年や帝國議會の開設明年に迫りたれば、各政派の演説は頻々市中に開かれ、三月十一日には兵庫辨天座に於て、改進黨員砂川雄峻、鹿島秀磨、山谷虎三、角田眞平、青木匡等の大同團結攻撃演説あり。越後て十七日同所に於て、河合正鑑等の對抗演説あり。非條約改正の演説も催はされ、大同主義の壯士團體も組織さる。市民の政治思想、稍、發揮の兆あり。

○第九十九節、市會議員選舉不正の訴願出づ。 此年十二月二十五日市會議員補缺選舉の事あり、此際第二選舉區神戸部宇治野町舊風呂ヶ谷の町民(所謂新平民)は、竊に議して自町より代表者を出さんと欲し、増田庄助なる者に投票を與へたり。然るに開票の結果は、爲田喜兵衛九點を以て當選せしより、新平民の憤激甚だしく、是れ全く選舉場に不正手段の行はれたるに由れりと爲し、投票者一同協議の上、増田庄助をして左の訴願を提出せしめたり。

市會議員選舉會不正の義に付訴願

明治二十二年十二月二十五日を以て開設せられたる市會議員選舉の結果を聞くに投票九點を以て爲田喜兵衛なるもの高點當選相成たりと然るに不肖増田庄助を投票したる選舉人は其數殆んど六十餘名有之此選舉人會は何故に不肖増田庄助に當選ならざりしとの事なるを以て去二十六日市役所に

出頭選舉掛長小林市次殿に面會其顛末を承合すに其答辯曖昧模糊として正實なることを不感より選舉書類を拜見せしに増田庄助の投票は六點保存有之候のみ實に信を措くに由なき次第に有之候抑も該選舉の顛末選舉人が會場に登るや悉く受付簿に記載し其數を知るに便なる明にして投票數と選舉人登場の數を照合すれば直に判然する義に有之仄かに會場の模様を漏聞くに實に五港の一に位する當神戸市に於て有間敷醜體に有之時宜に依り逐次上申可仕候得共或は投票を破棄したる等の義奉傳承罷在候に付事懸々ならざる内實地詳細御取調の上該選舉會は不正にして無効に有之候に付御取消の上更に選舉會開設相成候様致度此段訴訟仕候也。

明治二十二年十二月二十七日

神戸市宇治野町二百六十四番邸

増田庄助

神戸市長鳴瀧幸恭殿

願書に所謂五港の一たる神戸市に於て、有る間敷會場の醜體と云ふもの、其指す所陰約なりと雖も、新平民として疏外せらるゝ者より發したる此一句は、實に無量の憤慨を寓する者なり。而して若し稜々たる俠骨を有する者ありて、此訴願者等に同情を表し、以て大に争ふ所あらば、是れ由々敷大問題となるべき性質の出來事たりき、何となれば選舉場裡に於て、投票に對する不正手段の行はるゝに於て

は、國法の人民に附與せる權利は權利ならず、即ち選舉場裡小數掛員の方は、國法を侮蔑することを得るものなればなり。然れども斯かる事件に於ては、策駁計畫頗る巧妙ならざるべからず。『世界の罪は世界の掩ふこと難かざるものあればなり』而して此訴願は如何の運命に遭遇せしか、神戸市會の判決せし所左の如し。

裁 決 書

兵庫縣神戸市宇治野町

訴 願 者 増 田 庄 助

右訴願の要領は明治二十二年十二月二十五日日本市會議員第二選舉區第三級選舉議員補缺選舉會は不正にして無効のものに付選舉會の取消を請求するものにして本市長鳴瀧幸恭へ訴願せしに依り之を本市會に提出したるものなり。

訴願者申立の理由とする所は第一自分を投票したるもの殆んど六十有餘名あり第二選舉掛長小林市次答辯曖昧なり第三増田庄助の投票六點の保存は信せられず第四受付簿の人数と投票數と符合すべき筈第五神戸市に於て有間敷醜體あり第六投票を破却したりと傳承したるなりと云ふにあり依て本市會は市制第三十五條第一項に依り之を受理し選舉掛長小林市次の答辯を開き審査する左の如し。訴願者の申立の理由第一自分を投票せしもの殆んど六十有餘名ありと云ふも當日選舉人の投票した

る人員は選舉人名簿に其投票を受たる證として選舉掛長は自から認印したるもの九十七名にして投票の數亦九十七票なり而して有効投票六十八票九票一人六票二人三票三人二票五人一票十八人にして選舉掛長に於て無効と認めたるもの二十九票なり依て本人の投票六十有餘名ある理由なし第二選舉掛長小林市次の答辯曖昧なりと云ふも之を證するの跡なし第三増田庄助の投票六點の保存は信せられずと云ふも投票の保存は成法のあるあり總て之を保存しあり第四受付簿と投票數との符合すべき筈と云ふも當日は市會議員の選舉と神戸區會議員の選舉とを同日に開會し其會場の如き何れも神戸尋常小學校講堂を充用しテーブルを以て之が境界となしたるの現狀にて受付簿の如きは市會と區會との選舉人を出頭の順序に合せ記したるものにして市會議員選舉人の投票と其人員との符合せざるは勿論なり第五神戸市に於て有間敷醜體ありと云ふも第二の理由と同じく證すべき跡なし第六投票を破却したるを傳承すと云ふも其投票人員は投票數に符合したれば是亦證跡なしとす。

右の理由なるに依り本會に於て裁決する左の如し。

明治二十二年十二月二十五日日本市會議員第二選舉區第三級選舉議員補缺選舉會は訴願に依り取消すべき限りにあらず。

明治二十三年一月 日

此判決文は、訴願排斥の意を以て、市會書記の起草せし原案なりき。而して之を議場の討議に附するや、出席議員二十二名中、僅に一名を除ける大多數を以て、此大膽なる判決文を可決確定せり、乃ち此旨を監督管廳に上申す。訴願者増田庄助は、此判決あるや直ちに該選舉會當日の事情を詳記し、縣知事に向て具申する所あり。此時市民中、訴願者に同情を表するものなきにあらざりしも、而かも身分に階級を置たる當時の感情は、進んで訴願者に助力する者を出さしめざりしなり。訴願者の能く其目的を達するや否やは、特り縣知事の眼光が、此紛議の表裡を洞察するに否とに係る。斯くて同月十七日縣知事は、市制第二十八條に依り、該選舉會の取消を命じたり、即ち訴願者に同情を表するの入りき。此に於て同月二十五日改めて選舉投票は執行され、爲田喜兵衛高點を以て當選し、宇治野町民にして、最初増田を推せし者、恨を呑んで止むに結局せり。

○第九十七節、鳴瀧市長の辭表提出。 明治二十三年四月市長鳴瀧辭職書提出の事ありき、此事たるや、前年市制實施に際し、市會は市長の年俸を千五百圓と定めたり、然るに此年千貳百圓に減俸の決議を爲せり、而して其之を決議するに當り、市會は小會議に於て匿名投票を用ひしより、鳴瀧は此決議を以て自家の信任缺乏より來れりと想察し、乃ち潔く其職を退かんと欲せしに出たる也。然れども市會の此決議を爲せし者は、敢て市長に對する信任缺乏を表せし者にあらずして、全く市政費節

減の意に外ならざりしかば、此辭表に關して相談會を開き、議長神田兵右衛門、同代理者中西市藏を以て市會の意志を鳴瀧に通告せしめ、以て其留任を勸告せしむ。鳴瀧亦毫も減俸に不平あるにあらざるが故に、今情意貫徹、全く想像の過誤に出たること明かなるを以て、快く留任の勸告に従ひ、兵庫常盤花壇に於て市會議員との懇親宴會を開き、談笑歡晤の落着を告げぬ。

(補)此減俸の決議は、其後内務大臣より認可し難き旨の命あり。而して鳴瀧は、水道敷設、湊川附替、港灣修築、街路取擴調査費に供せんが爲めに、決議の減俸參百圓の寄附を市會へ申出でたり、當時議員直木政之助は、市會は斯かる場合の寄附を辭するの至當なると主張せりと雖も、多數は之を受領するの決議を爲せり。

○第九十八節、衆議院議員選舉。 六月一日兵庫縣廳内に於て、帝國議會貴族院議員互選會を開く、市民川崎正造は得票七點にして、伊藤長次郎の六票に打ち勝てり。而して衆議院議員は鹿島秀磨先づ候補者として運動を始め、高德藤五郎等之を助く。然るに神戸部の商業家は、村野山人を推さんとする者多く、兵庫部一部の有志は、神田兵右衛門を起たしめんとせり。故に村野、鹿島、神田の競争たるべしとの噂さ専らなりしも、神田は競争に意なき旨を公言し、村野、鹿島兩者の競争たるに至る。然るに選舉前月に至り、神戸電燈會社委員長、私立神戸幼稚園々長、私立神戸英語學校々長、神戸女子手藝學校々長等の肩書を有する佐畑信之は、毅然此競争場裡に出で來れり、而して三候補者中、

從來政治主義を抱き、政界に運動したる者は鹿島一人のみ、若し神戸市民にして政治主義に重きを置かしめば、村野、佐畑の如きも亦其主義を明かならしむるの必要ありしならん。然れども市民は、政治主義の何たるを問ふに意なきなり。勝敗は運動の巧拙と、助力者の冷熱とに由て決せんとす。斯くて七月一日投票(選挙場は、神戸商業會議所)は執行され、開票の結果、鹿島は百六十八點、村野は百二十點、佐畑は僅に六十三點、即ち中原の鹿は鹿島の手落ちたりき。選挙有権者四百三十六名中、棄権者八十餘名とす。

(補)此選挙に際し、兵庫の有志者は、南逆瀬川町眞光寺に於て、三候補者の立會演説を試みんとてを申込みり。村野、佐畑は此申込に應ぜず、鹿島獨り臨場して意見を述べ。又佐畑の得票頗る少かりしは、基督信者と指目するの不利なるを思ひ、選挙者の照會に對して、有神無神の信念に關し、極めて曖昧なる言を爲せしが爲めに、其味方たる基督信徒は痛く其劣情を惡み、神戸教會信者名簿より除名するに至りしかば、反對者の乘する所となりて、脆く拙き失敗を招きしなり。因みに第一回乃至第四回衆議院議員選挙市内選挙有権者及び各候補者の得票數を記せば左の如し。

明治二十三年七月第一回選挙、有権者四百三十六名、投票數三百五十二點、棄権者八十四名、候補者得點鹿島秀麿百六十八點、村野山人百二十一點、佐畑信之六十三點。

明治二十五年二月第二回選挙、有権者三百六十九名、投票數二百八十三點、棄権者八十六名、候

補者得點村野山人百六十點、鹿島秀麿百二十一點、無效投票二。

明治二十七年三月第三回選挙、有権者三百九十四名、投票數二百九十七點、棄権者九十七名、候補

者得點鹿島秀麿百八十二點、本城安次郎百一十一點、村野山人一點、小寺泰次郎一點、山本繁造一

點、無效投票一。

明治二十七年九月第四回選挙、有権者四百二十四名、投票數二百二十點、棄権者百四名、候補者

得點鹿島秀麿百七十六點、本城安次郎百四十三點、塚本伊左衛門一點。

此年神戸市會は、市郡經濟分離の決議を爲し、委員を東上せしめて請願書を捧呈したりと雖も、十一月七日を以て願書は却下となる。而して縣會の上には、娼妓賦金に關する市郡兩部議員の紛争ありて、遂に市郡の賦金總額を折半し、其一半は市郡兩部の經費額に應ずる収入となし、他の一半は市郡兩部に屬する娼妓の頭數に隨て、各部の収入と爲すに折合ふたりと雖も、衛生及び病院費確定議に至て衝突を生じ、十二月二十五日縣會開場の當日、市部議員は袂を拂つて退場し、郡部議員が二次會決議を修正せんと欲するの機先を挫きたるの出來事を見たり。

○第二百節、市會の流會、特別市制の請願。明治二十四年一月市會は議員の出席毎ねに少數にして、流會に流會を重ね、市の行政上に支障なきこと能はず、市民中、議員の公務に冷淡なるを難する者少なからざるより、遂に市制第一條を適用して、出席定數に充たざるも議事を開くの議を決せり。

前年の衆議院議員選舉に於て、政治的競争の氣風漸く發せりと雖も、公務の在任者が其責任を重んぜざるは、志ある者の指彈する所なりき。此年特別市制施行請願の運動を爲し、委員東上等の事ありしと雖も、願書は十一月に至て却下され、遂に望みを達すること能はざりき。

○第二一節、市民の政治的運動起る。板垣自由黨總理の來遊。時に中央政界に於ては、十二月二十五日第二期帝國議會の解散あり、而して内閣員中硬軟の二派を生じ、内務大臣品川彌二郎、陸軍大臣高島鞞之助、海軍大臣樺山資紀は在野反對黨壓服説を主張し、農商務大臣陸奥宗光の反抗其效なく、愈、政府は總選舉に大干渉を試むるに決したれば、政界之が爲めに激動の色を現はしたり。已に各て明治二十五年となるや、自由、改進黨の兩黨は連合して民黨と稱し、政府黨を稱して吏黨と呼び、し地方に遊説運動を勉むるの時勢となりしより、政熱冷淡なりし神戸の如きも、前年七月を以て、元町六丁目に發會式を擧げたる關西義會支部會員を始め、兵神自由俱樂部、正義活動會なる壯士團體等、各、必死の運動を試みんと欲するの狀あり。政府は一月三十日豫戒令を發して豫め民黨壯士の運動を抑制し、地方官に命令を下して選舉干渉に油断なからしめぬ。形勢斯の如くなれば、市内に政談演説の開かるゝと頻々たり。兵庫縣第一區神戸市の衆議院議員候補者は、鹿島秀廣、村野山人の兩名にして、村野を稱して吏黨と呼べり。已にして二月十五日の選舉の結果、吏黨と稱せられたる村野山人の當選を見たり。此總選舉干渉は、吏黨多數の當選を見ること能はざりしより、政府は議會開會の日に

於て、民黨の氣焰當るべからざるものあるを察し、品川の辭職、副島の入閣となり、五月四日に至て第三期議會を招集せり。此時民黨議員は、九日を以て内閣員彈劾上奏案を提出す、而して此案の否決ざるや、更に決議案を可決して閣員不信の意を表明す、此に於て議會の停會となり、保安條例の執行となり、辛く議會の開場式を行ふたりと雖も、松方内閣は遂に顛覆し、尋で薩長元勳を網羅せる、伊藤内閣の組織を見れば、民黨は藩閥政府の末期到來と稱し、民間の後援を假りて一舉此内閣を倒さんと欲し、四方に遊説を試むるに至りしかば、兵庫神戸に於ても、改進黨員、自由黨員の演説屢ば開かれ、民黨大會、自由黨大會等の開催ありて、市民漸く政黨の贊否を口にする者多きに至れり。已にして十一月二十五日第四期議會は召集され、偶、伊藤博文負傷の出來事ありて、内務大臣井上馨は臨時内閣總理大臣を兼攝し、朝野死活の大衝突あるべしと思ひさや、自由黨は其方針とする、航路擴張、海軍改革、條約改正等の事業を遂行成就せしむるを急務なりとし、改進黨は飽まで激烈なる反對を試み、新設事業は一切之を否決して政府を催し、取て代はるの方針に決したれば、兩黨の交情は忽ち弛解して、民黨と云はず自由、改進黨と稱し、政府攻撃の力を減するに至れり。然るに二十六年一月に至り、豫算上政府と議會との大衝突を來し、議會は任意の休會を爲し、内閣彈劾上奏案の可決となり、議會休會の勅命は出で、伊藤首相の復任となり、終に議會解散の上奏となる。然るに二月に至て和協翼賛の詔勅降り、遂に議會と政府との讓歩を以て、解散の不幸は免かれたり。斯の如くして自由、改

進の兩黨は、互に其政路の方針を異にするに至りたれば、議會閉會後各黨勢擴張に勉め、三月自由黨總理板垣退助神戸に來遊し、兵神自由俱樂部は主として歡迎懇親會を開き、四月亦自由黨員懇親會を兵庫常盤花壇に開きたり。從來神戸の地に於ては、自由黨の勢力頗る微弱にして、僅に壯士一輩の勢力に過ぎざりしが、改進黨員の政府乗取に熱心なるに反し、自由黨は、實際問題を以て運動の方針と爲すに至りたれば、此頃より神戸に於ても、少しく其勢力を伸張するの端を開き、而して前年選挙干渉の賜として、市民中の地位ある人々に於ても、稍、政黨嫌惡の念を減する傾向となりぬ。

○第二百二節、市會議員の收賄事件。 此年市會に於て、收賄嫌疑の事件ありき。是より前數年間、藝妓營業者の神戸市中に散在するを禁せんとの説、一部有志者間に唱へらる。而して議員藤原吉三郎は、市會の開かるゝに當り、藝妓營業者住居區域制限の建議を提出せり。然るに壯士、俠客の輩は、建議者に對して威嚇運動を始め、而して九月二日建議案の議事に附せられんとするや、此日市會の傍聽席は、平日に異なりて穩かならざるの狀あり。已にして議事の開かるゝに及び、建議者は尙ほ調査を要する所ありと稱して其案を撤回せり。蓋し兇暴の威嚇に恐るゝ所ありしが爲めならん。而かも世人は撤回の舉動を怪み、收賄の嫌疑を以て藤原を目せり。此に於て藤原は收賄の風説に對し、市會の取調べを請求するに至る。然るに議員本城安次郎は、被嫌疑者として此請求を爲さしむるに至れるは、市會の體面上好ましからずと爲し、藤原をして其請求を取消さしめ、自から收賄實否取調委員選舉の

建議を提出せり、乃ち市會は委員を擧げ、實否を調査せしむる所ありしと雖も、遂に事實を得ず、故に市會に於ては此事件を不問に附するに決せり。然れども世評は被嫌疑者に對して痛々せしかば、藤原は十一月二日辭表を提出し、不慮の濡衣之を乾すに由なく、其地位を棄て、退きたりき。

○第二百三節、市縣會議員選舉に政黨の關係を生ず。 明治二十七年一月五日神港俱樂部に於て、神戸市選出代議士村野山人の報告會ありき。蓋し議會は前年十一月を以て解散されたるを以てなり。此時神戸市民は、既に水道布設費國庫補助の請願を爲し、而して此請願を成就せんが爲めには、神戸市は議會の内に送るべき代議士の運動を要するは勿論、其所屬政黨の奈何んに因ては、直接に利害の影響あるを以て、此報告會と共に代議士候補談は起れり。而して自由、改進黨の兩政黨は、當時反目軋の形勢となり、關西に於ける改進黨は、神戸市を中心地として總選舉運動を始めんとし、自由黨員亦對抗運動の方針を定めんが爲め、一月二十一日兵庫縣自由主義者懇親會を市内手合亭に開き、兵庫縣自由黨支部を神戸に移して關西の根據地と爲し、以て總理板垣退助の來神を請はんと欲す。斯かる形勢となりたれば、改進黨員の演説あり、自由黨員の演説あり、此際神戸市の代議士候補者は、改進黨に於て鹿島秀麿を推し、自由黨に於て本城安次郎を推せり。明治移民株式會社社長須永清（元鳥取縣警部長）亦逐鹿場裡に現はるべしと風説せり。二月八日改進黨員は、元町四丁目に関西民報社を設け、關西民報なる機關新聞を發刊して、選挙競争の用に充て、自由黨員は同九日大黒座に於て、板垣

總理、石田貫之助等の政談演說會を開き、以て本城の應援に勉む。而して須永清の勢力は、自由、改進黨の候補者に當るべからざるのみならず、貸金督促の爲めに、元町五丁目某を私擅監禁せりと
の告訴を受け、其身拘留さるゝに至りたれば、競争は鹿島、本城の兩者となれり。而して競争日を追
て激烈の形狀を呈し、市長及び警察署にては、市内消防夫を誠むるに、他の請托に應じ、選挙競争の
爲めに、示威に類する運動を爲すべからざるを以てし、壯年者の運動は甚だ盛んにして、有権者は却
て畏怖の念を抱くに至る。會々市會及び縣會議員半数改選に際したれば、此等議員の選定にも、自由、
改進黨の關係上より、政熱非常に沸騰し、市會若くは縣會議員候補者に就ても、其所屬政黨、又
は政治主義を云々するの新現象を發せり。

○第二百四節、衆議院議員と縣會議員の選舉。二月二十日は、縣會議員選舉投票執行の當日なり
き、有志の運動は、已に十餘日間、頗る激烈を極めし事なりしかば、勝敗の決する當日は、最も不慮
の紛擾に注意を加へざるべからず、此に於て兵庫警察署長大澤警部は、其前日自由派の本城安次郎、
高濱治、中島大二、改進黨の直木政之介、高德藤五郎、津田五郎兵衛を出署せしめ、腕車を以て有権
者を誘ひ、強て投票を自派に投せしむる等の所爲なかるべきことを注意せり。斯くて當日となるや、
午前九時より選舉會場市役所門前は、腕車恰も繼るが如く、急使東西に走て選舉者の棄權を防ぐ。從
來神戸、仲町、兵庫の各部に分れたる者、此年一場に會して投票する事となりたれば、選舉會場の混

雜も亦甚だし。此回神戸部有権者は三百八十八名にして、投票者二百八十八名に及び、改進黨横田孝
史、丹波謙藏當選し。淡東部有権者は百〇八名にして、投票者九十五名、改進黨高德藤五郎、粕谷慶
藏當選し。淡西部有権者三百二十二名にして、投票者二百四十九名、改進黨岸本豊太郎、加藤治郎兵
衛、自由派吉岡利介、岡田元太郎當選せり。即ち縣會議員選舉に於ては、自由派失敗に歸せり。而し
て翌三月衆議院議員選舉の結果、鹿島秀麿百八十二點にして、本城安次郎は百十一點、是れ亦改進黨
の勝利に歸せり。爾後衆議院議員、縣會議員、市會議員等苟も選舉就任の公職に於ける候補者は、必
ず改進黨、自由派の所屬名稱を以て競争するに至る。此事たるや假令其所屬は、各人交際上の關係と、
情實上の桎梏とに歸因する者なりとするも、而かも市民の政治思想を有するに至りし一證と認むるを
得ん。六月復た又議會解散の事あり、自由派の候補者本城安次郎は先づ競争運動に着手し、改進黨の
同志は、同月十四日候補者指定協議會を開き、復た鹿島秀麿を推すに決し、當時日清事件の爲めに、
人心外に馳するの形勢なりしと雖も、競争の熱度は之が爲めに減する所なく、九月に至て選挙投票の
結果、再び自由派の敗戦となりぬ。

○第二百五節、市會議長兼任忌避、市郡縣會役員選舉の新例。明治二十八年五月三日市會議長以
下役員半数改選の行はるゝに當り、議長の市參事會員及び常設委員を兼任するは、假令法律の禁する
所にあらざらしむるも、是れ立法の性質を有する者をして、行政に干與せしむるの嫌なきにあらずと

の議あり、遂に道義上兼任を忌避せんとの中合せを爲し、此に政治的道義の好慣例を開きたり。明治二十九年一月兵庫縣會市部議員中、政派の關係より、情實を打破する迄に政治思想の發達したるを證明する一事實を見たり。從來市部議員間に於ては、神戸、兵庫、仲町三部の間の平衡を保たんと爲め、役員選舉に當ては、公平に三部議員中より選出するの習慣あり、去れば前年常置委員の選舉に於ても、神戸部の瀧本甚右衛門(改進)、桑田彌兵衛(同上)、兵庫部の加藤治郎兵衛(同上)、岸本豊太郎(中立)、仲町部の高德藤五郎(改進)を選出せり。然るに今岸本の其任を辭するや、後任は兵庫部議員より出でずして神戸部より出たり、即ち改進黨議員丹波謙藏其選に當る。是れ兵庫部議員にして改進黨に屬する者は、池長通わりと雖も、池長は後任者たるを望まず、而して岡田元太郎、吉岡利介は自由派に屬するを以て、改進黨議員は之を擧ぐるを欲せず、遂に從來の慣例を破り、重きを政派の關係に置くに至れるものにて、政治思想發達の一現象として見るべきものなり。

○第二百六節、編入部落と議員選舉の關係。二月縣會議員半数改選行はれ、改進、自由の兩派互に當選を争ふ、結果は自由派の失敗に歸せり。四月縣會議員選舉方に關する縣令出で、新編入村たる湊村(奥平野、石井、夢野、鳥原の各村)は湊東部に屬し、同林田村(東西の尻池、長田、駒ヶ林、野田、御崎、今和田新田、吉田新田、池田の諸村)は湊西部に屬する事となりぬ。

(補)明治二十八年十二月湊村及び林田村全部を市に編入するに際し市會議員選舉其他に關係の事項

を取調べ、市會へ提出されたる議案は左の如くなりし、

一新編入部落の公民権者五百四十二人あり、而して之を現在の神戸市公民権者に加ふる時は、總員二千七百六十七人にして、五選舉區に分るゝものとなり、各區選出市會議員は三十九名にして、選出割合は左の如し、

(第一選舉區)舊合部は、公民権者二百二十七人にして、議員四名。(第二選舉區)神戸部は、公民権者七百〇二人にして、議員十名。(第三選舉區)湊東部は、公民権者三百〇三人にして、議員五名。(第四選舉區)湊西部は、公民権者九百三十三人にして、議員十三名。(第五選舉區)編入部落は、公民権者五百四十二人にして、議員七名。

一區會は二選舉區とし、區を設くるものとせば、各區選出區會議員は、左の數となる、議員廿五人。(第一選舉區)湊村は、公民権者百二十八名にして、議員六名。(第二選舉區)林田村は、公民権者四百十四名にして、議員十九名。

但全部市に編入の上は、各別に區會を設け、各小學校を維持せしむるの適當ならんと認めらる。一縣會議員は、編入部落を一選舉區とし、之に對する議員は増員なるものとし、在來の選出方法に依り、左の數を見る、

一 二千五百戸

議 員

○、九〇六

一編入部落を現在の市賦課率に依り徴收するものとし、曩に取調(林田村の内駒ケ林野田を除き編入せんとして取調たる節)たる收支に比例し算出すれば、差引不足額、市に於て貳千貳百六拾七圓拾參錢參厘、區に於て九百參圓貳錢參厘の豫算となる。

一金貳千六拾貳圓八拾八錢九厘

市費編入部落收入高

内

金千四百四拾九圓七拾七錢壹厘

湊村及林田村(除野田駒ケ林)收入

金六百拾參圓拾壹錢八厘

野田駒ケ林收入

一金貳千五拾四圓九拾五錢四厘

區費同上收入高

内

金千五百貳拾參圓貳錢

湊村及林田村(除野田駒ケ林)收入

金五百參拾壹圓九拾參錢四厘

野田駒ケ林收入

斯の如き豫算なりしかば、部落編入に際しては、神戸市は市費に於て貳千貳百六拾七圓拾參錢參厘、區費に於て九百參圓貳錢參厘の不足を補充するの覺悟を以て編入を執行せし者なり。

○第二百七節、郡制施行、神戸市と政治的會合。 同年七月一日より郡制施行となりたれば、同十月縣會議權郡市分離の告示あり、曰く、

兵庫縣告示第三百三十八號縣會議權に屬する事件にして専ら神戸市に關するものと専ら其他の部分に關するものとは府縣制第二十七條第四項により縣會の議決を経て之を分別す

此告示と共に、明治二十四年六月勅令第五十九號府縣會議員定數規則第四條に依り、神戸市に於て選舉すべき議員五名増員の告示ありて、十二月十二日其選舉は行はれぬ。尙ほ此年五月二十一日進歩黨兵庫縣支部は、神戸市に於て發會式を挙げ、同八月二十八日兵庫縣自由黨員懇親會を兵庫に催はせり。斯く神戸市は、縣下政治的會合の中央舞臺となり、市民の政治思想も亦自から發達し、縣會に對し、市會に對し、市民一般監視の注意を怠らざるの風を養成し來れり。

○第二百八節、神戸市選出の縣會議員。 明治十二年三月を初期となし、爾來神戸市と稱するに至りしまで、市民の選出したる縣會議員の姓名を歴舉すれば、即ち左の如くなり。

神戸市縣會議員表

初回 明治十二年 三月	増員 明治十四年 四月十九日	二回 明治十六年 二月二日	三回 明治十七年 五月八日	四回 明治十八年 十月廿五日	五回 明治二十一年 一月十八日
藤田 積中 明治十二年十一月辭	生駒治右衛門 明治十四年四月八日增	生駒治右衛門 明治十七年四月辭			
白洲 退藏 明治十二年十二月辭 同十五年四月七日辭					

				吉田兵太郎 同上	吉田兵太郎 增	小寺泰次郎 同上	神田甚兵衛 同上 明治十五年三月 藤原仁右衛門 明治十五年三月 十日補	武田九右衛門 明治十五年三月 生島四郎左衛門 明治十五年三月 十日補	中西市藏	川西清兵衛
				吉田兵太郎 明治十八年七月 十六日死	吉田兵太郎 增	小寺泰次郎	藤原仁右衛門	生島四郎左衛門	中西市藏	川西清兵衛
				船井長四郎 明治十八年八月 十六日補	船井長四郎 增	小寺泰次郎	藤原仁右衛門	生島四郎左衛門	中西市藏	松原良太
				船井長四郎 明治二十一年十月 三日死	船井長四郎 增	小寺泰次郎	藤原仁右衛門	生島四郎左衛門	中西市藏	松原良太
				桑田彌兵衛 明治二十二年十一月 七日補	桑田彌兵衛 增	小寺泰次郎	山田佐兵衛 明治二十二年六月 死	瀧本甚右衛門 明治二十二年八月 十一日補	中西市藏	直木政之助 明治二十三年三月 十日補

				小曾根喜一郎	小曾根喜一郎	神田兵右衛門	神田兵右衛門	神田兵右衛門		
				小曾根喜一郎	小曾根喜一郎	塚本伊左衛門	塚本伊左衛門	增田三平 明治十六年三月 十日補		藤田積中
				小曾根喜一郎 明治十七年二月 鹿島秀磨 明治十七年二月 十八日補	小曾根喜一郎	山中良近	山中良近	生駒治左衛門 明治十七年五月 八日補		藤田積中
				山中良近 明治十九年六月 死	山中良近	高徳藤五郎 明治十九年六月 二十日補	高徳藤五郎	池長通 明治十九年十月 死		藤田積中
				小曾根吉松	小曾根吉松	加藤治郎兵衛	加藤治郎兵衛	池長通 明治二十一年一月 二十日補		藤田積中
				池長通 明治二十七年一月 十八日補	池長通	上田榮次郎 明治二十七年六月 十六日補	上田榮次郎	加藤治郎兵衛		藤田積中

上田榮次郎	上田榮次郎	岡田元太郎	岡田元太郎
筒井新次郎 明治二十四年九月二十五日辭	大村松太郎 明治二十六年二月二十八日死	池長通	上田榮次郎
明石甚八 明治二十四年十一月四日補	池長通 明治廿六年三月補	池長通	上田榮次郎
岡田元太郎	岡田元太郎 明治二十五年三月二十四日辭	吉岡利介	吉岡利介
神田兵右衛門	神田兵右衛門 明治二十五年五月十日補	岸本豊太郎	岸本豊太郎

○第二百九節、神戸市會議員の姓名表。 さて又明治二十二年市制の實施されたる後、神戸市會議員として、市民の推選を受けたる名譽者は、即ち左表の如くなり。

神戸市會議員表

(△印繼續在任、▲印増員也)

第一選舉區葦合部

級等	級一	級二	級二	級三	級三	級一	級一
第一期 二十四年二月	萬谷榮太郎 二十四年一月辭	井上藤次郎		山本繁造	瀧本甚右衛門	杉山利介 二十五五年四月辭	橋本藤左衛門 二十五五年四月辭
補 缺	山口善兵衛 二十四年一月補					杉山利介 二十五五年五月補	船井長四郎 二十五五年四月補
改選 二十五年五月	植田兵次郎	井上藤次郎		山本繁造	瀧本甚右衛門	▲杉山利介	▲船井長四郎
補 缺							
改選 二十八年四月	植田兵次郎	長濱清五郎	小林春城	山本繁造	瀧本甚右衛門		船井長四郎 二十九九年十月辭
補 缺							生島五兵衛 三十年五月補

第二選舉區神戸部

級三	級三	級三	級二	級二	級二	級二	級一	級一
山田 佐兵衛	塚本 伊左衛門		桑田 彌兵衛	生島 四郎左衛門	池田 貫兵衛	小寺 泰次郎		
爲田 喜兵衛 <small>二十三年一月補</small>								
爲田 喜兵衛	村上 五郎兵衛	飯田 勇記	桑田 彌兵衛	生島 四郎左衛門	丹波 謙藏	小寺 泰次郎		横田 孝史
藤原 吉三郎	村上 五郎兵衛	飯田 勇記 <small>二十九年〇月辭</small>	桑田 彌兵衛	生島 四郎左衛門 <small>二十九年三月死</small>	丹波 謙藏	半田 藤吉 <small>廿九年十二月死</small>	渡邊 尙	横田 孝史
		瀬鴻 莊右衛門 <small>三十年五月補</small>		今井 善右衛門 <small>三十年五月補</small>		本多 精二 <small>三十年五月補</small>		

級三	級三	級二	級二	級一	級一	級三
高德 藤五郎	直木 政之助	友成 徳次郎			中島 大二	中西 市藏
						藤原 吉三郎
高德 藤五郎	本城 安次郎	友成 徳次郎			大庭 竹四郎	藤原 吉三郎 <small>廿六年十一月辭</small>
						半田 藤吉 <small>二十七年三月補</small>
高德 藤五郎	本城 安次郎	友成 徳次郎	瀧川 辨三 <small>一級に照す</small>	瀧川 辨三	大庭 竹四郎	森田 作右衛門
			松原 良太 <small>二十八年四月補</small>			

級三	級三	級三	級三	級三	級三	級二	級二	級二
池長通	有馬市太郎	加藤治郎兵衛	川西清兵衛	岡田元太郎	神田兵右衛門	小曾根喜一郎	岸本豊太郎	黒田仁兵衛
明石甚八	有馬市太郎	加藤治郎兵衛	湯野常七	岡田元太郎	神田兵右衛門	桃木武平 廿六年十二月辭	岸本豊太郎	黒田仁兵衛 二十五年五月辭
						辰己忠兵衛 二十七年二月補		須田藤吉 二十五年八月補
明石甚八	神田直五郎	加藤治郎兵衛	湯野常七	上田榮次郎	大村佐七	辰己忠兵衛 廿九年十二月死	杉本定五郎	牧野榮助
						中村謙藏 三十年五月補		

級二	級二	級二	級一	級一	級一	級一	級一
上田榮次郎	魚澄惣左衛門	澤田清兵衛 二十五年四月辭	水渡甚左衛門 廿四年十一月辭	柏木莊兵衛 二十五年五月辭	明石甚八	神田甚兵衛 二十三年七月辭	山本彌兵衛
		上田榮次郎 二十五年四月補	小曾根喜一郎 二十五年四月補			藤田善右衛門 二十三年八月補 志賀玄光 二十五年五月補	
楯谷平四郎	藤田松太郎	上田榮次郎	小曾根喜一郎	柏木莊兵衛	鎌田覺藏	志賀玄光	池長通
楯谷平四郎 廿八年十二月死	藤田松太郎 三十年一月辭	減	生田元七	湯野清兵衛 二十九年四月死	鎌田覺藏	須田藤吉	池長通
吉岡利介 三十年五月補	池本文太郎 三十年五月補			松井九兵衛 三十年五月補			

○第二十節、市参事會員。 市會議員歷任者は右に記するが如くにして、過去現在の市参事會員は左の人々なり。

最初の市参事會員姓名

市長鳴瀧幸恭、助役小林市次、瀧本甚右衛門、小寺泰次郎、中西市藏、松原良太、有馬市太郎、池長通、現在の市参事會員姓名

市長鳴瀧幸恭、助役石川武夫、瀧本甚右衛門、桑田彌兵衛、丹波謙藏、直木政之介、川西清兵衛、神田兵右衛門、

而して現任者に至るまでの、各参事會員の退職補缺等の年月日を調査するに左の如し。

助役 小林市次 明治二十二年五月一日任 同二十五年四月退	助役 石川武夫 明治二十五年六月任	瀧本甚右衛門 二十二年五月二十七日任 二十六年五月二十七日滿 二十九年六月退	小 寺 泰 次 郎 二十二年五月二十七日任 二十三年六月九日退	船 井 長 四 郎 二十三年七月十一日補 二十四年五月二十一日滿 二十四年五月二十一日退	桑 田 彌 兵 衛 二十八年五月二十八日任	小 林 春 城 二十九年八月七日補 三十年五月二十六日滿
中 西 市 藏 二十四年五月二十七日任 二十四年五月二十七日退 二十四年八月十六日死	生 島 四 郎 左 衛 門 二十四年八月二十七日任 二十四年五月九日死	丹 波 謙 藏 二十九年三月二十三日補				

松 原 良 太 二十二年五月二十七日任 二十六年五月二十七日滿	直 木 政 之 介 二十六年五月二十七日任 二十九年五月二十七日退	有 馬 市 太 郎 二十四年四月任	川 西 清 兵 衛 二十四年五月二十七日任 二十四年五月二十七日退 二十四年五月二十六日任
池 長 通 二十二年五月二十七日任 二十六年五月二十七日滿 二十八年五月退	加 藤 治 郎 兵 衛 二十八年六月補	神 田 兵 右 衛 門 二十九年六月二十七日補 二十九年五月二十七日任	

○第二十節、區役所及び市役所吏員數。 明治十三年より同二十八年に至るまで、區吏員又市吏員の數は左の如くなりしを見る。

區吏員及市吏員數表	
年 次	區長書記雇員戸長雇員人補役
明治十三年	五 九 一 一
同十四年	九 九 一 一
同十五年	一 〇 九 一 一
同十六年	一 〇 九 一 一
同十七年	一 〇 九 一 一
明治二十二年	一 〇 九 一 一
同二十三年	一 〇 九 一 一
同二十四年	一 〇 九 一 一
同二十五年	一 〇 九 一 一
同二十六年	一 〇 九 一 一
同二十七年	一 〇 九 一 一
同二十八年	一 〇 九 一 一

同十七年度	町區會	二、二五七	三九八	四一	八三二				
同十八年度	同	二、一三七	三八九	三二	八三〇				
同十九年度	同	二、一六七	四一三	一〇七	八二八				
同二十年度	同	二、一八八	四一九	一〇九	八五四				
同二十一年度	同	三、三八一	四八五	一〇九	一〇一〇				
同二十二年度	同	三、四一六	五一五	一一〇	一〇七七				
同二十三年度	市會	二、一四一	五五七	一三四	一一一九				五七三
同二十四年度	同	二、一四三	五三一	一三三	一〇二〇				四四二
同二十五年年度	同	二、〇七八	五五三	一四二	一〇八一				六〇七
同二十六年年度	同	二、〇七八	五〇八	一三二	一〇七三				四二五
同二十七年年度	同	二、一〇一	五四〇	一九四	一、一六四				五五三
同二十八年年度	同	二、一七七	三七三	四三〇	一、〇〇八				四五九

○第二百十四節、施政費の收支金額。而して又神戸市は年々幾何の施政費を收入し、又幾何を支出せしか、而して其收入の途と、支出の途とを見るに、左の如き統計を得たり。

市政費收入表

年次	收入總額	地價割	分限制	營業割	戸數割	家屋割	戸別割
明治十二年度	二〇、六五二、六四四	一、一三三、一五八	六、五四一、五七〇		九、九六六、二二六		
同十三年度	一九、九五五、六六六	一一〇、一〇五、三三三			六、一三三、一四一		
同十四年度	二〇、一八三、三三三	一、一四三、〇三三	七、一〇三、〇三三		一三、五九〇、五一一		
同十五年度	二〇、七四七、七五九	一、〇五五、四七四			一三、五九〇、五一一		
同十六年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同十七年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同十八年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同十九年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同二十年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同二十一年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同二十二年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同二十三年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同二十四年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同二十五年年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同二十六年年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同二十七年年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		
同二十八年年度	二〇、九三三、三三三	一、〇三〇、〇三三			一〇、一三〇、〇三三		

年次	銀行税	分一税	所得税割	雜種税割	國庫交附金	地方税補助	交地方附金
明治十二年度							
同十三年度							
同十四年度							
同十五年度							
同十六年度							
同十七年度							
同十八年度							
同十九年度							
同二十年度							
同二十一年度							
同二十二年度							
同二十三年度							
同二十四年度							
同二十五年							
同二十六年							
同二十七年							
同二十八年							

年次	公借金	寄附金	雜收入	使用及手數料	財產より生ずる收入	其他收入	繰越金
明治十二年度							
同十三年度							
同十四年度							
同十五年度							
同十六年度							
同十七年度							
同十八年度							
同十九年度							
同二十年度							
同二十一年度							
同二十二年							
同二十三年							
同二十四							
同二十五年							
同二十六年							

同	二十七年度	二六〇六七六五	二六七一六四〇	二六二五九〇七	一五九六二二五	八三三二六四	一六九一〇五三
同	二十八年度						

四九八

市政費支出表

年次	支出總額	役所費	會議費	土木費	教育費	衛生費	救助費
明治十二年	一〇六,三三三	一四,九九三	八,八六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
十三年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
十四年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
十五年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
十六年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
十七年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
十八年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
十九年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
二十年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
二十一年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三
二十二年	一〇七,七三三	一四,九九三	一〇,六六三	三,五二〇	六,四九〇	一六,四三三	三,八三三

年次	警備費	勸業費	公債費	諸稅及擔負	基本財產	財產費	共有物ニ係ル費
二十三年	七三,七四七〇三	一七,二二二七	五〇,〇七五	一五,八二五	二五,七六七〇三	八,七五五五九	三,六九八
二十四年	六九,〇〇〇〇〇	一七,四七三六〇	一〇,六六三	一七,〇〇〇〇〇	四三,四三三〇〇	一,九七九三三	三,六九八
二十五年	六六,五二五八六	一六,七三三三六	三三,〇四一	一一,七三三三六	三八,九六九〇〇	六,五四八〇〇	一,七三三
二十六年	一五,三三六三三	一六,三三三三六	七三,六六六	一三,七四二六三	六〇,〇六三三六	一七,一七〇三三	五,六六〇
二十七年	六五,六四一六五	一六,六三三三六	五〇,〇七五	一七,二二二六〇	五九,八七三三〇	三三,三三三〇〇	一四,七〇〇
明治十二年							三三,〇〇〇
十三年							三三,〇〇〇
十四年							三三,〇〇〇
十五年							三三,〇〇〇
十六年	一五,三三六						三三,〇〇〇
十七年							三三,〇〇〇
十八年	一〇,五〇〇						三三,〇〇〇
十九年							三三,〇〇〇
二十年							三三,〇〇〇
二十一年							三三,〇〇〇
二十二年							三三,〇〇〇

四九九

年次	明治十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
補法會議所	500,000										
所法講習費	1,000,000										
防火災消費	2,220,100										
支準備金	1,520,000										
雜費	2,210,000										
繰越金	1,210,000										
其他											

年次	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年
同	同	同	同	同	同
補法會議所					
所法講習費					
防火災消費					
支準備金					
雜費					
繰越金					
其他					

○第二百十五節、區制と市制との施政費。尙ほ之を簡單に表示して、區制時代と、市制時代とに於て、神戸市民の政費負擔は、幾何の相違を來せしかを見るに、左表は讀者に明瞭なる智識を與ふるなるべし。

年次	區制時代			人口數	市制時代		
	市稅	其他	計入		市稅	其他	計入
明治十八年	1,534,279	3,248,353	2,650,241	24,269	10,442	0,136	
同十九年	2,586,797	5,430,112	3,129,059	26,369	9,909	0,059	
同二十年	2,776,677	5,361,151	2,830,199	27,370	10,144	0,096	
同二十一年				27,370	10,144	0,096	
同二十二年				27,370	10,144	0,096	
同二十三年				27,370	10,144	0,096	
同二十四年				27,370	10,144	0,096	
同二十五年				27,370	10,144	0,096	
同二十六年				27,370	10,144	0,096	
同二十七年				27,370	10,144	0,096	

計	七九七四四三	九七五七九	八八八九六元	七六〇〇七	一〇二二四	〇二二六	〇三三九	一三三〇元
---	--------	-------	--------	-------	-------	------	------	-------

五〇一

年 度	市 制 時 代			人 口 數	市 制 時 代		
	市 稅	其 他	計 入		市 稅	其 他	計 額
明治二十二年	四九三五七四	二九五七五七	五二七五二	三三三三三	一三六〇五	〇〇三七	一四六三二
同 二十四年	五二四六二八	三三三三二七	八九一〇〇	三六四七	一四一〇九	〇三三六	一四四四五
同 二十八年	九七三三〇一	二二二三四七	二七五二八	四九一〇	二九八四	〇二四九	三二三四
計	二〇〇〇五七	一五〇〇五七	三三三〇六	一三三三三	一三六〇五	〇三三七	一四六三二

而して區制時代の市政費と、市制時代の市政費との、前表に掲示せし最近年度の決算を歴擧すれば、即ち左の如くなりとす。

年 度	市 費		年 度	市 費	
	市	平均一ヶ年		市	平均一ヶ年
明治十八年	二七二九三六〇		明治二十二年	四七三九二四	
同 十九年	三三三三九五		同 二十四年	六七六六一〇	
同 二十一年	二六四二五九		同 二十八年	一七五七四四〇	
計	八五〇六三三	二六三九四〇	計	三〇九九七六三	一〇三九九九元

○第二百十六節、市民の教育思想、文學の嗜好を缺く。神戸兵庫兩市の住民が、其子弟の教育に關する感念は小學の設立以來、學制の強迫主義なりし結果と、町政當局者の獎勵とに由て、明治十二年に至ては、學齡兒童の就學割合決して低度ならず。然れども其教場の如き、當時多くは假教場に於て、學校衛生の如きは、未だ注意の及ばざる状況たり。是を以て教室に於ける光線透徹の明暗、空氣疏通の開塞等を顧みず、天井低き教室に兒童を充満せしめ、各級の間を仕切るに障子、衝立の類を以てする者すらありて、小學の有様は舊時の寺小屋教場を去ること遠からざりき。斯かる時代なりしかば、所謂手習師匠と稱する私學數個所ありて、依然源平藤橘、商賈往來を教授せり。市内多數の父兄中には、小學普通教育よりは、兩三年の教育を以て、商賈普通の便を辨せしめんには、寧ろ子弟を舊來の手習師匠に托するの勝れるに若かずとするの情ありしなり。而して各商家に於ては、間々丁稚小僧に習字、算數の夜間修業を爲さしむる者ありと雖も、概して商人たる者は、記帳、送狀を認め得

五〇三

るを以て満足するに過ぎず。普通教育の意義は、未だ殆く解得せられざりしなり。而かも小學あり、手習師匠あり、普通教育の設備は乏しからず。學齡以上の子弟に至ては、全く無教育の有様に放擲せられ、高等教育を授くる學校の設けあるなし。縣立學校としては、明治十年一月の創立に係る、神戸師範學校の下山手五丁目に存するあり、明治十一年一月の創立に係る、神戸商業講習所の下山手四丁目に存するあり、明治十二年八月の創立に係る、神戸醫學校の東川崎町に存するありと雖も、商家子弟の入るべきものは、特り其商業講習所あるのみ。同所の夜學は、一時兵庫にも設けられき、而かも其入學者は極めて一小部分の商家子弟に過ぎず、夫すら幾何ならずして廢止したれば、兵庫兩市の青年子弟は、就て學ぶの校舎なく、又是非とも學ばんとの氣風もなかりき。學問とは四書五經の素讀にして、算術とは八算九々の呼聲と、見一無頭作九の一にて不足なしと思惟せる日に於ては、子弟教育の等閑りなりしも其處ならん。文學に對する市民の嗜好に至ては、全く絶無と云ふの外なし。詩を作るよりは田を作れ、商家に青表紙を繕く者を出さば、其家滅亡の時なりと誡られし商人が、文學の嗜好なきを怪むべからず、去れば兵庫兩市の住民の、思想の優美高尚ならざしりは、文學嗜好の存せざる反面より推察せらるべし。降て明治十四年に至ては、元町五丁目に風藻吟社なる者を設けて、詩文添削を業となし、漢文一篇七十五錢、假名文一篇二十五錢を以て代作依頼に應せんとする者を出せしを見れば、此時少しく文學思想の發達したりし兆としも見るべきか。

○第二百十七節、小學普通教育漸く起る、明治十六年の學事界。兵庫の有馬市太郎等數名は、明治十五年の四月商家の子弟に、筆算其他商人に必要な藝術を授けんが爲めに、宮前町問屋會所に夜學を設けたり。同月二十三日には兵庫教育協會の會合を、兵庫明親小學に開き、五月師範學校、中學校、商業講習所、名小學教員、縣廳學務課員及び市中學務委員等は、湊川堤上に學事大懇親會を開き、學事獎勵に關する演説を試むる者數名ありしを見れば、當時教育獎勵の必要は、大に市民の認識する所となりしを知るべし。同年九月神戸小學校を、北長狹通四丁目に新築する事に決し、船井長四郎、船井藤兵衛、塚本伊左衛門、吉田兵藏、中西市造、橋本藤左衛門等建設委員となり、寄附金募集の爲めに四十餘名の周旋人を舉げ、聯合町會は縣廳保管に屬する舊賦金貳千八拾圓の支出を決議し、十二月十五日敷地の地平均工事に着手す。相生小學校(湊川小學)は、是より先き既に四月二十二日を以て工事に従ふを見たり、此際福原町よりは、金壹千五百圓を寄附し、砂持祝として藝妓手踊を敷地に催はす事となり、同月二十三日警察署の認可を受けて興行を始むるや、縣廳學務課に於ては、學校敷地に遊戯の場所に充るを不可なりと爲し、俄に警察署と交渉を開き、其興業を差止めたり。兵庫小學亦建築に着手す。普通教育に對する感念今や大に發達したりと雖も、尙ほ高等教育の行はれざることは、市内に適當なる普通若くは専門の高等教育を授くべき公私學校の設立なきを以て見るべく、兵庫魚棚町栗山熊太郎、川崎町有馬鹿藏が、東京三田の慶應義塾へ入學すと聞て、兵庫の人々、噴々此事を喧傳

するの有様なりき。此年兵庫和田神社内へ、兵神市中各神社宮司の主唱にて、皇典講究所を設け、湊川神社宮司折田年秀所長となり、舊編宜を集めて皇學振興を謀らんとするの舉あり。(其後講習所の位置各所に轉じ、明治三十年に至り、現今の山本通に新築成る、同年四月開所式を行ひ、土方久元の識書せる「どこしへに民安かれと祈るなる我をば守れ伊勢の大神」聖上「神風の伊勢の内外に宮はしらゆるなき世を猶ほいのる哉」皇后兩陛下の御製扁額を掲ぐ。大村某神戸北長狹通四丁目に共仲社を設け、英語、數學、商業三學科を授くるの傍ら、通辯反譯の營業を開く。而して神戸醫學校に於ては、品行不正、學業不振の故を以て、學生七名に退學を命ずるの出來事もありき。斯くて明治十六年となり、神戸、兵庫、相生の三小學の新築竣工を告げ、小學教育は漸次其盛大を見んとするの機運となりたれど、而かも教員養成所たる師範學校は、縣會の爲めに經費を節減せられ、校長學務委員間に意見牴牾の事等ありて、適當なる教員を缺けるの小學多し。而して世は政論勃興の時代にして、小學教員の如きも、間々政論に熱衷する勢ひとなりたれば、縣令森岡昌純は、二月八日縣立學校に對し「其校生徒、諸新聞雜誌等購讀不_レ相成候條、此旨相達候事。但教育、衛生、經濟等、學術に關する雜誌は此限りにあらず」と達するや、師範學校及び醫學校生徒の如きは、或は新聞紙を指定して購讀を許すべしと請願し、又は購讀禁止の理由を質問するに至りき。時勢既に斯の如くなれば、學事界に政治思想の侵入するを免かれずして、大村某等の設けたる、機應學舎の如きは遂に禁止の命を蒙りたり。中

學校の如きも、前々年度の縣會は、經費の支辨を否決し、止むなく區部地方税支辨法を設けて維持し來りたれども、同十六年度に至ては、區部縣會亦中學教育の不必要を唱へ、同年五月十五日限り廢止の達令出るを見たり。當時元町五丁目井上東山の如きは、慨然中學廢止の不可を建議する所ありしと雖も、兵神兩市の子弟にして、中學に在る者多からざりしかば、市民の同情を喚起すること能はざりしなり。市民の教育に對する感念は、今尙ほ纔に下級の普通教育に在て、高等教育に注意を拂ふ迄に至らず。従前關戶敬次が、私費を以て維持し來れる關山學校も、此年六月を以て廢校せり。同十月神戸區教育會規則の編製ありて、教育會の設置となり、同十一月訓導學務委員を以て成れる教育會は、兵庫小學校に於て開催され、公立小學生徒訓戒方法を討議して、(一)戒諭、(二)眩席、(三)別座、(四)留戒、(五)隔離の五法を定む、小學教育の施設は斯く徐々として進歩の傾向を見たり。

○第二百十八節、市内私立學校。看護婦養成の起原。明治十七年に至り、市内に存在する私立學校は、兵庫佐比江町明教學舎(八年一月創立習字)、同宮内町紫天府學校(八年八月創立算術)、同南仲町逢原學校(十一年七月創立習字)、同眞備學校(十一年九月創立算術)、同西宮内町得能學校(十二年一月創立習字)、同南逆瀬川町啓蒙學校(十二年四月創立習字)、同東出町幼稚學舎(十二年五月創立習字)、同三川口町習慣學校(十二年九月創立習字)、同今出在家町導幼學舎(十三年九月創立習字)、同出在家町自邇學舎(十四年一月創立讀書)、同西仲町温知學校(十四年二月創立習字)、神戸北長狹通六丁目

脚蒙學會(十一年九月創立習字)、同下山手通三丁目童蒙學會(十一年九月創立習字)、同元町一丁目幼
 童學會(十二年五月創立習字)、同山手通五丁目柳蔭學校(十六年四月創立讀書)等にして、此等の諸學
 費は、十六七名乃至百名前後の生徒を有せり。而して算術又は素讀教授を専門と爲せし者の外は、純
 然たる昔日の寺小屋教授にして、源平藤橘、商賈往來の習字を授くるのみ、已にして私立小學は、總
 て公立小學同様の取扱ひとなし、教員の學力、品行の檢定及び校則、試験の方法等、兵庫縣制定の規
 程に遵ふべしとの一令出るや、僅に柳蔭の二校が、明治二十年まで修身、讀書、作文の三科教授を以
 て存讀したるの外愈々廢絶せり。而して兵神の兩港に於て、明治十七年に小學々齡以上の子弟を教授
 する嶺舎の新設は、神戸元町通二丁目の擇善家塾(獨英兩語學一月創設)北長狹通二丁目英人ホーゲン
 の英語、數學兩教授所を見しのみ。而して三菱汽船問屋は、海岸一丁目に教場を設け、雇用の青年に
 英語と簿記とを教へ、兵庫に於ては嶺舎の設立を見ずと雖も、島上町問屋會所を會場となし、毎月曜
 日午後五時より青年有志相會して、經濟、法律、倫理の研究會を催はせり。十八年十二月神戸元町五
 丁目に、神戸獨英語學校の設立ありと雖も、學生甚だ多からず。同十九年四月神戸病院雇ヘルサンな
 る者、看病人傳習所を神戸に設け、看護法の傳習を始め、是れ實に神戸に於ける看護婦養成の起原た
 り。學校としては神戸下山手七丁目に神戸淳古館(二月設立)、同元町三丁目に青雲義塾(三月設立)の
 設立ありて、共に漢學教授に従ふ、淳古は九十餘名、青雲は二十餘名の生徒を有せしを見れば、學風

稍、神戸に振起したりしを知る也。

○第二百十九節、女子教育、英和、親和兩女學の沿革。 已にして明治二十年となるや、文運漸然
 として起り、教育の思想勃如として發す。神戸下山手七丁目なる柳蔭書屋は、新たに英語、裁縫、編
 物の三科を女子に授け(二月)。九鬼隆義、佐畑信之、關戸由義、野村致知等は、神戸元町四丁目へ神
 戸女子手藝學校を設け、八月一日以後和洋服裁縫、編物、讀書、算術、英語を授くる事となし。中山
 手六丁目には、米國婦人ダツレの女藝教授を開くあり。下山手六丁目には、井上照枝が、女子手藝
 講習會を設くるあり。從來女子教育を目的として基礎を定めたるは、只明治六年の創立に係る英和女
 學校あるに過ぎざりしが、此に至て女學の風潮大に起る、而かも基督敎信者の企畫多きを以て、一般商
 家の女子は、尙は就學に踟躕する者比々然らざるはなし。此に於てか佛敎主義の女學校は起れり、之
 を私立親和女學校と云ふ、十二月元町三丁目善照寺境内に開校し、英學、漢學、和學、數學、和洋服
 裁縫、家事經濟の五科を教授す、維持費は佛敎信者の醸出する所なりき。
 兵庫に於ては、女子教育の必要未だ深く唱導さるゝに至らず、父兄の女子を教育するや、依然として
 お針稽古に通はしむるなり、智育の如きは其問ふ所にあらず。插花抹茶の女藝は、商家の女子に過分
 の教育と思惟せられ、僅々たる上流商家の女子の學ぶに過ぎず、女子の高等學藝、精神薰陶の必要は、
 未だ兵庫の父兄の念頭に上らざるの觀あり。

(補)英和女學校は、明治六年米國宣教師タウカツ・ダツレー兩女子が、山手通白洲退蔵の持家を借受け、數名の女學生を集めて英語教授を始めたるを起原とせり。明治八年に至り、山本通四丁目へ校舎を建築し、三十名を容るべき寄宿舎を設く、其費用は米國傳道會社の支給する所にして、日本信者も當時八百餘圓を寄附せり、此に於て始めて英和女學校と稱し、英語の外、和漢學をも教授するに至る。然れども其當時は、寄宿生僅に五名のみなりし。明治十年に至りて二校舎を新築し、九鬼隆義、關戸由義等六百圓を寄附して其業を助け、明治十七年隣地を購ふて校舎を取擴げ、同十九年更に校舎新築の工を起したり。明治二十七年に至て神戸女學院と改稱し、今尙ほ山本通四丁目諏訪山麓に在り。基督教主義を以て、淑良なる女子を養成せるを目的とし、其學科は普通、高等二科に分ち、小學卒業以上の學力ある者を普通科に入らしむ。創立の當初は、専ら英語を以て教授せしも、今は然らず。創立以後既に十五回の卒業式を行ひ、百五十餘名の卒業者を出せりと云ふ。卒業女子は、概ね人に嫁し、家政を主る者多く、其他女學校或は幼稚園の教員たる者もあり。現在の生徒は百名前後にて、高等科に在るものは僅に八名のみ、在學者の年齢は十三乃至二十五六歳にて、兵庫縣、岡山縣の者全數の六七分を占め、其他は中國、四國の者多し。創立の久しきに比し入學者の多からざるは、基督教主義の故なるべし。束修金壹圓、月謝金壹圓なり。寄宿舎の設備ありて、一室三四名を容れ、現在五十餘名の寄宿女生あり。賄料、燈油代にて現今金四圓を納めしむ。舎監あり、室長あり、規律嚴肅にして、院長は米國婦人イーエム・ブラオンなり。教員は凡て十六名、其内四名の外國婦人は、専務教員として米國より來る者なり、男教員は四名のみ。而して學院の維持費は、月謝収入の外、一切米國傳道會社の支給に係る。卒業生は、同窓會を設けて平素懇親を謀り、往々在學中の貧困生へ、學習補助をも爲すと云へり。

親和女學校は、善照寺住職佐々木祐哲校長となつて設立せし者にて、其後花隈に校舎を移し、明治二十五年一日廢校す。其翌二十六年友國晴子、私塾として其後を襲ぎ、同二十九年一月十二日下山手通七丁目即ち現在の地に移り、同三十年三月校舎の増築成る。教育の要旨は、教育勸語を基とし、重きを修身科に置き、謹慎、節約の美風を養成せんと欲する者にて、學科は普通科、専科の二となり、修業年限は普通科三年、専科二年なり。普通科は尋常小學校卒業生、若くは之に同等の學力を有する者、専科は裁縫を主とする者にて、現在生徒八十餘名あり。教員は三名にて、既に卒業試験七回に及び、本科二十八名の卒業者を出せり。其卒業者は、家政の任を帯る者多數にて、小學教員又は赤十字社看護婦たる者もあり。學科程度は高等小學と同様にて、學生の年齢は十三歳より十七八歳の者多く、専科生中には、既に人の妻たる者あり。束修金五拾錢、月謝は普通科七拾錢、専科五拾錢。寄宿舎の設けありて、現今賄料金參圓を納めしむるとかや。

○第二百二十節、外國語の教授、雲中湊川兩小學の開發。尙ほ男子修學の爲めには、元町四丁目

に共立英語研究會起る、三宮乾行義塾教員高山時藏、梅木忠朴等の發起たり。下山手六丁目には法學士櫻井一久、同太田保太郎等、神戸法律學校を設け、三十餘名の生徒を有したりき、同校は初め神戸法律學會と稱し、此年十一月に至り學校組織となせるなり。又佐畑信之(校主)、村上俊吉、長田時行、飯田勇記、原田助、横田勝松(常議員)等は、有志者より一年金五拾錢宛の補助を得て、是より前已に設置したる神戸英語學會の組織を變じ、元町四丁目に英語學校を開く(明治二十一年中坂本村に費舎を移し、同二十二年に至り維持困難にして殆んど廢校す、此に於て基督教青年會は其後を承け、夜學校として繼續したりと雖も、同二十三年に至りて廢絶せり)。元町六丁目に神戸簿記學校を設くる者あり(六月)、生徒忽ち八十餘名を得たり。當時小學類似の私立學校は總て嚴禁されしと雖も、學齡以上の男子を教道する私學の數は、全市中二十八九個所に及び、英語研究盛んに起りて、神戸に於ては青年の志學者多きを加へたり。兵庫に於ては、九月五日西柳原町福昌寺境内に、般若林學校の設置あり、英語、漢學、和學、簿記の教授を始む、修業年間は六ヶ年にして、稍、高等の教育を授るの仕組みなりしも、不幸にして夭折せり。而して葺合筒井兩村の小學雲中は、五月八日小野新田へ新築の校舎開校式を擧げ、湊川尋常小學校も十一月四日を以て開校式を行ふ、同校は最初湊川神社前(劇場大黒座前)に在り、明治十五年新校舎建築の議ありて、同年現在の敷地を選びて一棟を新築し、此に至て五棟の新築落成を告げたるなり、建築工費を寄附する者、區内有志二百餘名に及ぶ。

吉田定兵衛、南部新七、高田嘉介、百瀬徳次郎、長谷川九一郎、津田久吉等は明治二十一年三月福原女學校を設立す、此學校は福原及市内の藝娼妓へ英語、編物、裁縫を授けんとする目的に出で、福原町琴平神社裏手空地を相し、寄附金を募りて校舎を建設せり、月謝は參拾錢と定め、同年八月實際授業に従事せりと雖も、翌二十二年夏期に至て廢業す。同年四月二日には私立神戸幼稚園の開園式を擧ぐ、同園は北長狹通六丁目にあり、初め小磯吉人園長たりしが、同人東京へ去て佐畑信之其任を嗣ぐ、前年十一月開園の準備全く成りて、幼童六十餘名の入園あり、校舎建築資金として寄附を得ること三千三百餘圓、其敷地の如きも亦寄附に出づ。同年十一月私立兵庫幼稚園亦新築開園の事あり、同園は最初宮前町七宮神社内に假設せしが、男女有志者六十餘名、毎月維持資金參拾錢を支出するの組織を設け、永澤町へ新築工事を起して成れり。多聞教會の基督教信者は、東川崎町に新田夜學會を起して青年を教へ、元町五丁目極樂寺境内へは、關西獨英語學校を開くものあり。小學にては八部郡西尻池村眞陽小學校の新築成りて、十月八日開校の式を行ひ(新築經費貳千四百餘圓其内參百圓は有志の寄附に出でしと云ふ)官立學校にては神戸醫學校、藥學校の廢止(四月)と郡區地方稅連帶支辨の神戸商業學校經費削除の縣會決議ありき。而して特に詳記すべきは大悲學校の設立なり、寺院僧侶の多き兵神兩市にして佛教主義の教育を授けんと發企せしは、實に此大悲學校の一あるのみ。同校は大悲の趣旨に基き、貧窮其他已むを得ざる事情の爲め、就學せしむること能はざる學齡兒童を教育せんと欲す

るものにて、明治二十一年三月兵庫真光寺住職大僧正河野往阿の設立する所なり。創設の當時に於ては同寺附近は未だ寂寥の地たるを免かれず、而して賤民の子弟は、徒らに日子を遊戯に費消する者多きを見、且當時耶蘇教徒は、熱心を以て傳道布教する折なりしかば、老僧往阿は慨然として此等賤民の子弟を集め、一には彼等將來の運命の爲め、一には基督傳播の防禦を爲さん爲め、遂に學校設立を決せし者なり。斯かれば其總則に記して曰く、

第一條 大悲の本性に基き貧窮の爲め其他止むを得ざる事故の爲め學齡兒童を就學せしむる能はざる者を教育するを以て本旨とす。

第二條 道徳教育及國民教育の基礎並に生活に必要な教育を施すを以て目的とす。

第三條 本校々長は真光寺住職を以て之れに充て其の教育は本宗僧侶中教員の資格を有する者を以てす。

第四條 學科を分て豫科本科の二とす豫科は尋常小學普通の學科を授く本科は佛教普通の兩科を授く。

第五條 修業年限は本科五年豫科四年。

而して其十條には、本校は大悲上より成立したるものなれば、授業料を要せず。第十一條には、生徒課業に用ゆる書籍、器具は總て自辨たるべしと雖も、其貧窮にして購求し難きものは、本校より之を

授與すと定めたり。休日は日曜日、大祭日の外、涅槃忌、誕生日、元祖忌を加へ、世尊及び元祖の尊像に對して敬禮せしむる等、總て佛教の儀式を遵守せしめ、本科教書中には、宗乘に於ては播州問答集、三大祖師法語、淨土源流章、聖道源流章、器朴論、選擇集、宗祖語錄、玄義分、二祖法語、時宗綱要等を置き、餘乘にては、教戒律儀、遺教經、八宗綱要、原人論、華嚴戒疏、天台戒疏、百法問答集、三論玄義、大乘起信論義記、天台四教集註、華嚴五教章等を授け、倫理としては孝經、忠經、小學、論語を用ひ、尙ほ國語、漢文、哲學、地理、歴史、數學等の科書を定む。創設の際は入學生僅に三十餘名に出でざりしも、明治三十年に至ては、五百餘名の就學者あり。經費支辨は、平素極めて寺財の減省を勉め、以て維持教養に努むと云ふ。

(補)真光寺は須佐野通一丁目に在り、西月山と號す、時宗にして、本尊は當派の宗祖第一世遊行一遍上人智眞圓照大師なり、其自作等身の像を本堂に安置せり。抑も當寺は正應二年一遍上人の開く所にして、同上人及第四十四世遊行上人示寂の地たり。第三世眞教上人の時、播磨國守赤松圓心檀主となり、四圍八町の境内及寺祿數百石を寄附せしことあり。其後尊觀法親王の後村上天皇の東宮より、遊行第八世上人の徒弟とならせられ、御得道の後當寺第六世の住職に据り賜ひしより以來、遊行上人兼帶となり、別に住職を据へず、御院代を置て、法務に任せしめ、又其際より御繪旨頂戴、小御所の間埋相内一疊目參内の待遇を賜ひ、菊桐金紋付先箱にて諸禮式を勤めしこと、孝明天皇の御

宇に至るまで代々變改なかりしに、維新の後は自然に絶む、今は御院兼住職となり、寺格は大檀林に列せられたり。古書には、仁明天皇の御宇、僧惠勝と云ふものあり、入唐せし時、宋王より大悲の尊像を賜り、歸て和田の岬に至れば、乗る所の船俄に動かす、惠勝は之を見て大悲有縁の地なりと爲し、當寺を創立して尊像を安置す。其後一遍上人中興の祖となり、閻浮檀金大悲の尊像を置けりとあり。又本尊は彌陀、觀音、勢至の三佛なりと見られたれども、今の寺説とは相違せり。但し今も境内に、觀音堂あり。上人所傳の尊像も、亦寺中にありと云へり。目下境内地七千餘坪、本堂、庫裏、書院、經藏以下建物九棟、佛堂八字、寺院五宇あり。佛堂の内七宇は、正應二年、一字は仁安元年の創立に係り、寺院は文祿天正頃の創立に係るもの多し。正門の外には「時宗元祖一遍上人示寂之地大道場真光寺」と刻する標石を建て、正門大道場の額は、紀州前大納言治寶卿の筆、本堂宗祖大廟の額は、小松宮彰仁親王殿下の御筆、開山堂、法王閣及觀音堂、大悲殿の兩額は、並に見親王殿下の御筆なり。又境内に三十三體觀音の石像を安置し、西國三十三個所の靈場に擬し、其邊に一基の銅牌を建て、題して觀音出現の靈場と云ふ。文は當時住職往阿僧正の撰する所にして、觀音出現の事、石佛安置の事を記せり。寶物の内、弘法大師作黃金毘盧遮那佛、行基菩薩作紫銅同上、運慶作彌陀、觀音、勢至三像、釋尊念珠の玉、後宇多天皇宸翰、東山天皇、後醍醐天皇、伏見天皇の勅額、菅公自畫影像、土佐光信筆定家卿贊人九畫像、一遍上人筆紫雲名號等最も名あり。

現住往阿は極めて積徳の學僧にして、檀徒の歸依頗厚し、去る明治二十九年寺格大檀林に陞り、往阿の御院代二十世大僧正に昇級するや、檀頭神田兵右衛門等は、同年四月十九日を以て頌徳會なるものを舉行せり。同日式場に列するもの二百餘名、參觀者は八百餘名にして、其儀式の順序は、午前九時會員一同參集し、總代一名往阿上人を請待して頌徳表を捧呈したり、次に上人の答辭、次に十念授與の事あり、總三拜終て後酒飯を催はし、正午十二時より松風社寄附の能狂言ありて（同日雨、能舞臺に於て演ずる能はず、本堂に於て開演）午後六時散會。翌二十日亦能狂言の催はしありき、其信徒等より捧呈したる頌徳表は左の如し。

本宗々祖一遍上人智眞圓照大師は、六十萬人決定往生の法を以て普く衆生を化度し玉ひしより、茲に六百有餘年を経たり、而して本眞光寺は、宗祖示寂の地にして、本宗根本の道場たり、加之、現今御院代往阿上人は、年甫めて八歳に得度せられしより、勤學積徳二十有餘年の久しきを積み、學成り徳熟し、法眼論場を踏まると、己に一千四百有餘年に及び、常に勝を制して法將の地位に達し、遂に宗徒學頭の職に進まれ、夫より十年を経過し本寺に住職たり、其效績の著るしきを挙げば、塔中五個寺を併せて其の弟子數百名を教導せられ、其他一千有餘の檀越の教化怠りなく、又宗法を歸依者に傳授せらる、こと三千人に逾べり、明治二十二年大慈學校を設立し、貧困子弟を教育し、其生徒の數一千餘名の多きに達す、而して講堂寶藏を建立し、寺門を整繕せらる、等佛門の功德枚舉に遑あらず、抑も上人の學海經天台に通せられ、安政四年以來經緯を講せられし事六十三部の多きに至る、抑も維新の際佛法衰退し、僧侶の行ひ地に墮たりしを慨嘆し、之を維持挽回して破邪顯正の功に依り、本山より賑賞賛せられ、其功其徳を積み玉ひし故を以て、明治二十六年四月本寺の寺格を大檀林に陞せられ、茲に本年二月特旨を以

て上人を大僧正に補せられたり、是れ素より上人の大徳にして、其光榮は當然の事たりと雖も、吾輩同宗に瞻仰する者其盛徳と光榮とを感戴せずんばある可らず、乃ち本日を下し頌徳會を舉行し、上人學徳の盛且大なるを頌賛す、仰願くば今より以後自他平等の功力を以て、我等凡夫を化度し、十惡五逆の迷雲を飛散し、所謂真如の月を眺め得させ玉ふこと、欣慕の至りに堪はず、神田兵右衛門發起人並賛成者に代り、聊蘇辭を陳べ、且白檀持蓮華を捧呈して以て之を頌す。

此會の發起人總代は、神田兵右衛門、神田甚兵衛、島丸信三郎、佐野松左衛門、井上彌兵衛、佐野彌三兵衛にて、世話方は岡村宗七郎、榎本善六、熊田文介、岩間治兵衛、北國新介等なり。往阿上人よりは、神田兵右衛門に左の賞狀を與ふ、

神田兵右衛門 胤保

其家世々爲當山檀頭、亦代々篤歸大法、以爲國古紀、瞭々不可覆也、特如當代外護之至誠、年々累々、加之、即今如主張頌徳之表、更以足爲外護之智識、依之、呈進袈裟一領、朝陽開竅一卷、以資之、聊備於治世之龜鏡。

南無阿彌陀佛

(上人親筆)

明治二十九年四月二十三日

御院代二世大僧正 河野 往阿

尙ほ檀徒は金貳拾圓已下五圓宛を寄附し、境内に高一丈五尺、前巾六尺、横巾四尺の大檀林紀念碑を建設せんことを決せり。

○第二百一十一節、教育會の設立、産婆、看護婦、松蔭女學等の開校。 明治二十二年七月六日教育

事務に従ふ吏員の發企にて、各郡長、郡書記及び各小學校等の教員を以て組織せる、私立兵庫縣教育會成り、八月に至り創めて神戸に其總會を開きぬ。此年二月二日湊川小學校教員は、男生六十四名を伴ふて播州三木に遠足を試む、是れ神戸市に於て小學生徒遠足を試みたるの嚆矢なるべし。同十月二日中山手五丁目に頌榮幼稚園の開園式を行ふ、蓋し基督信者の集團たる、神戸婦人會の計畫に出るなり。明治二十三年六月神戸商業學校の教員學生相結び、校友會の組織あり、英語習熟の目的を以て、學藝演説を催はせり。明治二十四年下山手五丁目に神戸産婆學校の設立あり、其他に私學設立の事なし。茶商武田貞吉は、日露兩國の茶貿易を開かんと目的を以て、先づ露語研究の必要を認め、加藤績と謀りて露語研究會を榮町六丁目に設け、會員の募集を爲すと雖も、賛同者多からずして幾何ならず廢止せり。此年に至ては、既に神戸部に於ては私立神戸部教育會の設けあり、仲町部に於ては三交協會ありて、教育、衛生思想の普及を謀ると雖も、兵庫部に於ては未だ斯る有志者の團體なし、此に於て神田兵右衛門、池長通、岡田元太郎等兵庫部教育會の設立に盡力す、明治二十五年となるや、其六月十九日兵庫尋常小學校に於て、兵庫教育協會の發會式を挙げ、會員百七十餘名に及べり。尙ほ此年一月山本通一丁目に松蔭女學校の設立あり、八月中山手通三丁目に私立看護婦學校起る。

(補)松蔭女學校は、明治二十七年に至て中山手通六丁目に其基礎を定む。英國基督教會に屬する婦人會の創立に係り、校長は英人フォースなり。教員は日本人九名、外國人一名、其内男教員五名あり。

り。生徒は十三歳以上二十二三歳迄にて、其數五十名を超えず、重に市内に住居する者多し。學科は本科、補習科の二に分ち、別に英和漢學と裁縫の専科あり。學年は本科四ケ年、補習科及び英和漢學科は各二年、裁縫科は三ケ年にして、修身科は専ら聖書を研究せしむ。去れども生徒中、信者は極めて少數なりと云ふ。經費は月謝收入の外、總て英國婦人會より補助する所にして、月謝金は本科補習科ともに金七十錢、専修科金五十錢を納めしむ。

○第二百二十二節、尋常師範學校生徒の放校事件。 此年即明治二十五年十二月十二日夜、兵庫縣尋常師範學校に於て、生徒多數紛騒の舉動あり、蓋し職員に對する不平の破裂したるなり。已にして二十五年一月七日校長山路一遊は、操行正しからざるの故を以て學生九名を放校せるや、其内六名は縣會常置委員に陳情書を送り、以て放校の理由なく、操行不正の咎は冤なる旨を哀訴せり。此に於て常置委員は、師範生百數十名に就て陳情書の眞偽を質す、皆曰く冤なりと。而して二三の實例を舉げ、職員に對し、溫情の存せざるを證し、且つ虚構の冤罪を以て、放校さるゝ者あるを見るに至ては、學生一同意を安んずる能はずと唱ふ。斯かれば委員等は、被放校者の果して酒亭青樓に逸遊漫興を恣にせしや否やを調査し、遂に其事實を得ず、乃ち調査の結果を以て縣知事に告ぐ、是より先き師範學校に於ては、九名に放校を命するの前、操行不正の調査は、之を警官に託して探査せしめ、以て其證據を得しものなりと云ふ、然るに常置委員の調査は其跡なしとあり、此に於てか縣知事は再調査

を命じ、其結果は確かに事實を認むとの復申あり。然れども縣知事の再調査を命するや、被告ども稱すべき地位に立てる校長山路一遊をして調査者たらしめしより、他人は其復申を信せず。常置委員等は、善後の處分に就て知事に面會するや、知事の談論中、余は唯不品行なる事實を認め、余の職權を以て處分せしめたるのみの語あり、既に事實を認む、既に職權と云ふ、若し然らば再調査等は何の爲めに行ふの必要ありしか、常置委員等此に至て憤然たらざる能はず、故に今は全く同情を學生に表し、順末を書して新聞紙上に投寄し、此事件を世論に訴ふるに至る。山路一遊は之が爲めに進退を伺ひ、縣知事亦大に意を勞す、而して此紛議は、三月九日に至り、校長山路一遊に對して左の命下あり、

兵庫縣尋常師範學校長 山路 一 遊

不品行の生徒九名放校の處分を要し、且去明治二十五年十二月十二日夜多數の生徒紛擾したる件に關し、進退伺出られ候處、右は特に不問に措かれ候條、將來精々注意相加候様示達可致旨、文部大臣より達せられ候條、此旨相心得、爾後不都合なき様専ら注意せらるべし。

斯くて教諭、舍監、書記等に至るまで、夫々譴責或は注意等の命ありて、事局の終末を告げ得たり。已にして五月私立兵庫縣教育會の開かるゝや、同月七日縣會議員高津雅雄は、大に山路一遊を論難攻撃し、一場の大波瀾を生じ、五月十日山路遂に非職となり、伊村則久師範學校々長として就任したり。○第二百二十三節、幼稚園生徒、小學授業料の制、進光女學院の沿革、專門私學校。 米價騰貴の

影響は、明治二十六年貧民子弟の就學數を減少せしむ。然れども普通教育思想の普及は、幼稚園入園者の増加を致さしめ、神戸、兵庫、頌榮三園を合せば、三百名以上に於て、特に女兒入園増加の傾向を示せり。尙ほ幼女教育を目的とする者は、居留地に進光女學校あり。此年四月一日より市内公立小學の授業料を、一期一人金壹圓八拾錢と定め、一家二名以上同時在學する者は、其一名の授業料を免除し、他は半額を納めしむるの制となる。普通教育の必要は、今や何人にも承認され、茶商中の有志者は、毎年十月より翌三月迄、製茶貿易閑隙の時を以て、雇使の子弟へ夜學教育を授るの美舉あるに至る。惜むらくは此舉明治二十八年に至て中絶せり。明治二十七年四月二十九日兵庫縣教育會第六回總會を縣會議事堂に開く、前年千三百餘名の會員中、出席者は百五六十名に過ぎざりしに、今回は小松宮臨場の事あり、之が爲めに總會の出席者二百八十餘名、教育會創立以來の盛況を見たり。此年中山手通一丁目には、官立神戸獸醫學校を設けられ、直木政之助、高德藤五郎等は、女子裁縫傳習所を設けたり。今や神戸市の普通教育事業は、各區尋常高等の小學本校各一個所を設け、生徒の増加に隨ふて分教場を設置し、諸般の教育設備全く遺憾なきに至る。只兵庫部に於ては、女子の教育場、青年修學所の乏きを憾みとなすべし。

(補)進光女學校は一の慈善的事業にして、佛國婦人會員が不幸なる女兒を救養する者にして、女學校と稱せんよりは寧ろ救貧女兒院たり、元横濱市に設けたるものなりしが、其後神戸居留地に移り

たるなり。創立起原は明治十一年の頃にして、校長をサント、アンナと云ふ、生徒總員七十餘名、皆父母を失ひ、若くは赤貧の女子のみにして、世の薄幸者を集めたり、尤も私生兒は入校せしめざるの校規たり。一日五時間半、小學普通教育を授け、一週間幾何時、宣教師等の聖書講義あり。四歳以下の幼兒は養育料參圓を添へて他に預け、生長の後學舎に收養す、目下普通科を授けつゝある者三十名、之を五組に分ち、單級の制を取て教育し、家族制度なれば別に卒業等の事なし。相當の年齢に達すれば、人に嫁せしめ又は看護婦等に身を立てしむるなり。教員は四名、日本人にて男女一人宛、其他二名は佛國人なり。外國語としては佛語を授れども、深くは講習せしめず、他に羅匈語を授け、聖書を講究するの便を興へんとす。最初機織或は抹茶等を教授せし事ありしも、今は此事なく、經費は佛國婦人會の寄送に頼ると云ふ。

此年其筋の認可を得て、私立學校として市内に散在する者の内、漢籍専門教授を爲せるを明倫學校(兵庫北逆瀬川町二十年創立)、靜成學舎(兵庫魚棚町)と爲し、和算教授を専らとする者を紫天府學校(兵庫宮内町二十一年創立)と爲す、其他は英語等を授る家塾にして、多くは神戸の市中に在り。

○第二百二十四節、明治二十八年後の學事、教育展覽會の開設。明治二十八年四月一日葺合村雲中尋常小學校の分教場新築落成を告げ、開校の式を舉げ、七月五日湊川尋常小學校川崎分教場、亦開校式を執行し、而して兵庫尋常小學校西出町分教場の建築工事起る、委員は有馬市太郎、池長通、加

藤治郎兵衛、上田榮次郎、辰己忠兵衛にして、敷地は兵庫船渠會社より譲受たる土地と、官地拂下の
 上貳千五百餘圓を以て海面を埋立て、壹千六百餘坪を得、此年校舍一棟の落成を告げたり、其他各小
 學の教舎増築亦少なしとせず。此年神戸山本通六丁目塚本伊左衛門長女某、米國ペンシルバニア州ウ
 キルゾン大學の文學、理學の兩學位を得て歸朝す、伊左衛門は神戸土着人として早く基督教に歸依
 せし一人なり、是を以て一家擧つて基督教信者となり、長女某の如きも、是より先き五六年前米國宣
 教師の勸誘を以て渡米せし者なりと云ふ。明治二十九年に至り再び中學設立の議ありて、六月十四日
 神戸尋常中學校と稱して開業の式を擧ぐ。同十月一日看護養成所始業式あり。此年學事に關する一紛
 議と見るべきは、教科圖書審査會に於て、縣會常置委員中より選定されたる審査員山口義丸、瀧本甚右
 衛門が、縣會決議の希望を容れ、審査の討議を公開し、從來動もすれば各府縣に於て醜聞を流せる、
 審査の悪弊を演出せざらしむべしと主張せしに拘はらず、前例を楯として秘密會となせしが爲め、兩
 名は直ちに辭表を提出せし一事なりき。明治三十年に於ける學界の一大壯舉は、神戸市教育品展覽會
 の開設なり、同會は前年七月神戸市會の決議を以つて、市役所に假事務所を設置し、貳千七百餘圓の
 經費豫算を以て設計せしものにて、明治三十年五月二十日より十日間、關西府縣聯合共進會開設中を
 機會として開かれたり、開會の初日は、午前七時三十分より開場なる湊川尋常高等小學校阪本分教場
 第一陳列場前生徒體操場に於て、會長鳴瀧幸恭其他の役員等一同參會して開場の式を行ふ、陳列場は

湊川本校及び分校の二ヶ所に分ち、陳列品は兵庫縣下は勿論、他府縣下の出品頗る多く、縦覽者は一
 日一萬人に近し、二十七日市内各小學校受賞生徒へ、賞品褒狀授與の式あり、其員數は千幾百名に及
 び、教育品展覽會としては、全國稀有の大計畫にして、又未曾有の盛會なりき。兒童教育、其他學事
 に關する出來事は以上の如し、更に是より衛生思想の開発并に衛生上に關する諸般の現象を見ん。
 ○第二百二十五節、藥湯の取締、市中三礦泉の性質、湊山温泉の沿革。先づ衛生に關する規則其
 他の施設を見るに、明治十年五月三十一日の縣達にて、市内藥湯營業者は、許可の上にあらざれば、
 藥種を使用すべからざる事となる。六月小野新田を除き、其他の藥舖試驗を施行せり。

(補)因みを以て神戸市中の三礦泉に就て、其性質功用等を左に記るさん。

神戸山本通二丁目なる飛越礦泉は、溫度十九度強、泉質は鹽化那篤留母(少量)、同加留母(少量)、
 硫酸曹達(少量)、重碳酸曹達(少量)にして、其功用は、咽喉、胃食道慢性加答兒、食不消化に多少
 の奏功あるべく、又胃液の過酸を製す。

與平野湊山礦泉は、溫度二十六度強、泉質は鹽化那篤留母(稍、多量)、加里糖類(極少量)、重碳酸曹
 達(稍、多量)、硫酸曹達(少量)、重碳酸石灰(稍、多量)、同苦土(少量)、硝酸鹽及硼酸鹽(痕跡)、珪酸
 (少量)、鐵鹽(少量)なり。故に胃腸慢性加答兒、消化不良、肝臟充血、膽囊結石、下腹充血、胃管
 及氣管加答兒、結核、肺炎、泌尿器加答兒、腎石、膀胱結石、婦人生殖器加答兒、痛風、腺病に功

能あるべし。浴室は天然凹石なり。

諏訪山源泉は、瘰癧、拘攣病、疝風、腎臟、膀胱病等に適する性質にて、内服せば胃病に功あり。湊山源泉の沿革は上巻に於て書き漏らしたれば、今此處に因みを以て記るし置かん。同地には古くより滾々として源泉の出るあり、村民は、負傷の際など、此源泉に傷所を浸すものありしなり。明治六年の頃、紀州の産にて楠新右衛門と云ひ、小曾根喜一郎より、今の湊東部道具屋街の地を借りて家屋を建築し、道具屋市場の如き場所を設けしものあり、此者湊山源泉を以て浴場となさんと欲し、源泉湧出地借入を奥平野村へ申込み、蓋し其湧出地は堤塘の片沼にて、二畝二十七歩許の村有地たり、楠の荐りに借入れに熱心なるを見て、村人は以爲らく、他人に温泉場を開かしめんよりは、寧ろ土着人にて開設せんと、此に於て谷勘兵衛、村田平左衛門並に村總代は、荒田村滑川勘三郎、同新右衛門、兵庫の松田吉右衛門、神田兵右衛門、生駒治左衛門等と謀り、百圓宛の資金を融出して組合を結び、兵庫の正直屋事極井家は、慶長年間豊太閤が、湊山へ湯壺取建の事ありし時、其事に斡旋したる商家にして、現に同家には、『攝州國矢田郡湊川上温泉之事。右湯壺取建之事被_レ仰付_レ候に付而者、町家以下之事、田畑之上に於_レ申付_レ者、有様の年貢可_レ令_レ納取_レ、尤耕作之百姓彼の町中に居住不可_レ爲_レ者也』と認めたる、太閤よりの賜書を藏し、播州名所巡覽などに、石井村に温泉舊墟ありと記せるは全く誤りにて、此湊山温泉は一たび湯壺を設けられたる事は明かなりとの傳説

あれば、今此湊山温泉開設に就ては、此由緒ある正直屋を以て開發出願人たらしむべしとの議あり、即ち正直屋當主與一郎に向て組合加入を懇願せしに、與一郎は組合員たることを辭し、唯將來の損益に關係せざる事とし、一時五拾圓を組合へ出金し、以て出願人たるべしと承諾せり、此に於て開設は出願され、直ちに縣廳の許可を得たれば、組合員は温泉湧出地の外、樋上利右衛門外八名より地所一町歩を借入れんとせり。然るに其借入地所の所有者中に、天王の縣令と綽號する丹波たみと云ふ老婆あり、頗る俠氣を帯べる女丈夫たり、容易に組合へ貸地を諾せず、此に於て谷勘兵衛は老婆と侮り、縦し肯がはざれば官有地として取上げしめんと云ふや、たみ婆は赫然として怒り、咄々、官地として取上げ得ば取上げて見よ、假令官地として無代取上げとなるも、斷じて組合員へ貸地せずと、人百方慰諭すと雖も頑として聽るさず、谷等大に天王縣令の強項令なるに惱めり。此に於て奥平野村村田平左衛門(先代)は、温泉の開設さるゝは村方繁昌の基なる旨を理解し漸くたみ婆より村方へ貸地するの承諾を得、依て他に同一の苦情を發せざらしめんが爲めに、借地は總て一旦村方に借受け、然る後之を組合員へ貸與せり、其地代は一町歩一ヶ年米二十石と定む、此に於て開發に着手し、湊山温泉は成就せり。開業後組合員は年々損失にて、明治十一年に至ては、組合解散廢業の議を生ずるに至る、乃ち損金未支出の者には、其出金を餘義なからしむるが爲めに、組合員一同は組合を解散して退き、谷勘兵衛、村田市左衛門倅虎之助を殘務委員と爲せり。然るに兩人は此業

を繼續せしむるの議を調べ、前組合の残務を取極めたる後、兩人にて一町歩の内其半の借地を返へし、五段歩許の地を年一石五斗にて新たに借入れたり、其後いつしか村共有の源泉湧出地は、地券面上全く兩人の所有となり居ることを發見せしかば、村人は大に不審と苦情を起し、源泉地は何人より何程にて買入れたるやを谷に迫ると雖も、言語を左右にして判然たる答辯なし、村民等乃ち郡役所に就て調査するに、確かに買買出願手續を経て、以て兩人の所有となれるを知れり、然れども戸長役場の方へは決して書換の願出なかりしと云へるより、將さに地所買認の訴訟起らんとする形勢となる、折しも奥平野村に於て、一の村紛議の生ずるありて、此源泉地の事柄は放擲せられ、遂に其儘年月を経過し、明治十八年に至りて林原吾(即ち現今の温泉湧出地の持主)は、谷勘兵衛及び村田虎之助兩人より同地を買受け、尙ほ谷と協同して温泉湧出地以外の土地を兩人の共有とし、以て現今に至れるものなり。

○第二百二十六節、飲料、産婆、藥商等の取締、神戸市の私立病院。 明治十一年九月飲料水取締規則の發布あり、同十三年十二月に至り同規則中へ、便所を設けんとする者は、井戸を距ること二間以上の地に穿ち、且つ陶製の糞池を用ひ、若くは厚板製の桶なる時は、厚く漆喰土を以て蔽き堅むべき旨を追加せり、同十三年十一月飲料取締規則を改正して、井水其他一般飲料の取締を嚴重にし、此年三月兵庫地方衛生會規則の發布ありて、衛生會(明治二十年四月廢止)の設立を見る。七月産婆取締假

規則(明治十七年十二月廢止)に依り、免許狀を所持せざる者の施術を禁止し、八月二十日藥舖藥種商取締規則(明治二十三年二月廢止)發布され、營業出願者は、試験の上にあらざれば免許狀を得ること能はざるの制となりき。其十一月には牛乳搾取人及請負人取締規則の改正あり、蓋し同規則は、明治十二年を以て既に發布されたりしなり。明治十五年三月三十一日郡區衛生會規則の制定あり、醫師三名乃至五名、町村會議員三名、戸長三名、衛生委員五名乃至七名、郡區役所衛生掛一名を以て衛生會を組織し、以て郡區衛生事務を視察する事となれり。此年亦醫師組合規則(明治二十二年四月廢止、明治二十二年四月に至り、醫師組合要領出で、毎郡區組合を設く)出で、同十七年七月私立病院規則を施行す。

(補)私立病院の最も古きものを杉田病院と爲す、明治五年三月十八日を以て、杉田雄の設立する所たり、雄自から院長の任に當る、明治二十年三月に至り病院たるの認可を受け、内外科の治療を施す、雄病みて超齊合資會社に病院を譲與し、足立時五郎院長として備聘せらる。同二十五年十月吉田周甫、諏訪山眺望絶佳の地に、吉田病院を設けたり。同二十六年四月十一日神中正雄は、神中病院を榮町に開く。尋で明治二十一年四月佐野譽は、北長狹通四丁目佐野病院を開設せり、共に内外科の治療を以て任じ、其他幾多の病院と稱する者ありと雖、概して病院たるの實なく、唯病院の名稱を冒すに過ぎず。

○第二百二十七節 墓地、屠畜場等の取締。 明治十四年三月二十四日以後、神戸區内市街寺院に於て、死屍埋葬の舊慣は、健康を害するの恐れありとなし、自今禁止の旨を達し、火葬の上遺骨を埋葬せしむる事となし、土葬は兵庫南逆瀬川字外墓、山本通城ケ口埋葬地外一二所に限て之を許す。明治十六年一月二十五日「人家接近の場所に於て、屠畜場並に牛臘製造所及羊豚畜養場取設候儀は不相成等に付、人家遠隔の場所に限り許可候處、追々人口繁殖、昔日の原野も今日變じて聚落を爲し、爲めに衛生上障害尠ならずるに付、右等の場所に於ては、從來其許可を得たる者と否とを問はず、明年四月三十日限り、總て停止せしめ候條、更に人家遠隔衛生上障害無之場所を選み移轉可致」と達す。爾後各種の取締法を設けられしと雖も、多くは警察取締の行政に委し、特に記すべきの規則を見ず。明治二十六年三月五日曹達水並ラムネ製造販賣取締規則の發布あり、是より先き其製造頗る濫惡に流れ、之が爲めに流行病の媒介たりしこと尠からざるによる、同二十八年七月各市町村に於ては、市町村醫を設くるの規定出でたり。

○第二百二十八節 明治十年衛生の大切なるを知る、虎列刺病と天然痘。 兵神兩港の人民をして、大に衛生思想を發揮せしめたるは明治十年に在り。同年九月西南の戰役稍、其終局を告げ、凱旋の軍卒積々歸來するや、虎列刺病は彼等と共に入り來り、同月二十二日兵庫港碇泊船中、數時間の内に七名の患者を出し、其四名は忽ちにして斃る。此に於て豫防心得を發し、海岸通三丁目兵庫縣検査委員

を出張せしめ、人民一般へ蠶、蟹、其他不消化物の賣買を禁令し、入港船舶を検疫し、諸祭典諸興行の執行を見合はすべき旨を諭して、社會的交通遮断を行ひ、吉田新田へ避病院を設け、和田岬へ病室を假設して、軍人の虎列刺患者をらしめ、市中の疾病者は、其病性奈何に拘はらず、死去埋葬以前に於て、検査委員の検査を受けしめたりき。是より先き三四月の交、天然痘の流行ありて、人心不安の思ひを爲せし折柄なれば、人民甚だしく畏怖の念を發し、大に衛生の忽せにすべからざるを解す。然れども十月下旬に至る迄は、其病毒の蔓延頗る猖獗にして、市民の死する者日に數十人、十二月に入て始めて病毒消滅期に達せり。

○第二百二十九節 明治十二年の虎病、病毒豫防恩賜金降る。 明治十一年は幸に流行病の患を免かれたりと雖も、同年十月長崎表に於て、虎列刺病の發生あり、依て同月二十八日和田岬消毒所を設置し、以て來港船舶に對し消毒を執行せり。翌十二年六月虎病發生し區内數十名の患者を出し、其數名は死の手に握り去らる。全縣下の患者亦數百名、此に於て海岸四丁目光村彌兵衛方へ、検査委員出張所を設け、特に流行地たる愛媛、大分兩縣を経過せし諸船舶の検査を行ひ、尙ほ海岸舊荷政所を以て衛生委員等の詰所と爲し、市内の下水及び道路の大掃除を爲さしめ、諸興行の停止を命じ、虎列刺患者の死體火葬場を會下山々下と一定し、其運搬の通路を定めて豫防に注意し、九月中旬に至て消滅す。此年兵庫全縣下の患者は八千九百八十九名、畏くも 聖上には、惘然の宸念を垂れさせ給ひ、衛生

豫防の厚からんことを其筋に御沙汰ありて、内庫の金千圓を下賜せられき。

○第二百三十節、衛生思想の未熟、大日本衛生會支會の設立。 又明治十五年には、東京、大阪、長崎等虎列刺病の勢ひ頗る猖獗なり。依て海岸三丁目十番地及び兵庫島上町來迎寺の二箇所を檢疫出張所を設置し、八月十日より九月二十五日迄出入船舶の檢疫を爲せり、此年三宮町の住民中十數家、虎列刺病患者を生ずるも、互に隠蔽せんとの密約を結べりとの風説あり、聞く者不心得なるを憎まざるはなし。區長村野山人は、市民の衛生思想未だ幼稚なるを痛嘆し、十月以後衛生委員を鼓舞獎勵し、各町毎月二回の衛生演說會を開かしむ。明治十六年清國廈門及び牛莊地方虎病流行地となる、乃ち海岸六丁目四番地に檢疫出張所を設け、以て同地方より入港の船舶檢疫を行ふ、八月三十一日より九月二十日に至て止む。同十七年白井剛策、小磯吉人、藤田積中、神田兵右衛門、小寺泰次郎等の主唱を以て、大日本私立衛生會支會を神戸に設け、四月十三日海岸通貿易會社樓上に於て發會式を擧ぐ、森岡昌純を會長に、小寺泰次郎を副會長に推選し、藤田、小磯、神田、渡邊鐵、白井剛策幹事たり、此年市内一般の溝溜を浚ふ。

○第二百三十一節、米艦虎病患者を隠蔽す、一滴水中バクテリア百二十餘個。 明治十八年一月初旬、市内麻疹の流行あり、八月長崎港に於て虎列刺病を發す、依て同月二十九日縣廳より檢疫施行の旨を居留地各國領事に通牒し、長崎港を發し、若くは同港を経て入り來れる諸船舶は、其入港毎に檢疫所に届出づべき旨を公示し、檢疫を経ざる船舶は、船客の上陸、貨物の陸揚を嚴禁し、以て虎病の侵襲を許さざらんと勉む。乃ち海岸通三丁目十五番地(神戸貿易會社樓上)に、船舶檢疫所を設けて事務を取り、兵庫港に於ては、島上町なる來迎寺を檢疫所と爲し、兵庫縣衛生課員八名、同外務課員二名、警察官四名、檢疫醫三名を出動せしめ、和田岬沖合には檢疫船を備へたり。而して檢疫開始の當日午後十一時、米國軍艦「オシッピー」號長崎より來る、檢疫官直ちに同艦に就て訊問する所ありしに、航海中三名の虎列刺患者を出せり、然れ共已に死亡して艦内は消毒を行ひ、最早異狀なしと答ふ。然れども檢疫官は、尙ほ正當の消毒法を施行するの必要ありと告るや、艦長は是非とも施行の要あらば、請ふ明朝を待たれよと。斯くて三十日午前十時檢疫官再び同艦に赴き、乗組人は勿論、搭載物を和田岬なる消毒所に送り、艦内消毒を執行する旨を艦長に告ぐ。此時艦長は突然請ふて曰く、願くは日本政府の消毒所を一覽せんと。依て之を許す、艦長は一覽後、稍安堵の態を示し、患者隠蔽の實情を告て曰く、現に十二名の患者ありと。乃ち檢疫官は患者を避病院に入らしめ、施療は同艦乗組軍醫の意に任せ、艦頭には黄色の旗を掲げて他船と交通を遮斷し、夜中は後櫓の中央に白色の舵燈二箇を掲げしめ、新患者發生せば、煙火を以て通報すべき命を下し、和田岬頭に碇泊せしめたり。此夜煙火の擧ること三回、即ち新患者三名を出せるなり。三十一日乗組員中、復び又九名の新患者を生ず、其病毒の激なること斯の如し、而かも此際死亡者甚だ少なく、死屍は吉田新田の墓地に埋葬し、他は九月十

八日に至りて全瘥退院することを得たりき。當時鯉魚は、虎病發生の誘導物なりとの醫説あり、依て市民に同品の賣買を禁じ、犯す者は違警罪を以て處分せり。而して市内の諸興行は、十一月中旬まで停止を命ぜらる。同十九年二月徳島縣に牛疫發生の報あり、乃ち三月二十六日より(二十年八月迄)牛車の通行道路を指定す。五月以後市中虎病流行の兆を示せり、依て諸興行を停止し、兵庫及び神戸の警察署内に檢疫所支部を設け、神戸海岸四丁目に檢疫所を新築して、六月十四日以降之を檢疫所本部と稱せり。此年元町通一二丁目及び北長狹通三四丁目の井水を検査せしに、一滴中に有害バクテリア一百二十餘個の生存するを發見せり。

○第二百三十二節、市内大掃除、興行税の免除法、塵芥車の取締。明治二十年横川震八郎等、衛生談話會に盡力し、縣廳にては縣令を發布し、兵庫市中をして溝渠、厠間、井水の清潔法を行はしむ。而して此縣令を遵守せざる家は、官にて清潔法を執行し、其費用を追徴し、警官は各戸に就て、清潔法施行の狀を視察す。九月に入て市内に虎病の流行を來せり、乃ち古着、襪襪、紙屑、古綿等の輸出入を嚴禁し、諸興行は之を停止せり、斯の如く年々惡疫流行の爲め、諸興行停止となりて、營業者困難を訴へ止まざるより、停止の翌日より解停の前月まで、地方税中人寄税を免除するの新制を設く。明治二十一年七月香港、厦門に於て虎列刺病の流行あり、依て和田岬檢疫所を開きぬ。此年より塵芥運搬車は、必ず蓆を以て蔽ふべき事と定められき。

○第二百三十三節、衛生二十戸組合の制、獄中の熱病、流行感冒。明治二十三年虎列刺病及び牛疫共に流行し、海岸三丁目へ檢疫所を開き、又牛の通行道路を制限し、牛車駐車場をも指定す。此年居留地在住醫學博士グラマルを(月俸參百圓)和田岬檢疫場醫員として備聘す、蓋し外人をして檢疫上の信用を厚からしめんが爲めなり。明治二十四年神戸市會は、衛生組合及町村衛生委員設置法を定め、六月を以て二十戸組合の制を實施せり。八月新嘉坡、香港、上海等虎列刺病流行地となる。大阪商船會社の汽船吉野丸を借上げ、和田岬檢疫所の檢疫船と爲せり、市内亦虎列刺の流行を來し、十二月一日の病毒消滅期迄に、鬼籍に上るもの百七名なりき、特に此年は、一月以來監獄(宇治野町)内に熱病の流行ありて、二月下旬發疹瘰癧に變症し、罪囚の感染者八十九名、其勢ひ益々猖獗ならんとす、此に於て女囚を新築監獄女監室(石井村)に移し、拘留監刑事被告婦女を舊女監室に移し、婦女監に刑事被告入傳染患者を移す等、監獄署に一大混雜を生じぬ。十二月市内一般流行感冒甚だ熾盛にして、師範學校附屬小學の如きは、休校すること數日間に亘る。

○第二百三十四節、激烈なる牛疫、強制種痘、健康診断の創始。明治二十五年十一月二日岡山より來れる生牛、兵庫中道通二丁目牛宿岡本方に牛疫を發し、神戸市豫防線内となる。然るに病毒蔓延の勢ひ甚だ激烈にして、翌年二月迄に斃死、撲殺七百六十四頭に及び、其内乳牛六百頭に近かりしが爲め、大阪、播州等より牛乳の供給を仰ぎたり。當時再度山道に牛舎あり、此所に豫防員の出張するや、

破落戸數十名其檢疫を拒み、警官の出張ありて鎮撫する等の紛擾ありき。同二十六年には前年來天然痘の流行ありて、強制種痘を執行すること數千名、豫防事務所を市役所内及び東山避病院に設け、豫防費五千四百餘圓を要せり。六七月以後赤痢の流行を來し、患者數千名に及ぶ。同二十七年四月香港に於て黒死病流行の報あり、同月二十八日より九月十一日迄、和田岬に於て船舶の檢疫を行ふ。同二十八年は、五六月の交より虎病發生の兆あり、之が爲めに早くも五月各停車場に檢疫所を設置し、醫師三名、市吏員一名、巡查一名を出張せしめ、汽車發着毎に乗客に檢疫を施し、豫防に怠りなかりしに拘はらず、六月十八日菟合村に於て、二千餘人の健康診断を試みたるに、激烈なる患者五名を發見したりき。抑も健康診断なる者は、此年創始の豫防方法なりき。是より祭典執行、興行等の停止は勿論、西瓜、甜瓜、並に不熟の菓物賣買を禁じ、以て傳播の豫防に勉めり。

○第二百三十五節、回歸熱の流行、痘瘡市内を襲ふ。明治二十九年の春、一種の熱病は市内に行はれ、四月に入ては一日百名前後の患者を出せり、因て之を内務省衛生局に向て報告するや、東京傳染病研究所醫學士北島多一郎來て之を取調べ、遂に回歸熱なる事を發見せり。十一月臺灣に黒死病發生し、和田岬檢疫所を開く。又強制種痘を施すこと數萬人。十月十五日市内在住者に達して曰く、年齢四十歳以下の者、總て種痘すべく、違ふ者は五錢以上五拾錢以下の科料に處すと、斯の如く豫防に汲々たりと雖も、痘瘡患者を出せしこと、九月より十二月迄に、一千三百餘名と聞たり。

○第二百三十六節、六種傳染病患者の累計。神戸市民が、年々惡疫の襲撃を蒙ふること斯の如し、今明治十七年來、六種傳染病患者及び死亡數を統計するに、左の數字を得たり。

六種傳染病患者及死亡

年次	總數		虎列刺	腸窒扶斯	發疹窒扶斯	質布的里亞	赤痢	痘瘡
	患者死亡	患者死亡						
明治十七年	三〇六	未詳	三	一六二	一三四	未詳	五	未詳
同十八年	八四三	未詳	四〇三	七六	七六	未詳	六	未詳
同十九年	二、三三七	未詳	一、七四二	一六四	一六〇	未詳	二	未詳
同二十年	一、六六	未詳	四	一一一	五〇	未詳	二	未詳
同二十一年	四二	未詳	一	三六六	九	未詳	四	未詳
同二十二年	三、九四	未詳	一	二六	三	未詳	三	未詳
同二十三年	一、七三五	一、六五	一、五五	一六〇	三	未詳	二	未詳
同二十四年	八、九〇	二、六二	二二	四三	三	未詳	二	未詳
同二十五年	一、〇三三	四二	一七	九七	四	未詳	二	未詳
同二十六年	三、九四	一、六七	五	一〇	一	未詳	三	未詳
同二十七年	七三	三三	七	七九	七	未詳	一	未詳
同二十八年	二、四六	一、六七	一、六二	四〇七	三	未詳	四	未詳

○第二百三十七節、現住死亡者の統計、呼吸病肺病者多し。傳染病の被害斯の如く慘なるものあり、而して神戸の地は氣候最も人體の健康に適すと稱せらる。然るに各種の疾病患者、就中呼吸病肺病患者の多き奇現象あり、人は云ふ、土地の氣候適順なるが爲めに、健康維持の目的を以て、病軀養生者の移住多きに原因すと。然れ共是れ恐らくは非なり、衛生當局者は、此奇現象に對して慎重なる研究を盡さるべからず、今現住死亡者の統計を示すに左の如し。

現住死亡者病症

病名	明治二十八年		明治二十七年		明治二十六年		明治二十五年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
傳染性病	1,256	621	2,677	1,633	1,008	1,551	339	2,623
發育及營養的	2,550	2,300	2,367	2,133	1,551	1,906	339	2,623
皮膚及筋	300	190	495	433	376	379	196	196
骨及關節	77	59	45	91	77	77	113	113
血行器病	107	96	106	89	113	113	113	113
神經系五官病	501	500	484	495	476	476	476	476
呼吸器病	5,916	5,000	4,844	4,955	4,776	4,686	4,776	4,686
消化器病	3,422	3,544	3,577	3,847	4,477	4,776	4,776	4,686
計	16,672	15,167	16,677	15,167	15,008	15,008	15,008	15,008

病名	明治二十八年		明治二十七年		明治二十六年		明治二十五年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
泌尿及生殖病	300	56	400	91	476	97	476	74
外變性變死	1	24	1	25	1	25	1	25
中毒症	75	1	35	1	65	1	35	1
原因不詳	319	266	195	196	288	288	288	288
合計	695	348	631	313	826	313	826	313
呼吸病中肺病	3,319	2,646	2,777	2,333	2,776	2,333	2,776	2,333

病名	明治二十四年		明治二十三年		明治二十二年		明治二十一年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
傳染性病	2,911	1,766	1,355	1,355	435	435	262	262
發育及營養的	1,944	1,666	371	371	252	252	262	262
皮膚及筋	100	191	33	33	100	100	100	100
骨及關節	23	66	20	20	14	14	14	14
血行器病	81	96	162	162	185	185	169	169
神經系五官病	404	363	777	777	609	609	662	662
呼吸器病	4,477	3,776	3,776	3,776	3,776	3,776	3,776	3,776
消化器病	3,776	4,477	755	684	755	684	600	600
泌尿及生殖病	36	94	169	169	137	137	110	110
計	13,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000

同	二十五	一六二	八八	二四〇	二五五	一五五	二九	七
同	二十六	一七七	九二	一〇三三	一七七	二九	二九	九
同	二十七	一七八	九四	六五五	一九三	二九	二九	九
同	二十八	一九八	一〇七	四二〇	一九一	二九	二九	九

五四二

○第二百三十九節、衛生の智識は猶ほ極めて幼稚なり。殆んど毎歳の悪疫流行は、上下一般の市民をして、命あつての物種なりとの、感覺を強めたるや明かなりと雖も、而かも衛生の衛生たる所以は、臨時に存せずして平生に在り、而して之を市民の平生に徴するに、悪疫の恐るべき等は確かに之を知り、一朝流行病の發生するや、戦々競々として醫師の忠告、其筋の諭告等を遵守すと雖も、衛生の何たるに至ては未だ之を解知する者極めて少なく、飲食物中、消化不消化の性質をも知らざる者比々然らざるはなし。故に市民の衛生思想如何と尋ねば、未だ極めて未發達の地位に在りと答へざるべからず。特に細民に至ては、衛生の何たるを知らず、又顧みるに遑なきの狀あり。衣食住に關する衛生的智識の發達は、猶ほ自今幾年の後を待たざるを得ざるなり。

○第二百四十節、佛耶兩教の競争、市民宗教講談に耳を傾く。教育と衛生とに於ける、二十年來の諸現象は右の如し。更に市民の宗教上の出來事を見るに、耶蘇基督教傳道の熱心なる、兵庫神戸に散在する各寺院の僧侶をして、奮興せざるを得ざらしめたり。眞宗本願寺が、屹然對抗の態度を取る

に及んで市民の宗教的感念は、爲めに大に刺激されぬ。從來基督教の傳道は常に活潑なる進取的にして、佛敎の説法は習慣上、無意識的に信向を維持せしめんと欲するに過ぎりしが、明治十年の頃より基督教の兵庫を侵さんとするや、兵庫の住民は概ね頑として基督の福音を斥けたり、故に基督教は、百方力を盡すと雖も、神戸に於て極めて少數なる紳士と、中等階級以下の社會に味方を作り出せるに過ぎず。明治十二年の頃に至ては、佛耶兩教の競争稍、其度を高むるに至り、兩教の演説々法は漸次好孝心より來れる聽講者の數を加へ、神戸城ヶ口に本願寺説敎所の開設するに及んで、兩教の論戰は展、其鋒を交へたり。同十四年九月三日本願寺大教正が城ヶ口説敎所に臨める際は、市内近郷、甚だしき十數里を遠しとせず、眞宗信徒の來神する者幾百千、而して同説敎所の氣勢は、大に基督教と雌雄を決せんと欲するもの、如くなりき。隨て基督教傳道者も一層布教に力を盡し、海岸通乾行義塾の如きも、基督教講堂を新築して、盛んに演説を試みたり。斯くて明治十五年となるや、神戸に於ても佛敎講談屢催はされ、基督教の勢力亦大に婦女子の間に蔓り、信徒増加の有様となる。當時兵庫に於ては、公然基督教者と稱する者殆んど之れなく、而して宣敎使等は、兵庫に布教の途を開かんと欲すれども、住民頑として動かさず、米國宣敎使ジョセフ、クークが、演説廣告の貼紙を爲さんとするや、之を貼付する所を得ず、假令貼付するも忽ち破毀し去らるゝを免かれざりし。耶蘇教徒が兵庫を目指すの時、兵庫各寺院の僧侶も大に來襲の防禦に従事し、五月各宗僧侶聯合大演説會を開き、大に

五四三

耶蘇教を攻撃せり。講談師松井馬琴なる者、兵庫町人の氣合に投じ、算所町劇場に於て、連夜耶蘇教排撃の講談を興行して、一時噴々たる評判を博し、神戸の基督信者を憤激せしめて、商議社内に佛教駁撃演説を催はさしむるに至りぬ。佛耶兩教の競争漸く盛んなる時、北長狹通六丁目には、黒住派神道事務所の新築あり(八月十二日遷靈式を行ふ)神道の擴張を謀るあり。又人民の迷信に乗じて、惡疫退散の新禱に淨財を貪らんとする修験者あり。明治十六年二月より兵庫佐比江の米市場會所の有志は、相續會を設け、毎月二回の佛教講演を開き、十一月監獄署内の教誨堂成りて、十三日開堂式を舉げ、本願寺僧侶日野中教正は、來て佛教の講演を爲せり。

○第二百四十一節、神儒佛三道對耶蘇教の競争、楠社内の一珍事、神戸教會堂落成。明治十六年より十七年は、佛耶の競争激烈にして、屢、兩教の演説を開けるあり。同十七年一月多聞通二丁目(菅園邸内)に西京弘道社支社の設けありて、定日佛教講話を催はし。五月兵庫逆瀬川町能福寺内弘教講聽會に於て、北高道龍の法話あり。六月神戸榮町元商議社内に於て、基督教演説を開き、之に對して佛教徒は、諏訪山弘教會所に佛法を説く。八月神佛兩教の教導職廢止の違ありて、各派管長支配となる。當時神道教には扶桑、大社、神習、大成、御嶽、實行、黒住等ありて市中に支會を有す、此頃神儒佛三教の連合誓約を固うし、基督教の傳播を防禦せんと企る者ありき。十一月大黒座に於て、破邪鐵槌大演説會なるものを開き、謗罵言を以て基督教を攻撃す。明治十九年に至り、基督教の勢力愈

進み、四月神戸基督教青年會起り、八月兵庫日向神社内に於て佛教徒大演説あり、九月には外國婦人レモット來神して禁酒演説を開きたり。明治二十年四月神戸中山手六丁目に、基督教俱樂部の設置あり、五月東京和敬會員佐治實然來り、神戸善祥寺、兵庫西幸寺等に於て衆僧共に佛教演説を爲し、七月神道黒住派は多聞通一丁目に支會を設け、米國婦人ダツレは下山手通六丁目に神學校を開く。基督教演説盛んに行はるゝの時、コックリ様なる迷信的戲技は、明治十七年以來益々流行の盛を極む、此年神戸婦人禁酒會の設立ありき。明治二十一年二月米國美以美教宣教授博士ランバヌ父子は、下山手五丁目に教會堂の新築を企畫す、當時此派の信者は、既に二十五六名に及べるなり。四月北長狹の教會堂に於て、婦人矯風會の演説ありて、聽者甚だ多く、佛耶兩教の演説は競争の有様を以て開かれたり。九月村野山人、小寺泰次郎等神兵兩市の開進に盡力して遠逝したる故藤田積中、關戸由義の爲めに、湊川神社内に於て神佛耶三教混合の追善靈祭を行ひ、一場の紛議を生じたり。抑も發起者が三教混合の祭典を營みたるは、故藤田積中は生前儒學を奉じ、明治の初年湊川滴餘を著ばして勤王心を鼓舞せし程なれば、彼にして宗教心を抱けりと思せば、其信仰は神道又は佛教に存せしなるべく、而して故關戸は洗禮こそ受けされ、生前の言行は基督信徒たりしに因る。然るに此祭典に於て米國宣教師アッキンソンは此靈祭に臨み、人の靈を祭るは、野蠻人の所業なりとの意を演説せしより、同じく此式場に列し居たる佛教の鼓吹者目賀田榮はアッキンソンの演説を以て、曾に我田引水の詭辯を弄せしのみ

止まらず、死者を侮辱し、國體を誹謗せし者なりとして、憤然式壇に現はれ、痛くアッキンソンの説を辯駁せり、此に於て淨肅端嚴なるべき祭典は、人々相顧みて作色せざるを得ざる光景を呈出し、是より發起者と目賀田の間に葛藤を生じ、目賀田は一場の論駁を以て満足せず、湊川神社宮司折田年秀亦目賀田に賛同せしかば、其後目賀田はアッキンソンに對する侮辱の告訴狀を認め、區役所を経て縣廳外務課に差出して米國領事に執達を請ふ所あり、然るに民事上の事件ならざれば取扱はずとして差戻さるゝや、神戸始審裁判所に訴ふる所あらんとすまで憤激したりき、遂に目賀田は、楠社之一椿事談法活論一篇を著述して耶蘇教を痛論し、爾後一層の熱心を以て基督教排撃に従事し、十一月大黒座に於て、佛教大演說會を催はして耶蘇教を排するや、耶蘇教各會堂に於ても、亦大に聖書講義を勵む、兩々相對して布教甚だ盛んなりき。十二月神戸下山手通六丁目に於ては、神戸教會の新築成りて、二十一日其奉堂式を擧ぐ。

○第二百四十二節、兵神明道館と報國義會、兵庫に道德義會起る。明治二十二年一月美以美青年會起り、他派と共に基督教擴張に勉め、又百名以上の會員より成れる、神儒佛三道の講究を目的とせる、坂本村なる兵神明道館に於ては、日本固有の三教、就中佛教を主張して氣焰甚だ盛んに、且つ隔夕報知を發刊して目賀田榮等國粹主義を唱ふ。

(補)兵神明道館は、明治十六年の冬、東京に於て山岡鐵舟鳥尾得庵の兩居士が、明道協會を設立す

るや、之に倣ふて設立せしものにて、明治十七年の春を以て創す。會の要領は、護國の大意を發揮する事、佛法を宗として天下の善術を集る事、各人其所信に據て安心立命の地を得るを勉むる事、四恩に報ゆるを以て實踐の指鍼とする事等に在り。其後山岡は死し、鳥尾は同志者の本尊として、明道協會を維持したりと雖も、明治二十二年保守中正派なる政黨を組織し、同二十三年に至て政治運動を始めしかば、同年四月に至り兵神明道館員は政治的運動を事とするは素志に反するを以て、明道協會と提携するを欲せず、明道館を解散せんとするの議あり、目賀田始め三十餘名の幹事は相率ひて退會し、兵神明道館遂に瓦解せり。

後に目賀田等は、同志者と共に多聞通六丁目に會合所を設け、之を報國義會と云ふ、即ち現今の神戸報國義會是れなり。同年四月十六、十七の兩日、神戸教會に於ては、米國婦人アツケルマンの禁酒演説を開き、同九月湊川神社に於て、惡疫退散の祈禱を修す。明治二十四年の上半期は、前年米價騰貴して人心沮喪の結果にや、宗教演說寥寥として聞ゆるなし、下半期に至ては、基督教講義各所に開かれ、十月多聞通五丁目基督教會堂に於て、木下某の基督教演説を開くや、青年數輩あり、質問と稱して論難を試み、一場の紛駁を醸す等の事ありき。此年八月兵庫に道德義會起り、基督信者を除き、各宗信者の大同團結を謀らんとせり。而して此年宗教界の事柄にして特に筆すべきは、陰曆四月一日より七日間、兵庫能福寺に於ける毘盧舍那佛大銅像開眼供養式の執行是れ也。

○第二百四十三節、毘盧舍那大佛建立、能福寺の縁起、平家一門淨海供養の管絃回向。抑も此毘盧舍那佛銅像建立の大願を發せしものは、兵庫の紙商南條莊兵衛にして、末法澆季の世に此一大壯舉ある、須らく其願末を傳へざるべからず。初め莊兵衛は一佛寺建立の發願あり、東尻池村西國街道より折れて、長田村に入らんとする道傍に監物太郎頼方の墳墓あり、此附近に於て從來若干の所有地あるを以て、佛寺を此に建立せんとす、然れども未だ其願を果すの決行に踟躕せり。時に能福寺住職權僧正加藤慈晃は、毘盧舍那佛建立の願を抱くこと久し、莊兵衛乃ち慈晃と謀り、佛寺建立の發願を轉じ、佛像建立を遂げんと欲す。慈晃大に其志を嘉みすと雖も、其費の巨大なる、或は半ばにして廢絶せんことを氣遣ひ、莊兵衛に告るに熟慮すべきを以てす、莊兵衛應ふるに、假令資産を擧げて投ずるも、敢て悔る所にあらざるの意を語り、以て大佛建立の大願を遂げんと欲す。此に於て二人志を合せ、全國を周遊して佛像佛畫を參看し、慈晃自から紙若くは泥土を以て、佛像の模形を造れること數次なり。漸くにして模形は成り、設計は定まれり。依て能福寺境内に鑄造鑄場を設け、伊藤惠龍幹事となり、最初京都の鑄物師國友福太郎をして、大佛鑄造を擔當せしめんと欲せしが、其後故ありて姫路の鑄物師尾上久三郎に擔當せしむ。斯くて明治二十二年十月十五日大佛建立起工式を行ひ、先づ佛頭二個を鑄造せり、蓋し三十二相満具の尊像を擇一せんと欲してなり。乃ち佛法精信者を會し、二個中其一を撰定せんと欲す、衆評區々決する所なし。當時知縣林董は三寶歸依の士なり、會衆に對して三十二相

八千種好を説き、二個中の一を指して可なりと述べ、衆評此に於てか決す。已にして明治二十四年三月十五日施工全く落成を告げれば、五月八日(陰曆四月一日)より開眼供養式を行ふ、各宗の管長は、各數十名の大衆を率ゐて來錫供養せり。盧舍那佛は總丈三丈八尺餘の青銅尊像にして、本邦稀有の巨肖なり。施主南條莊兵衛時に年六十一歳、其費消する所、終始の計算凡そ萬餘圓なり、而して信徒の淨捨は參千餘圓にして、尙ほ銅鏡壹萬餘面、金屬一千貫目餘の寄附を得たりき。

(補)供養の初日、即ち明治二十四年五月八日(陰曆四月一日)に於ては、午後一時開關、當日の供養を營みし者左の如し。

天台座主大僧正三浦實源、前座主見沙門室門跡大僧正赤松光映、行光坊大僧正清見叔榮、曼珠院門跡大僧正石室孝暢、妙法院門跡大僧正村田叔順、三千院門跡權大僧正梅谷孝成、青蓮院門跡大僧正三津玄深、淺草寺大僧正奥田貫照、外同宗僧正大小僧都及び遠近各寺院住職八十餘名

九日午前淨土宗西山派僧侶の供養あり、其人々左の如くなり。

導師觀林寺大僧正太田蘭空、阿彌陀寺少僧正近藤孫殿、來迎寺中僧都津守誠空、時光寺少僧正多田祥空、長壽院中僧都鶴岡俊禮、龍泉寺少僧都深路純誠、觀音寺權少僧都米田仁禮、外十數名。

同日午後淨土宗鎮西派僧侶の供養あり、其人々左の如し。

導師智恩院大僧正日野鑑瑞、藤之寺忍月存成、栴檀寺水田龍宗、濟隆寺柴田覺民、法界寺伊藤真隨、長傳寺桑山大壽、永福寺吉田法遠、淨業寺平館宣明、外十數名。

十日曹洞宗僧侶の供養あり、其人々は左の如し。

導師永平寺大禪師岡大愚、圓通寺甲山素學、觀音寺脇谷大隆、具性寺河村大疑、安養寺塔湘南、眞福寺高田正雲、清久寺山本龍山、妙泉寺林惠山、外二十餘名、同宗聯芳中學林教員生徒二十餘名。

十一日眞宗大谷派僧侶の供養あり、其人々は左の如し。

導師東本願寺大谷光勝、本徳寺大谷勝珍、正覺寺藤井宜明、松林寺西川龍亮、興宗寺木村圓淳、法喜坊下間空証、四光寺五百井眼雄、西福寺高濱謙道、勝瑞寺伊勢田元慰、外十餘名。

同午後臨濟宗僧侶の供養あり、其人々は左の如し。

導師相國寺管長荻野獨園、慈照院牧野介川、大圓寺生駒承温、福嚴寺澁宗俊、福海寺大海元梁、養源院荻野承取、惠林寺千葉實泰、地藏院菊地南山、龍國寺與野俊晴、外三十餘名。

十二日時宗僧侶の供養あり、其の人々は左の如し。

導師勝海寺大僧正遊行敬覺上人、眞光寺權大僧正河野往阿、圓成院權大僧都河野榮萬、照林寺權中僧都大松大乗、高宮寺權中僧都石黒壽山、長樂寺權中僧都田中唯然、寶積院少僧都五十嵐開國、修善院少僧都稻葉盛家、藥仙寺少僧都加納猶心、法音寺少僧都小上覺應、淨信寺權少僧都木本智樂、外四十餘名。

尙は同日は數名の慶讃演説を爲す者ありき、十三日午前眞言宗僧侶の供養あり、其人々は左の如し。

導師金剛峯寺原心猛、金光寺宮岡圓秀、一乘院自井祥暉、無動寺久保辨明、蓮華院伊藤淨音、淨徳寺森本到源、大空寺室谷乘如、永福寺倉内親達、圓満寺釋仁山、外十餘名。

同日午後眞宗本派僧侶の供養あり、其人々は左の如し。

導師本願寺法主大谷光尊、大洲鉄然、徳濟寺眞宗猛、法四寺環實成、大仙寺圓山眞証、西幸寺町田淨桂、寶珠寺鷲尾眞成、西宗寺海老谷開名、外二十餘名、而して法要の次第は讀經作法、亂聲、音取、音樂、結宗參堂、導登禮盤、無言行道、散華樂、揚經題、阿彌陀經、甲八句念佛、回向句、導師降禮盤、無言行道、退出音樂なりき。

十四日には日蓮宗僧侶の供養ありき、其人々は左の如し。

導師本願寺大僧正日眞、妙顯寺大僧正福田日曜、妙國寺僧正河田日因、寶樹院僧正中川日聰、本光院權大講師信智日惠、法蓮寺中講經添田日圓、本壽寺中講義荻野日照、法華寺中講義大澤日妙、外二十餘名。

十四日午後眞宗僧侶の供養あり、其人々は左の如し。

導師前柳泉寺宇麻谷教圓、柳泉寺宇麻谷教群、外番僧等數名。

十五日午前天台宗僧侶の供養あり、列式者左の如し。

導師觀音院兼能禪師權正加藤慈光、不動院大僧都北村忍道、神地寺僧都旭有澄、淨橋寺僧都久我顯恩、慈昌院少僧都樹下慈尚、理教院權少僧都天學圓得、岩屋寺權律師國領徳孝、外十餘名。

同午後臨濟宗僧侶の供養あり、其人々は左の如し。

導師祥福寺大禪師毛利喚應、同寺留錫雲衲四十餘名。

二十日臨濟宗僧侶供養あり、其人々は左の如し。

導師圓照寺第六世伏見文秀親王、圓照寺門跡宮内仙榮、東大寺眞言院僧正敬運、勅住法常寺桂林大禪師、徒弟宗令等十數名。

此他各宗に屬する信徒講中の參拜者頗る多く、而して祭文等の一二を採萃するに左の如くなり。

祭儀開眼供大佛尊文

維時明治二十四年辛卯五月初十日、拜起於堪忍國土南國浮瑠大日本皇國兵庫縣攝津州福原郡逆瀬川街寶積山能福國密寺、未法稀奇、新現大仙點開慈眼會、遣法四部弟子等隨白、十方常住、三寶蓮華藏世界、天光獅子座上、毘盧遮那佛照性德如來、心土不二妙體、遍一切處、應化諸大薩埵及護法天龍八部泉眷神等、降臨新大道場、納受微供、夙開當山者、該宗祖傳教大師、奉勅入唐、往置寄錫、布敷靈區也、現董慈覺阿闍梨大上人住山已來、頗年孜孜修飾伽藍、齊整法器、風致庭莊等、遂一不遺枚舉焉、曾慨嘆於除于都城之外、不安巨大佛像、斯豈國家國典、而佛門遺漏、有年于茲、遂發拋身命財、額々構造之大尊願、恭訴官擇地、勸募從事於其業、殆忘寢食、晝夜片時無怠倦焉、於此、貴殿細素、隨喜々捐、古鏡銅鈴及金銀寶財者、幾千萬鈞、不能計算其數、而積聚爲山、就中、南條大檀壽山居士、布金之力過半、最有功矣、轉轉鑄治、歷經十數月、然而銷鑿、則悉化紫磨黃金、宛然而得鑄成燦爛圓滿、金剛不壞、敬丈大佛體也哉、更以剗銅、併鑄二八與牛牛小經真、暨降臨聖躬、且以方石、作周圍八角基礎、其上重以錫々奇巖、莊嚴華蓋座、殊令人奉觀相好等光莊嚴、而仰觀高接彌因、稍素驚嘆之響、驚天動地而已乎、將從背後入胎中、則透過石柱、銅扉開門內、左右成石屏也、黑暗而忽入冥府、再將且長、杳昧那方、即有隱隱一點星燈、僅得知方針、上披穿釋迦彌陀種子小窓、曳光線、仰願盼金字梵文、赫灼焉、又歷觀千態銅像小佛、則彷彿胎藏界會、宛生如接聖業之觀想也、下疊鋪文彩方紙、脚跟起徐步清涼地之念哉、亦正而壇上、安位佛舍利、及古代名號三尊木像、兼三國傳承大小聖賢之諸像、復左右兩壇、累列皇國異邦舊製法器佛具數個、堪道愷于歲巧妙美矣、俯觀觀中央壇下、則有藏骨坑、附投納于人民股利焉、可謂濟季未曾有盛舉、濁世不可稱之勝事也、加旃、結構從殿堂門庇數字、須知善業美極矣、抑時昔根據印度成日王造佛像、在於支那、後漢桓帝黃金像、又晉帝丈六金像等、雖有於皇國、憑聖武帝勸願、及朝者鈞命、昔銅巨像安在于三所、

未曾獲開成工民力俯仰之手也、實是開明隆運、稀世盛華哉乎、
雖惟甚大久遠、壽命無量、迷那全體、充滿法處、寶座隨緣、赴感真如實際、得不可稱歎、或顯百億那由他由旬大身、或現一蓮絲孔裏稱微小躬、所謂非大々身邪、毘盧身土不迴、凡下一念、宜哉堪可信、有大小權實、半滿數相矣、故經曰、以香華讚歎、敬心而供養、若使人作樂、或以歡喜心歌頌、頌佛德、皆已成佛道、唯願如來慈悲哀愍、納受微儀、拈演粗供具、明察表誠禮讚微儀、倘、倘、倘、

攝陽姫府曹洞宗古嶽瑞松山無量壽禪寺

幻住勤息 轉三 岡大 愚 謹 誌

又

慶讚兵庫縣能福寺新鑄大毘盧遮那佛拈香拙儀

偉也毘盧大法身、河沙世界剎塵々、光明更輝歐洲外、瞻仰扶桑佛日新、

相國寺派管長 獨 岡拜具

又

兵庫能福寺新鑄盧舍那銅像設疏

佛自性身、無始無終、離一切相、絕諸戲論、而佛受用身在二種、曰自受用、曰他受用、自受用眞報身、存如無終、壽命劫數、無有限量、周遍法界、四智圓滿、其他受用身、具足八萬四千相好、居眞淨土、說一乘法、令諸菩薩、受用大乘微妙法樂、濟度衆生、攝津神戶市兵庫港能福寺者、爲我高祖傳教大師之所開創焉、現住權僧正加藤慈覺、新造立盧舍那佛銅像於境內、高三丈六尺、檀越南條莊兵衛、發願喜捐淨財巨萬、踰年而成、相好端嚴、衆生瞻仰者、皆獲利益焉、往昔自聖武天皇、造立高十六尺盧舍那佛於東

大寺、相建建久中源頼朝、造立銅像於鎌倉、其高三丈、寛永中源家光、造立大像於上野、高至二丈、一則係于萬乘至寮之額、一則成于執政武將之手、今莊兵衛以眇々之軀、奮然起斯大業、而其高踰自源氏所造之二像矣、其功豈不偉大哉、今茲二十四年五月八日、諸子使奉浴式、予意、他受用身、普赴群類之機、喻如一月之印於萬水、衆生心水清、則諸佛影像必現、感應莫遠、所謂吾人自性身、則雖無始無終、非藉佛陀眞報身之威力、何由獲智德耶、智德圓滿、謂之報身、吾等衆生、亦與佛同體、而不臻于其有始無終報身如來之境界者、則智德之未顯也、豈可不叩乎聖聖哉、神戸市五港之一、而爲關西咽喉之港、軍艦商船來泊、中外之人輻湊、眞繁華之地也、今大佛之現于此土、蓋我佛陀以大威神力、普濟度五洲群黎之時也、贊曰、大佛高現、巖々堂々、智德圓滿、福壽無量

天台座主 大僧正 三浦實源 謹誌

此他南門主大僧正尊覺、堺妙國寺住職僧正日因等、高僧及在家居士の慶讚祝詞頗る多く、兵神兩港各寺院の僧侶は、此供養式に列せざる者なし。

祭日七日間天氣清明、參拜者日々寺門に充ち、菩薩練供養、舞樂、音樂、鬼追式、太鼓念佛、踊念佛、鉦念佛等の催あり。兵庫の市内は、北逆瀬川町通、神明町通、北宮内町通、西宮内町通等に大幟七十餘本を翻へし、接近の各町は、戸々球燈を掲ぐ。寺内は五色の幔幕を張廻らし、裝飾莊嚴にして、亦極めて偉觀なり。

九日藤之寺望月有成の奉納せる迦樓羅舞の譜には、行基菩薩の「靈山の、釋迦のみまへに、契りてし、眞如くちせず、逢ひみつるかな」。傳教大師の「阿耨多羅三藐三菩提の佛たち、我立袖に、冥加

わらせたまへ」の二詠を充てたり。舞は、大和舞の如く、極めて古雅のものなりき。高橋遊心、大塚豐子、永井信子の八雲の譜は、慈晃和尚の「慈の深山に有明の、月せぬ法のはしひの、久しき、みちて三千年に、なりにけれども、うつろはず、たへらふむ機に、かゝかれて、妙なる影こそ現はる」。慈鎮和尚の「たへらふむ、鑄工のてわざ、そのまゝの、中に黄金の佛まします」の二詠を用ふ。尙は開眼法會の爲めに、兵庫西幸寺(眞宗)住職司田淨桂の撰びたる歌二あり左の如し。

大佛開眼法會之歌

開けゆく世は、人こゝる。開佛の井ふかく波む程に。護國てふ名の御守にて。庭にこかねの、たへら、たて。大御佛の、みすかたを。吹きたて、鑄たて、まつりけり。されば市人里人も、縁にし、うれしく、したひ來て。御影の、ひかりを拜みつ。衆衆の歌に加はりて。此に居ながら後の世の、樂しみ、なすま、ありかたき。祝へや歌へ今日の日を。いさ、樂しみの、はしめたり。

五時之教

とよさか昇る朝彦の。高根を先は照すなり。誰の人もとく起きて。輝く御影を仰き見よ。鹿の圍生の草の葉に。結へは消る秋の露。はかなき浮世を有とやは。風待つ程を。たのむへき。鹿の圍生に。さまかへて。野山は廣き。むら紅葉。濃きも薄きも木々のまゝ。染むるは同じ時雨なり。世はさまぐの花紅葉。包も匂ひも。ひとさかり。空しとどける此法の。言の葉のみこそ眞なれ。

慈の高嶺の花の花。後の五百歳盛りなり。佛のたれば。昔人に。有れば悟りは開くなり。此供養祭には、皇族久邇宮にも代拜を立てさせられ、文秀王宮は、親しく參拜せり。而して一般參

拜者には、同寺寶物平相國清盛の血寫經を始め、千歳以前の經文、佛具等は勿論、前年暹羅國王より寄送したる、貝陀羅經等をも縦覽せしめ、兵庫の書伯文耕今井貴三郎の揮毫に係る、十六羅漢の大額面も、亦掲げて衆庶の覽に供せらるゝの榮を得たり。知縣林董は此舉に熱心なる助力を與へ、公務の餘暇を以て日々同寺に赴き、種々に配意する所ありしと云ふ。林の揮毫にて同寺に寄せたる讚辭は左の如し。

蔭 菴 林

成就大事、因緣於末法五濁之時、芬芳不斷、廣流塵刹、遠傳空劫、讚嘆何盡。

正四位勳二等 林 董 題

又其前同寺に寄せたる額面は左の如し。

顯 耀

一軀銅像、是所十方恒河沙衆大信力之凝聚化成也、善哉會聞之於佛、大念見大佛。

兵庫縣知事從四位 林 董

天台座主は、加藤慈晃の大佛建立を偉なりとなし、其勳勞を旌表するに、左の褒狀を以てし、權大僧正の位に進めたり。

能福寺住職大僧都 加藤 慈 晃

護法扶宗の念に富み、洪濟の實を擧げ、寺門の盛昌を計り、夙に新鑄大佛の善願を抱く、賴に檀徒南條莊兵衛奮て之に加はり、相謀りて乃ち起工、明治二十二年十月より十六ヶ月を経て、遂に三佛一體の大銅像を鑄造し、之を境内に安置候段、全く檀信の薰化其宜きを得たる結果にして、絶倫の偉績、最も感賞の極に付、茲に特典を以て職班を進め、其勳勞を旌表す、猶彌二刹の奮勵を懇囑す。

明治二十四年五月二日

天台座主延曆寺大僧正 三 浦 實 源

慈晃の徒弟久我慈紹の語る所に據れば、慈晃は水戸藩士某の男なり、十一歳にして日光修學院大僧正生緣の徒弟となりて薙髮し、法門の研鑽數年にして、上野東叡山某院に來る。其後叡山寶乘院住職となり、明治十年能福寺十八代即圓の後を嗣ぎて兼職となる。博聞強記、眼底一過、耳染一觸の事、曾て記憶を去らず。性極めて洒落、頓妙即智に富む、人あり黒汗を紙面に點すれば、即ち筆を執て忽ち書様に變じ、一字若くは一句を與ふるや、詩歌俳諧、混々口を銜て出づ。北白川宮頗る其資性を愛欽し、下賜常に豊かなり。慈晃明治二十九年宮と共に渡臺の舉あり、航海中、軍人舟中に在て慈晃に接す、慈晃洒灑の風采、頓妙の口調を以て彼等に話説し、敢て徒然を感せしめざりしと云ふ。明治三十年十二月二十日五十二歳を以て示寂せり。慈晃の作に係る楊柳觀世音（立像六尺六寸）、明治二十二年、如意輪觀世音（座像三尺三寸明治十八年）、子安觀世音（立像五尺明治二十五年）、相

輪塔一基(丈一丈八寸周四尺三寸明治二十二年)、大錫杖(高一丈六尺周三尺五寸明治二十五年)等は寺内に存す。

能福寺は天台宗にして、宗祖傳教大師最澄の開基に係る。大師二十九歳、桓武天皇の勅を以て入唐求法の時、航海往返寄泊の地にして、衆庶教化を蒙る者夥多なり。村民堂宇を建立し、大師の止住を渴仰す。大師乃ち自作の藥師如來を納め、能福護國密寺と云ふ、地は今真光寺附近なりき。本朝編年集に曰く、仁安三年十一月平清盛於能福寺剃髮入道す、法號淨海と號す、養和元年六月四日西八條に於て薨去、年六十四、翌日火葬とし、圓實法眼全骨を福原に持來り、能福寺の東北に埋むと。抑も圓實法眼が、清盛の遺骨を福原に持來りたるは、全く清盛の遺言に因れるなり、而して圓實法眼系と題する能福寺秘藏の古書に徴するに、左の記事あり。

德大寺家祖左大臣實能公一男右大臣公能一男左大臣實定(詞人百人一首載、後德大寺左大臣是也)一男法眼圓實一男正信正人(法然上人第四弟子嵯峨二尊院中興の祖)

而して清盛が圓實に歸依せし所以のものは、清盛第二の實弟即ち忠盛の三男教盛の長子に、中納言忠快なる者あり、承安元年九月鎌倉由井夕濱の殉難を逃れ、兵庫能福寺に來りて圓實法眼の弟子となり、薙髮して小川忠快法印と號す。斯る因縁の存するを以て清盛重く圓實法眼に歸依し、遺言して遺骨を福原に納めしむ。圓實乃ち埋骨後平相國の追善を營ひ、其追善法則の截片は、今猶能福寺

に保存せり、其文左の如し。

然則聖靈起法界信、増圓妙道、地住増道之益无滞、斷根本惑、損變易生、妙覺朗然之悟、速極加之、遠去近去、聖靈必照、修行梵行、惠日之光、一室一門亡魂、定預一乘一實法雨之潤、攝座好伴結緣、老少先遊萬年之壽域、同得羅漢之邊際定、後列三明之妙臺、共證佛陀之金剛心乃至鐵圍妙界、利益周遍、仍頌曰、

願以此功德、普及於一切、我等與無生、皆共成佛道。

此卷軸の奥書には、左の如く記せり。

圓實者、忠快次之、治承之曆間、當寺住侶也。

青蓮院宮御内、鳥井小路法印經雄弄伊丹晴齋一覽、于時寶曆四年甲戌八月二十二日。

按察使僧都即應記之

圓實は壽永二年二月十五日の示寂なれば、其後忠快之を嗣げるなり、壽永二年に至り、平氏の一門福原に來て、一門浮沈の決戦を爲さんと欲し、其年七月二十四日入道相國の廟所に於て、追善管絃講を催はしたる事は、已に上卷に記せしが、當時導師たりしは此忠快なりき。其回向に、管絃を執りたる者は左の如し。

(簫)宗盛子右衛門督清宗、時忠子讚岐中將時實、(笛)清盛弟薩摩守忠度、教盛子越前三位通盛、(笙)

重盛三男左中將清經、入道末子淡路守清房、(和琴)重盛五男丹後侍從忠房、(羯鼓)經盛二男若狹守經俊、(鉦鼓)二位殿兄平大納言時忠、(方磬)入道弟中納言教盛卿、(太鼓)入道三男平家大將内大臣宗盛公、(琴)辨局、入道女近衛基通北政所、大納言佐殿、(琵琶)時法忠印佐殿内侍局、(伽陀)法勝寺執行能圓、中納言律師忠快、(式)經師坊阿闍梨祐圓、(法華經)二位僧都全真。

寺傳に據れば壽永三年能福寺は一の谷の兵燹に罹り、堂宇灰燼となれり(能福寺焼失に就て、海關橋本小六翁は編者に告げて曰く、一の谷の戦争に能福寺が兵燹に罹りたるなどは信を措き難し、足利氏の時、高師直師恭、足利直義と不和を生じ、播磨に赴きたるは、纔に日本外史を見るも明かなり、尊氏素貪慾なれば、多く寺の珍寶を盗み、寺に火を放ちて、己が盗みたるの證據を晦ましたりと云ふ古記あり、長田村の隣村大手村の寺も、尊氏の爲めに焼かれたること歴然たる記事あり、去れども寺傳にては、一の谷の戦に焼けたりと傳ふ。凡そ天正年代、或は太閤の爲めに兵燹に罹れりと傳ふる者多くあれども、太閤豈に火攻を用て、何の爲めに寺を焼くか、解し難し、多くは皆高師直の業なり、諸寺傳へて太閤の火にかゝるなど云ふは、跡方もなき事を口にて傳へ居るものなり云々)。乃ち忠快は法鼓を敲き、法幢を樹て、以て百廢を董す。文治二年忠快一の谷戦死者の追悼供養を營ひ、元享釋書に、平大師營道場于福原、修法華法と云ふ者は是れ也、同四年六月六日示寂せり。降て南朝の興國二年、能福寺の堂宇復た又兵燹にかゝる。此に至て歴代間斷し、慶長四年十一月十

九日長盛法印なるものあり、地を字寶積に相して寺地を轉ず、即ち現今の境地にして、今山號を寶積山と云ふは之が爲めなり。其當時此地には、玉照院及び大仙坊、外門番屋敷二ヶ所を存せしとかや。應永二年に至り、堂宇建立の事あり、觀音堂を本堂に據るて本尊を納む、今の本堂是れなり。舊寺祿は、三百八十三石五斗五升四合なりし。同寺保存の舊記中、平相國入道清盛公系、大平山八棟寺石塔、無官太夫教盛一の谷落城、壽永年中福原部能福寺一件と云へる古記の斷片あり、今左に拔萃す。

清盛公系

- 桓武天皇。人皇第五十代。高原親王。第五子。高見王。高望王。自字多帝 賜平姓。國香。鎮守府 將軍。貞盛。經衡。正度。正衡。正盛。忠盛。清盛。忠盛。經盛。教盛。家盛。同上。賴盛。同上五男。忠重。同上。忠度。同上七男。壽永三年甲辰二月七日、於於知盛。同上八男。三河守。壽永二年合戰、爲木曾義仲討死。
- 清盛。仁安二年太政大臣、同三年刺髮號淨海、五十。重盛。一男、小松内大臣、母平大納言時忠妹。基盛。二男、左衛門大和守、保元元年丙。宗盛。三男、八島大臣、於壇浦戰、元曆二己六。知盛。四男、新中納言、左兵衛督征夷大將軍、于治川流死。月二十二日、於江州伏誅。年三十九。元曆二己三月二十四日、於壇浦自害。
- 重衡。五男、本三位中將、壽永三年二月七日、於須磨。清房。末子、淡路守、壽永三年二月。女子八人。庄太郎家康、元曆二年己六月、於南都伏誅。七日、於兵庫討死。年十六。經俊。二男、若狹守、同時討死。宰相修理大夫、南。經正。長男、但馬守、自仁和寺守實親王、賜青山經俊、壽永。經俊。二男、若狹守、同時討死。山に入て自害。三年甲辰二月七日、於兵庫討死。城四郎高家討首。

教盛。三男、無智大夫、同日於一谷討死、年十六、熊谷次郎直實討首。

教盛。門脇中納言、元暦二年乙巳、僧忠快。

日、於兵庫、木村源。三男、能登守、元暦二年乙巳、業盛。

即ち平氏一門の系圖は右の如くにて、壽永三年甲辰二月七日の戦に於て、生田、兵庫、須磨、一の

谷等に討死したる一門は、忠度、師盛(重盛七男年十四)經正、經俊、教盛、通盛、業盛、知章(知盛一

男年十七)清房等なるは、人の稱する所の如し、尙ほ侍大將越中前司盛俊、同監物太郎頼賢、伊賀平

内左衛門尉宗長、武藏三郎左衛尉有國亦討死す。同戦死者姓名を記したる後に、左の如く記せり。

右之通今日之討死、雜兵共總首數一千二百と印也、外一門の内、本三位中將重衡、之、同四月元暦

と改元有る。

清盛塔に就て記して曰く、

一犬相國入道靜海治承五年辛丑閏二月四日於西八條亭薨、歲六十四、依遺言骨を福原へ奉納、

則今之大平山入練寺也、尤清盛公天永元年生。

御遺骨を圓實法眼此福原へ持來り納め、治承五年辛丑より一百六年後、弘安五年二月に北條七代

最勝遠寺平貞時、石塔建立、十三重高さ四間一尺六寸。

右八棟寺除き地東西十三間、南北三十六間、但し能福寺支配寺也、

一平相國入道清盛公福原の御所とは、今の勤番屋敷也。外に花見の岡の御所は、今の能福寺也。

尤能福寺は、先年に眞光寺西手に有る、其後今の屋敷に引取候也。月見の濱の御所、雪見原の萱

御所、船見濱浦の御所、馬場殿、二階棧敷殿都合七ヶ所有る。

能福寺現今の建物、本堂以下十七棟、佛堂四字、露佛二體ありて、境内二千坪餘なり。

大佛建立に付、淨財を寄進せし者は、久通(金百圓)、井上(同上)、林(同上)、大島(同上)、鳴瀬(同上)、

圓(同上)、小林市次(金拾圓)、清國人陸(金百圓)、柿崎(同上)、石田(同上)、宮林(同上)、藤田(同上)、南

治郎兵衛(金百圓)、南條(同上)、土佐(同上)、中西(同上)、岡山(同上)、安

岡(同上)、荒木(同上)、山田(同上)、松井(同上)、姫路(同上)、播州(同上)、

專次郎(金拾五圓)、同上(同上)、上田(同上)、高橋(同上)、塚本(同上)、杉山(同上)、

上(同上)、流本(同上)、生島(同上)、船井(同上)、友成(同上)、岡田(同上)、中島(同上)、

加藤(同上)、井上(同上)、桑田(同上)、播州(同上)、

五圓、播州(同上)、丹波(同上)、豊島(同上)、姫路(同上)、神田(同上)、北

川(同上)、池田(同上)、大香(同上)、此他(同上)、

施主一家の者は勿論、新宅南條治郎兵衛、親族小林儀右衛門、同竹中徳兵衛、同梶田吉兵衛、同南條市兵衛、別家山田常七、同

豊島平造、荒木作七、同和田兵衛、親類吉田金作等の家族系公人、孰れも非常なる熱心を以て夙勉努力し、兵庫市内及び駒ヶ林

等有縁の住民其勢を寄まざるもの數百名に及べりと云ふ。

五六三